

旅客ノ來遊スルモノナシ  
右之通候也

年月日

署長名

局長宛

〔略圖凡例及上境界説明、地図は省略〕

(昭44 福岡 2)

#### 四 宅地地価修正法の成立

17、明治43年 地租条例の改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル地租条例中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年三月二十四日

法律第二号(官報三月二十五日)

地租条例中左ノ通改正ス

第一条 地租ハ左ノ税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

宅地 地価百分ノ二箇半

内閣總理大臣兼  
大藏大臣 侯爵 桂太郎

田畑 地価百分ノ四箇七  
其他ノ土地 地価百分ノ五箇半

北海道ニ於ケル宅地以外ノ土地ノ地租ハ当分左ノ税率ニ依ル

田畑 地価百分ノ三箇四

其他ノ土地 地価百分ノ四箇

本条例ニ於テ地価ト称スルハ土地台帳ニ掲ケタル価額ヲ謂フ

第三条中「郡村宅地、市街宅地」ヲ「宅地」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一類地ヲ第二類地ニ交換スルモノヲ地類交換ト謂フ

第四条第一項中「郷村社地」ヲ「府原社地、郷村社地、招魂社地、但有料借地ハ此限ニ在ラス」ニ改ム

第五条中「市街宅地」ヲ「宅地」ニ改ム

第七条 地価ハ左ノ場合ニ該当スルニ非サレハ之ヲ修正セス

一 地目又ハ地類ヲ交換シタルトキ

二 開墾シタルトキ

三 開拓墾下年期明ニ至リタルトキ

四 荒地免租年期明ニ至リ原地価ニ復シ難ク、若クハ他ノ地目ニ変シタルトキ、又ハ低価年期明ニ至リ原地価ニ復

シ難キトキ

第十条 地目ヲ交換シ又ハ地類ヲ交換シタルトキハ政府ニ届出ヘシ

地目ヲ交換シ又ハ地類ヲ交換シタルトキハ直ニ其地価ヲ修正ス、但第十六條第六項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十條ノ一及第十條ノ二ヲ削ル

第十一條 地租ヲ課スル土地ヲ地租ヲ課セサル土地ト為シ、又ハ地租ヲ課セサル土地ヲ地租ヲ課スル土地ト為シタルトキハ政府ニ届出ヘシ、但之ニ関シ予メ政府ノ許可ヲ受ケ、又ハ届出ヲ為シタルモノニ付テハ此限ニ在ラス

地租ヲ課セサル土地ヲ地租ヲ課スル土地ト為シタルトキハ、其地ノ現況ニ依リ直ニ其土地ノ地価ヲ定ム、但第十六條第四項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十二條 地租ハ左ノ期限ニ依リ之ヲ徴収ス

一 宅地

第一期

其年七月一日ヨリ  
同七月三十一日限

地租額二分ノ一

第二期

其年一月一日ヨリ  
同一月三十一日限

地租額二分ノ一

二 田

第一期

其年十一月十六日ヨリ  
翌年一月十五日限

地租額四分ノ一

第二期

同二月末日限

地租額四分ノ一

第三期

同三月三十一日限

地租額四分ノ一

第四期

翌年五月一日ヨリ  
同五月三十一日限

地租額四分ノ一

三 其他ノ土地

第一期

其年九月一日ヨリ  
同九月三十日限

地租額二分ノ一

第二期

其年十一月一日ヨリ  
同十一月三十日限

地租額二分ノ一

特殊ノ事情アル地方ニシテ前項ノ納期ニ依リ難キモノニ付テハ、命令ヲ以テ特別ノ納期ヲ設クルコトヲ得

第十四條 地価ヲ修正シタル土地ニ付テハ其年ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス、但其年ニ係ル地租ノ全部又ハ一部ノ納期開始後地価ヲ修正シタルトキハ、翌年分地租ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス

第十五條 地租ヲ課スル土地ニシテ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ、其届出アリタル後又ハ其事実ヲ認メタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徴収セス

地租ヲ課セサル土地ニシテ地租ヲ課スル土地トナリタルトキハ、地価設定後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徴収ス、但地価設定後ニ開始スル納期ニ於テ前年分地租ヲ徴収スヘキ場合ニ於テハ、其納期分ノ地租ハ之ヲ徴収セス

前二項ノ規定ハ荒地免租年期若クハ低価年期許可ノ場合、又ハ荒地免租年期明若クハ新開免租年期明ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條中「耕地ノ区画若クハ形状ヲ変更スル為メ又ハ」ヲ削リ、「地方庁」ヲ「政府」ニ改メ第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但地類交換ヲ為シタル後五年以内ニ開墾シタルモノニ在リテハ、其成功ノ部分ニ対シ直ニ其地価ヲ修正ス

第十七條中「第十條ノ二ノ規定ヲ準用ス」ヲ「其年ヨリ開墾又ハ交換シタル地目ニ依リ其地租ヲ徴収ス、但其年ニ係ル地租ノ全部又ハ一部ノ納期開始後届出アリタルトキハ、翌年分地租ヨリ開墾又ハ交換シタル地目ニ依リ其地租ヲ徴収ス」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ開墾又ハ交換地目ノ税率カ旧地目ノ税率ト同一ナラサルトキハ、旧地目ニ対スル地租額ヲ開墾又ハ交換地目ノ税率ヲ以テ除シ、之ヲ開墾又ハ交換地目ニ対スル地価トシ、修正地価ニ依リ地租ヲ徴収スルニ至ル迄其地価ニ依リ地租ヲ徴収ス

第二十二條中「其地ノ現況ニ依リ地価ヲ定ム」ヲ「地価ヲ修正ス」ニ改ム

第二十四條ノ二 収税官吏ハ土地ノ検査ヲ為シ、又ハ納税義務者若クハ所有者ニ対シ必要ノ事項ヲ尋問スルコトヲ得  
第二十五條及第二十六條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

附則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ明治四十三年分地租ノ徵收ニ關シテハ仍舊法ヲ適用ス  
宅地以外ノ土地ノ税率ハ明治四十三年分地租ヨリ之ヲ適用ス  
非常特別稅法中地租ニ關スル規定ハ、宅地ニ付テハ明治四十二年分地租限其ノ他ノ土地ニ付テハ明治四十二年分地租  
限之ヲ廢止ス

本法施行前地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタル土地ニシテ地価ヲ修正セサルモノハ、本法施行ノ際其ノ地価ヲ修正シ、  
明治四十四年分地租ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徵收ス

本法施行前地目ヲ變換シ地価ヲ修正シタル土地ニシテ、修正地価ニ依リ地租ヲ徵收スルニ至ラサルモノニ付テハ、明  
治四十四年分地租ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徵收ス

明治二十四年法律第一号、明治三十年法律第五号及宅地租換法ハ之ヲ廢止ス

〔法令全書〕

18、明治43年 宅地地価修正法

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル宅地地価修正法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年三月二十四日

法律第三号 (官報二月二十五日)

内閣總理大臣 侯爵 桂太郎  
大藏大臣 侯爵 桂太郎

宅地地価修正法

第一条 本法ニ於テ宅地ト称スルハ郡村宅地及市街宅地ヲ謂フ

第二条 本法施行ノ際ニ於ケル宅地ノ地価ハ本法ニ依リ之ヲ修正ス

第三条 宅地ノ修正地価ハ本法ニ依リ定メタル賃貸價格ノ十倍トス、但シ賃貸價格ノ十倍カ市街宅地ニ在リテハ現在  
地価ノ十八倍、郡村宅地ニ在リテハ現在地価ノ七倍ニ割ヲ超ユルトキハ、市街宅地ニ在リテハ現在地価ノ十八倍、  
郡村宅地ニ在リテハ現在地価ノ七倍ニ割ヲ以テ其ノ地価トス

前項ニ依ル修正地価總額カ現在地租總額ヲ百分ノ二簡半ヲ以テ除シタルモノヲ超ユルトキハ、現在地租ヲ百分ノ二  
簡半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ修正地価總額トシ、前項ニ依ル修正地価ニ按分シテ毎筆ノ地価ヲ定ム

本法ニ於テ賃貸價格ト称スルハ、貸主カ公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ  
賃貸スル場合ニ於テ、貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ

第四条 宅地ノ賃貸價格ハ宅地賃貸價格調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス  
左ノ場合ニ於テハ政府ニ於テ宅地ノ賃貸價格ヲ決定ス

一 調査委員會成立セサルトキ

二 調査委員會ノ調査ニ付シタル日ヨリ六十日以内ニ調査ヲ結了セサルトキ

三 調査委員會ノ再議ニ付スルモ其ノ決定仍不当ト認ムルトキ

四 調査委員会ノ再議ニ付シタル日ヨリ二十日以内ニ調査終了セサルトキ

第五條 稅務署長ハ所轄内各市町村ニ於ケル宅地ノ賃貸價格ヲ調査シ、宅地賃貸價格調査委員会ニ提出スヘシ

第六條 各稅務署所轄内ニ宅地賃貸價格調査委員会ヲ置ク、但シ稅務署所轄内ニ市制ヲ施行スル地方ヲ包含スルトキハ、市制ヲ施行スル地方ト其ノ他ノ地方トニ區別シテ之ヲ置ク

調査委員ノ定數八十人トス、但シ地方ノ狀況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第七條 調査委員ハ調査委員選舉人ノヲ選舉ス、調査委員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

調査委員ハ其ノ職務ノ終了ニ因リ解任ス

第八條 調査委員選舉人ノ定數ハ、其ノ選舉区域内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者五十人ニ付一人トス、但シ

義務者千人以下ナルトキハ二十人ニ止メ、義務者五十人未満ナルトキハ一人トス

第九條 調査委員ノ選舉区域ハ調査委員会ヲ置クヘキ区域ニ依リ、調査委員選舉人ノ選舉区域ハ市町村ノ区域ニ依ル

第十條 選舉執行ノ日ニ於テ現ニ地租名寄帳ニ宅地地租納稅者トシテ登録セラレタル者ハ、当該選舉区域内ニ於テ調査委員選舉人ヲ選舉シ、又ハ調査委員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルルコトヲ得、但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限

ニ在ラス

一 無能力者

二 身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者、及家資分數若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三 國稅滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処セラレタル者、又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレ復權ヲ得サル者

五 六年未満ノ懲役若ハ禁錮ニ処セラレタル者、又ハ旧刑法ノ禁錮ニ処セラレタル者ニシテ、其ノ刑ノ執行ヲ終ル迄ノ者又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十一條 調査委員選舉人及調査委員ノ選舉並調査委員会ノ會議ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 政府ハ其ノ決定シタル賃貸價格ニ依リ修正地価ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間、其ノ市町村内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人ノ縦覧ニ供スヘシ

第十三條 宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人修正地価ニ不服アルトキハ、縦覧期間満了ノ日ヨリ三十日以内ニ政府ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第十四條 前條ノ申立アリタルトキハ、政府ハ修正地価ヲ決定シ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第十五條 前條ノ決定ニ対シ不服アルトキハ、訴訟又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得

第十六條 本法中市トアルハ東京市、京都市、大阪市、北海道及沖繩県ニ在リテハ区トス

市長ノ職務ヲ行フ区域ハ本法ニ於テハ之ヲ町村ト看做ス

附則

第十七條 本法ニ依リ地価ヲ修正シタル宅地ニ付テハ、明治四十四年分地租ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴收ス

第十八條 本法施行後明治四十三年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ、地租條例ニ依リ地価ヲ設定シ又ハ修正シタル宅地

ニ付テハ、更ニ本法ニ依リ地価ヲ修正シタル類地ノ比準ニ依リ地価ヲ修正シ、明治四十四年分地租ヨリ其ノ修正地価ニ依リ地租ヲ徴收ス

第十九条 荒地免租年期又ハ低価年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、年期明ニ至リ類地ノ比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

荒地免租年期ヲ有スル宅地ニシテ低価年期ヲ許可セラレタルトキハ、其ノ年期明ニ至リ前項ノ規定ヲ適用ス

第二十條 本法施行前耕地整理法又ハ明治三十年法律第三十九号ニ依リ、耕地ノ整理又ハ土地ノ改良ニ着手シ事業成功ニ至ラサル地区内ニ在ル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、事業成功ニ至リ本法ニ依リ地価ヲ修正シタル類地ノ比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

第二十一條 開墾着手後九年ヲ経過セサル宅地、又ハ墾下年期若ハ地価据置年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、開墾着手後十年目又ハ年期明ニ至リタルトキ類地ノ比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

第二十二條 前三條ノ場合ニ於テ地租ヲ徴収スヘキ宅地ニ付テハ、其ノ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収スルニ至ル迄左ノ各号ニ依リ地租ヲ徴収ス

一 北海道ノ宅地ニ在リテハ現地価ニ対スル百分ノ三箇四ノ地租額ヲ、百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ地価額トシ之ニ対スル地租ヲ徴収ス

二 府県ノ宅地ニ在リテハ現地価ニ対スル百分ノ四箇七ノ地租額ヲ、百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ以テ地価額トシ之ニ対スル地租ヲ徴収ス

前項ノ規定ハ明治四十四年分地租ヨリ之ヲ適用ス

〔法令全書〕

## 19、明治39年 税法審査委員会審査報告（抄）

### 一 税法審査委員会審査報告

租税ノ制度ヲ整理シ財政ノ基礎ヲ確実ニスル為、大蔵省ニ税法審査委員会ヲ設置セラレ、本省・専売局及稅務監督局ノ高等官ヲ以テ其ノ委員ト為シ、税法ニ關スル調査ヲ命セラレ、示スニ大体ノ方針ヲ以テセラレタルヲ以テ、委員會ハ明治三十九年五月十七日ヲ以テ其ノ第一回ヲ開キ、爾來八開月會ヲ開クコト五十四回、本月二十二日ヲ以テ其ノ調査ヲ終了シ、茲ニ其ノ結果ヲ閣下ニ報告スルコトヲ得ルハ、小官ノ深ク名譽トスル所ナリ

委員會ハ閣下ノ示サレタル大体ノ方針ニ從ヒ、負担ノ衡平ト徴税ノ簡便トヲ計ルト同時ニ、課税ノ為ニ産業ノ発達ヲ阻害セラルルコトナカラシムコトヲ期シ、調査ノ順序ヲ二段ニ分チ、第一次ニ於テハ各種ノ租税ニ付價重ニ其ノ利害得失ヲ討論審究シ、第二次ニ於テハ第一次ニ於テ決定シタル事項ニ關シ、起草シタル法案ニ就キ其ノ各項ノ整否ヲ論定シ、成案ヲ作成スルコトト為シタリ、其ノ各稅審議ノ要領、其ノ決議ノ趣旨ニ依リ起草シタル法案、並其ノ法律ノ衷施ニ依リ生スヘキ歳入増減ノ計算ハ、詳ニ載セテ別冊審査報告ニ在リ、謹テ之ヲ呈出シテ閣下ノ御覽ヲ仰ク

小官ハ本報告ヲ為スニ臨ミ、委員及各稅務主管庁従事員ノ非常ナル勤勞ニ付一言附加スルヲ以テ小官ノ義務ナリト信ス、委員カ多忙ナル本職ヲ有スルノ傍ラ熱心本調査ニ從事シ、晷ニ續クニ懈ヲ以テシ、以テ調査ノ進行ヲ計リタルト、特ニ主稅局長・稅務監督局員及稅務署員カ材料ノ蒐集・調査ノ起草・數字ノ計算等ニ非常ノ精勵ヲ為シ、早出晚退以テ必要ナル資料ヲ本會ニ提出シタルトハ、困難ナル本會ノ事業ヲシテ能ク一年ニ滿タスシテ完結スルニ至ラシメタルモノニシテ、小官ノ深ク満足スル所ナリ、之ニ關シテハ閣下ノ特ニ留意セラレシコト切望ニ堪ヘス

税法審査委員会審査報告相添、此段及報告候也

税法審査委員会委員長

明治三十九年十二月二十四日

大蔵次官 若槻礼次郎

税法審査委員会審査報告

目次

緒言

第一章 地 租

第一款 地租ノ課税方法

第一項 売買価格課税法ノ可否

第二項 小作料課税法ノ可否

第三項 純益課税法ノ可否

第四項 地租ヲ配賦税ト為スノ可否

第五項 地租ヲ廢シテ他ノ租税ト合併スルノ可否

第二款 地価ノ修正

第一項 宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

第二項 宅地以外ノ土地ノ地価ヲ修正スルノ要否

第三款 宅地地価修正ノ方法

第一項 修正地価ノ標準ヲ貸賃価格ト為スノ可否

第二項 貸賃価格ハ評定ノ價格ニ依ルノ可否

- 第三項 貸賃價格ハ總收入ニ依ルノ可否
- 第四項 貸賃價格ヲ課税標準ト為スノ可否
- 第五項 貸賃價格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為スノ可否
- 第六項 修正地価ニ制限ヲ設クルノ可否
- 第七項 地価修正ヲ市街宅地ニ限ルノ可否
- 第八項 沖繩県ノ宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否
- 第九項 宅地地価修正ノ期限ヲ定ムルノ可否

第四款 税率ノ改正

第一項 宅地ノ税率

一 内地ノ宅地

二 北海道ノ宅地

三 沖繩県ノ宅地

第二項 宅地以外ノ土地ノ税率

第五款 其ノ他ノ問題

第一項 市街宅地下郡村宅地ノ區別ヲ廢スルノ可否

第二項 地目変換、地類変換ノ地価据置期間ヲ廢スルノ可否

第三項 市制又ハ区制施行地ニ在ル有租地ヲ宅地ト為スノ可否

第四項 罹災田畑ノ地租ヲ免除スルノ可否

第五項 沖繩県ノ滞納旧租ヲ免除スルノ可否

第二章 所得税〔以下は省略〕

緒言

税法審査委員会ハ大蔵大臣ノ命ニ依リ税法整理ニ関スル調査ニ従事シ、明治三十九年五月十七日ヲ以テ其ノ第一回ヲ開キ、会ヲ重ヌルコト五十四回、同年十二月二十二日ヲ以テ其ノ調査ヲ終了シタリ  
大蔵大臣ノ委員会ニ下サレタル訓示ノ要旨左ノ如シ

日露戦役ニ当リ前後ニ回ニ断行シタル増税ハ、時局ノ急ニ応ジ計画セラレタルモノニシテ、悉ク国民経済ノ状態ニ適応シタリト謂フ能ハサルモノアルヲ信セシムルノミナラス、戦後ノ経営ハ鞏固ナル財政ニ依頼シ鞏固ナル財政ハ確實ナル租税ニ期待セサルヘカラサルヲ以テ、国民経済ノ状態ニ稽考シテ租税ノ制度ヲ整理シ徵税ノ基礎ヲ確立スルハ、戦後経営ノ一大要義ナリト謂フヘシ、是レ税制一般ノ整理改善ニ関シ研究調査ヲ要スル所以ナリ

曩ニ非常特別税ノ継続案ヲ議會ニ提出シ其ノ協賛ヲ求ムルニ当リ、政府ハ官民ノ委員ヲ以テ組織スル税法調査会ヲ設置シ、二箇年ヲ期シ一般税法ノ調査ヲ為シ整理ヲ遂クヘキ旨ヲ宣明シ、同時ニ税法調査会設置ニ要スル経費ノ予算ヲ議會ニ提出シタリト雖、予算ハ竟ニ成立セス官民ノ委員ヲ以テ組織スル税法調査会ヲ設置スル能ハサルニ至レリ、然レトモ税法ノ整理ハ前述ノ如ク刻下ノ急務ナルヲ以テ、経費予算ノ不成立ニ依リ税法ノ調査ヲ廃スヘカラス、故ニ茲ニ大蔵省高等官ヲ以テ組織スル税法審査委員会ヲ設置シ、税法整理ノ準備調査ニ関スル事項ヲ審査セシムルコトト為セリ

税法審査委員会設置ノ趣旨斯ノ如シ、願ハクハ現行税法ノ各種ニ亘リ広ク財政経済ノ両面ヨリ其ノ利害得失ヲ研究

シ、財政上ノ要求ヲ欠カサル程度ニ於テ経済上ノ障害ヲ除キ、国庫ノ充實ト産業ノ発達ト並行セシムルコトヲ期シ、尚租税負担ノ衡平ヲ保タシメ事務取扱ノ簡便ヲ得セシムルコトニ注意シ、慎重審査ヲ遂クテ税法整理ノ目的ヲ達セシメラレンコトヲ

以下、少シク税法調査ノ方針ニ就テ説述スル所アラントス

第一、調査ノ目的

- 一、租税ノ負担ニ偏重偏輕アルモノハ権衡ヲ得セシム
- 二、課税ノ為又ハ税率高キ為産業ノ発達ヲ妨クヘキモノハ課税ヲ廃シ又ハ税率ヲ低クス
- 三、税率ヲ高メタル為租税ノ収入ヲ減スヘキモノハ税率ヲ低クス
- 四、賦課徴収ノ方法繁細ナルモノハ簡捷ナラシム
- 五、前各号ノ調査ニ依リ現在ノ歳入總額ヲ減少スルニ至ルトキハ、新ニ財源ヲ案出シテ之ヲ補填ス

第二、調査ノ範囲

- 一、主トシテ内国税ニ付テ調査ス
- 二、内国税改廢ノ結果海關税率ニ影響スルモノハ併セテ之ヲ調査ス
- 三、内国税トノ關係上必要アルトキハ専売制度ニ付テモ調査ス
- 四、地方税ノ財源特ニ国税ノ附加税ニ付テ調査ス

第三、調査ノ順序

- 一、第一次ニ於テ左ノ調査ヲ為ス
- (イ) 各種租税ニ就キ税率ノ改廢ヲ要スルモノアリヤ否ヤヲ調査ス

(ロ) 前号調査ノ結果ニ依リ歳入ノ増減ヲ調査ス  
(ハ) 歳入ノ減少ヲ補填スル財源ヲ調査ス

二、第二次ニ於テ左ノ調査ヲ為ス

(イ) 第一次調査ノ結果ニ基キ賦課徴収ノ方法ヲ調査シ法案ヲ起草ス

(ロ) 各種租税ニ就キ賦課徴収ノ方法ニ改正ヲ要スルモノアリヤ否ヤヲ調査シ法案ヲ起草ス

終ニ臨テ附言ス、夫レ税法ノ問題タル關係スル所頗ル広汎ニシテ、之ヲ革新ヲ企ツルハ容易ノ業ニ非サルカ故ニ、各種ノ方面ニ亘リテ広く智識ヲ求め利害關係ヲ詳知スルハ極メテ必要ノコトニ屬ス、茲ニ稅務ニ當ル諸官ノ意見ヲ徵シタリト雖、尙課稅事項ノ細目ニ涉リテハ關係諸官、地方官、民間ノ団体其ノ他當業者ニ就テ意見ヲ求ムル等充分考究ヲ尽シ遺憾ナキヲ要ス

委員會ハ大蔵大臣訓示ノ趣旨ニ從ヒ、広く各種ノ租税ニ就キ或ハ外国ノ法制ニ稽ヘ或ハ本邦ノ國情ニ鑑ミ、經濟財政ノ両面ヨリ慎重ニ其ノ利害得失ヲ研究シ、且世論ノ存スルモノハ建議進言悉ク擧ケテ之ヲ審査シ、取捨必ス其ノ理由ヲ明ニスルコトヲ期シタリ

委員會ハ、稅源ノ選択其ノ他一般稅制ノ整理改善ニ關シテハ稅務當局者ノ意見ヲ徵シ、非常特別稅法施行ノ影響及戰前戰後ニ於ケル一般產業ノ盛衰、國民生計ノ變遷、納稅能力ノ強弱等ニ關シテハ地方長官、稅務監督局長、商業會議所等ノ調査ヲ求め、整理事項ノ利害得失ニ關シテハ商業會議所、手形交換所、織物同業組合其ノ他ノ實業団体ニ諮問シ、又特殊問題ニシテ事情ヲ悉クスノ要アルモノニ關シテハ親シク當業者ニ質問スル等、各種ノ方面ニ亘リテ広く智識ヲ求め委員會ノ參考ニ供シタリ

稅法調査ノ範圍ハ頗ル広汎ニ亘リ、現行稅法ニ付テハ凡ク其ノ細目ニ入りテ之ヲ審議討論シ、新規ノ財源ト認メ得ヘキモノニ付テハ亦漏ス所ナク之ヲ比較研究スルコトヲ期シタリ、而シテ事ノ重要又ハ複雑ナルモノニ在リテハ、慎重ヲ期スルヲ特別委員ニ附托シテ之ヲ調査セシメタリ

稅法調査ノ結果委員會ハ三個ノ租稅整理案ヲ得タリ、現行稅法中負擔ノ權衡ヲ失スルモノ、又ハ徵稅ノ簡便ヲ欠クモノ、其ノ他改善ヲ要スヘキモノニ對シ整理ヲ為シタルモノヲ第一案トシ、比較的善良ナリト認メタル新稅ノ創設ニ依リ補填シ得ヘキ限度ニ於テ、世間ニ議論多キ租稅ヲ廢止セントスルモノヲ第二案トシ、世間ニ議論多キ租稅ハ全部之ヲ廢止スルト同時ニ、租稅組織ノ現制ヲ根本ヨリ改革セントスルモノヲ第三案トス

委員會ハ第一案ヲ以テ現下ニ行フヘキ整理トシテ最モ適実ナルモノト認メ、其ノ決議ノ趣旨ニ依リ法案ヲ起草シ歳入増減ノ計算ヲ為シタリ

委員會ニ於テ稅法ヲ審査シ決議シタル要領ハ、以下章ヲ分チ之ヲ説述セントス

## 第一章 地 租

### 第一款 地租ノ課稅方法

地租方委員會ノ議ニ附セラルルニ當リ劈頭問題トナリタルハ、地租ノ課稅方法ニ關スル根本問題ナリトス、蓋シ世間往々現行地租ノ課稅方法ヲ論議スル者アルヲ以テ、各種ノ課稅方法ニ就キ其ノ利害得失ヲ研究シ、現行地租課稅方法改正ノ要否ヲ調査セントスルニ在リ

課稅ノ方法ハ時ノ古今地ノ東西ニ依リテ其ノ制度区々ナリト雖、之ヲ大別スレハ面積課稅法、等級課稅法、收穫課稅法、売買價格課稅法、小作料課稅法及純益課稅法ノ六方法ニ過キス、而シテ面積課稅法及等級課稅法ハ遠ク羅馬時代ニ行ハレ、現今稀ニ殖民地ニ行ハルト雖、概シテ過去ノ制度タリ、收穫課稅法ハ維新前我國ニ行ハレ、又現今土瓦古埃及及印度ノ一部ニ制行ハルト雖、是亦進歩シタル制度ニ非ス、要スルニ以上ノ三方法ハ歴史ノ遺物若ハ半開國ノ制



度ト称スヘク、其ノ利害得失ノ如キ深ク研究ヲ要サセルヲ以テ、委員会ハ課税方法研究ノ範圍ヲ売買価格課税法、小作料課税法及純益課税法ノ三者ニ限リタリ

委員会ハ各種課税方法ノ利害得失ヲ研究スルニ先チ、左ノ二問題ノ可否ヲ審議スルヲ要スト認メタリ

一、地租課税ノ標準ハ現実ノモノニ依ルヲ可トスルヤ、又ハ評定ノモノニ依ルヲ可トスルヤ

二、地租課税ノ標準ハ毎年更定スルヲ可トスルヤ、又ハ一定年間繼續適用スルヲ可トスルヤ

第一ノ問題ニ対シテハ、委員会ハ左ノ理由ヲ以テ現実ノモノニ依ルヲ可トスルコトニ決シタリ

土地ノ売買価格、小作料若ハ純益ハ客観的條件ニ依リテ形成サルコト殆ト稀ニシテ、多クノ場合ニ於テハ主観的條件、換言スレハ当事者間ニ於ケル諸種ノ对人的關係ニ依リテ形成サルモノナルカ故ニ、各個人ニ於ケル現実ノ價格ヲ調査スルカ如キハ到底実行ヲ期スヘカラサルノミナラス、却テ課税ノ不公平ヲ來スニ至ルヘシ、況ヤ売買若ハ賃借ニ附セラルルハ一部ノ土地ニ過キササルニ於テラヤ

第二ノ問題ニ対シテハ、委員会ハ左ノ理由ヲ以テ毎年更定スルヲ不可トシ、一定年間繼續適用スルヲ可トスルコトニ決シタリ

土地ノ状況ハ年々變遷推移スルモノナルカ故ニ、地租課税ノ標準トナルヘキ價格ハ毎年之ヲ更定スルハ理論上正当ナリト雖、毎年之ヲ更定スルカ如キハ実行上頗ル困難ナルノミナラス、之ニ依リテ得ル所ノ実益ハ甚ニ輕微ニシテ其ノ利ハ其ノ害ヲ償フニ足ラス、然レトモ永年其ノ課税標準ヲ固定シテ更定セサルトキハ甚シキ不公平ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テ、著シク經濟事情ノ變遷セサル年間例ヘハ十年又ハ十五年間之ヲ繼續適用シ、其ノ期ニ及テ更定スルヲ適當トス

### 第一項 売買價格課税法ノ可否

現今売買價格課税法ヲ主張スル論者ニ二種アリ、各其ノ論拠ヲ異ニス、一ハ論拠ヲ小作料課税ニ置キ土地ノ売買價格ハ土地ノ小作料ヲ代表スルモノナリト云フニ在リ、一ハ論拠ヲ純益課税ニ置キ土地ノ売買價格ハ土地ノ純益ヲ代表スルモノナリト云フニ在リ、而シテ土地ノ売買價格ヲ課税標準トシテ地租ヲ課スヘシト云フニ至リテハ其ノ據ヲ一ニセ

り  
委員会ハ小作料課税法、純益課税法ノ可否ハ各其ノ題下ニ於テ審議スルコトトシ、先ツ土地ノ売買價格ハ果シテ土地ノ小作料又ハ純益ヲ代表スルモノナリヤ否ヤ、及土地ノ売買價格ヲ課税標準トシテ地租ヲ課スルノ可否如何ノ問題ヲ審議シタリ

或論者ハ曰ク

一、土地ノ売買價格ハ小作料ニ比例シテ高低スルモノナルカ故ニ、売買價格ヲ標準トシテ地租ヲ課スルトキハ、其ノ負担ハ小作料ノ多寡ニ比例シテ配当セラルヘク、從テ今日ノ地租ニ於ケルカ如キ不公平ヲ避クルコトヲ得

二、土地ノ売買價格ハ小作料ニ比例シテ騰貴シ小作料ハ固ノ繁榮ニ伴フテ増進スルカ故ニ、売買價格ヲ標準トシテ地租ヲ賦課スルトキハ、其ノ收入ハ固ノ繁榮ニ伴フテ増加ス

三、土地ノ売買價格ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ評定ス

(イ) 土地ノ売買行ハルル地方ニ在リテハ其ノ相場ニ依リ、賃借ノ行ハルル地方ニ在リテハ其ノ小作料ヲ還元ス

(ロ) 売買又ハ賃借ニ依リ標準ヲ得サル場合ニ於テハ四隣ノ地価ニ依リ之ヲ類推ス

(ハ) 場合ニ依リテハ土地ノ一部ヲ買収シ之ヲ競売ニ附ス

委員中此ノ論ニ反對スル者ハ曰ク

一、地租ヲ以テ小作料ニ課税スルモノナリトセハ、売買価格ヲ課税標準ト為スノ迂回シタル方法ニ依ランヨリモ、寧ロ小作料其ノモノヲ課税標準ト為スノ優レルニ如カス

二、土地ノ売買価格ハ常ニ小作料ニ比例シテ高低スルモノニ非ス、紛糾タル各種ノ事情ハ之カ例外ノ原因ヲ為スコト頗ル多シ

(イ) 經濟上政治上ノ變動ニ因リ土地ノ価格ヲ高低スルコトアリ

(ロ) 地利上習慣上ノ關係ニ因リ土地ノ価格ニ差異アルコトアリ

(ハ) 地積ノ大小ニ因リ価格ノ割合一定セサルコトアリ

(ニ) 特定ノ人ニ對シテ特定ノ価格ヲ有スルコトアリ

三、仮ニ土地ノ売買価格ハ小作料ニ比例シテ高低スルモノナリトスルモ、土地ノ売買価格ヲ精確ニ調査スルコト頗ル困難ノミナラス、土地ノ売買ハ頻繁ニ行ハルルモノニ非サルカ故ニ、公正ノ価格ヲ発見スルコトヲ得ス

(イ) 強制登記ノ方法ニ依リ土地ノ売買価格ヲ知ラントスルモ、登記価格ハ決シテ實際ノ価格ニ非ス

(ロ) 土地ノ売買行ハレサル地方ニ在リテハ小作料ヲ金利ニ依リ還元セントスルモ、金利ハ高低常ナキカ故ニ之

依リ還元シタル價格ハ精確公平ナル能ハス

(ハ) 売買貸借共ニ行ハレサル地方ニ在リテハ四隣比準モ行ハレ難ク、又競売ニ附スルモ適宜ノ價格ヲ得ルコト難カルヘシ

四、國ノ繁榮ニ伴フテ地租ノ收入ヲ増加ストノ論旨ハ、永ク課税標準ヲ固定セス經濟事情ノ變遷ニ從テ更定スルノ結果ト謂フヘク、必スシモ売買價格課税法ノミノ特色ト謂フヘカラス

五、要スルニ土地ノ売買價格ヲ課税標準トシテ地租ヲ課スルトキハ、小作料又ハ土地ノ純益ニ比例セサル課税トナ

リ負担ノ不公平ヲ生ス

委員會ニ於テハ可否兩論ニ就キ審議ヲ尽クシ反對論ヲ以テ理由アルモノト認メ、而シテ純益課税ニ論拠ヲ置ク売買價格課税法ニ對シテモ、亦土地ノ売買價格ハ土地ノ純益ニ比例シテ決定スルモノニ非ストシ、小作料課税法ニ對スルト同一論法ヲ以テ排斥スヘキモノト為シ、売買價格課税法ハ共ニ之ヲ否認シタリ

### 第二項 小作料課税法ノ可否

小作料課税法ノ論拠ニモ亦二種アリ、一ハ地租ハ性質上小作料ニ課税スルヲ正当ナリト論スルモノニシテ、一ハ地租ハ性質上土地ノ純益ニ課税スルヲ正当トスト雖、小作料ハ土地ノ純益ヲ代表スルモノナルカ故ニ、小作料ヲ課税標準トスルヲ便宜ナリト論スルモノナリ

小作料課税法ニ反對スル委員ハ論シテ曰ク

一、小作料課税法ノ欠点ハ単ニ地主トシテ取得スル純益ニ課税スルニ止マリ、耕作利潤ニ對シテ全然課税セサルニ在リ、耕作利潤ニ對シ別ニ課税法ヲ設クルニ非サレハ納税能力ニ適応セシムル能ハス

二、地主ノ取得スヘキ小作料ニ課税スルトキハ、其ノ税金ハ自然耕作者ニ転嫁スヘキカ故ニ、小作料ニ課税スルハ即チ耕作利潤ニモ課税スルノ結果トナルトノ反對論アランモ、立法上収益税ノ転嫁ヲ予想スルハ穩當ナラサルノミナラス、仮ニ転嫁アリトスルモ其ノ転嫁ハ極メテ不規則ナルヘキカ故ニ、耕作利潤ニ課税スルト同一ノ結果ナリト謂フヘカラス

三、小作料ハ土地ノ純益ヲ代表スルモノナリト稱スト雖、小作料ハ常ニ土地ノ純益ヲ代表スルモノニ非ス

(イ) 土地ノ純益ニ増減ナキモ市場金利ノ高低ニ因リ小作料ニ變動アルコトアリ

(ロ) 土地ノ純益ニ變動ナキモ勞銀物価ノ高低ニ因リ小作料ニ影響アルコトアリ

- (ハ) 小作料ハ習慣又ハ契約期間ノ長短ニ依リテ定マルモ土地ノ純益ニ増減ナキコトアリ
- (ニ) 小作料ハ人的關係ニ依リテ特殊ノ價格ヲ生スルコトアルモ土地ノ純益ニ差異ナキコトアリ
- (三) 小作料課税法ハ英國ノ如ク大規模ノ小作行ハレ、且小作多キ地方ニ於テハ或ハ適當ナランモ、我國ノ如ク小作ハ總テ小規模ニシテ且自作多キ地方ニ於テハ不適當ナリ、何トナレハ小作地ニ付テハ直ニ其ノ小作料ヲ課税標準ト為スヘキモ、自作地ニ付テハ先ヅ其ノ自作收益ヲ調査シ、其ノ收益ヨリ小作料ニ相当スル金額ヲ算出シテ之ヲ課税標準ト為ササルヘカラスルノ煩雜アレハナリ
- 五、小作料課税ニ依ルトキハ大ニ労費ヲ減スルコトヲ得ヘシトノ論アルヘシト雖、小作料ノ調査評定算出ニ關スル手續ハ決シテ簡易ナリト謂フヘカラス

委員会ハ大体ニ於テ此ノ反對論ノ理由ヲ是認シ、小作料課税法ヲ否認シタリ

第三項 純益課税法ノ可否

純益課税法ハ土地ノ總收入ヨリ耕作費ヲ控除シタル殘額、即チ土地ヨリ生スヘキ合体的純收入ヲ課税標準ト為スモノニシテ、小作料即チ地主トシテ取得スル收益ノミナラス、耕作ニ依リテ生スル耕作利潤ニ對シテモ課税スルモノナルカ故ニ、小作料課税法又ハ売買價格課税法ニ比シ土地ノ純益ニ最モ直接ニ且最モ遺漏ナク課税スルコトヲ得、租税本質上最良ノ課税法ナリトス

前二方法ヲ否認シタル委員会ハ全会一致ヲ以テ純益課税ノ主義ヲ是認シタリ、然レトモ之ヲ実行スル方法ニ關シテハ衆議必スシモ一致セス、或ハ今日ノ台帳主義ニ代フルニ申告主義ヲ以テスヘシト論シ、台帳主義ヲ批難シテ曰ク

- 一、土地ノ文量生産力ノ測定、生産費ノ計算、收穫物ノ評価等詳細ナル手續ニ依リ、各地各筆ノ純收入ヲ精確ニ調査スルハ殆ト不能ノ事ニ屬スルカ故ニ、實際ニ於テハ土地ノ平均收入ヲ調査シ、之ニ依リ地価ヲ評定スルノ簡便

法ニ從ハサルヘカラス

- 二、地価ノ評定、台帳ノ調製ニハ數多ノ歲月ヲ要スルカ故ニ、其ノ間ニ生スル經濟事情ノ變遷ニ因リ不公平ノ結果ヲ生ス
  - 三、收入ノ調査、地価ノ評定ニハ推測ノカラ仮ラサルヘカラサルカ故ニ、調査評定ニ從事スル官吏ノ手心ニ因リ不公平ノ結果ヲ生ス
  - 四、不公平ナル地価ヲ課税標準ト為スコト既ニ純益課税ノ真義ニ反スルノミナラス、其ノ地価ハ容易ニ修正セラレサルカ故ニ、納税者ハ永ク不公平ノ課税ヲ受ケ
  - 五、台帳ノ調製ニハ莫大ノ勞費ヲ要スルカ故ニ容易ニ改定セラレズ、從テ經濟事情ノ變遷ニ伴ヒ伸縮スル能ハス永ク固定スルニ至ル
  - 六、地価ハ永ク固定スルカ故ニ仮ニ土地ノ收入増加シ價格騰貴スルモ、從來ノ稅率ヲ以テシテハ租税ノ收入ヲ増加スル能ハス、又稅率ヲ高ムルトキハ負担ノ不公平ヲ一層甚シカラシムルニ至ル
  - 七、故ニ台帳主義ヲ廢シテフルニ申告主義ヲ以テスルトキハ、仮ヒ其ノ申告ニ多少ノ虛偽遺漏アリトスルモ、現行ノ地価ヲ標準トシテ課税スルヨリモ公平ナル結果ヲ得ヘク、而シテ國庫ノ收入ハ弾力性ヲ有スルニ至ルヘシ
- 之ニ對シテ台帳主義ヲ弁護スル者ハ曰ク
- 一、地租ノ課税標準ヲ年々更定スルノ不可ナルハ既ニ決定セル所ナリ、地主ノ申告ニ依リ毎年其ノ課税標準ヲ更定スルコトハ此ノ先決事項ニ反ス
  - 二、一億筆以上ノ土地ニ付年年地主ヲシテ其ノ純益ヲ申告セシムルコトハ地主ノ煩ニ堪ヘサル所ナリ
  - 三、此ノ如ク多數ナル土地純益ノ申告ヲ受ケ、之ヲ整理シテ一年內ニ調定徵收ノ手續ヲ為スハ言フヘクシテ行フヘ

カラス

- 四、申告主義ヲ採用スルトキハ徵稅費ヲ要スルコト頗ル多キニ至ルヘシ
  - 五、台帳制ハ在庫ニ対シテ安固ナル財源ヲ供ス
  - 六、台帳制ハ物価ノ騰貴ニ從ヒ唯稅率ヲ高ムルコトニ依リテ增稅スルノ便アリ
  - 七、台帳制ハ參政權取得ノ資格ヲ決定スルニ便利ナル方法トナル
- 要スルニ地租ノ課稅標準ハ毎年之ヲ更定セス一定年間之ヲ繼續適用スヘキハ、地租ノ課稅方法ニ關スル先決問題トシテ既ニ委員會ノ決シタル所ナルノミナラス、純益課稅法ヲ採用スル以上ハ多少ノ欠点之ニ伴フアリトスルモ台帳制ニ依ラサルヘカラス、各國ノ立法例皆然ラサルハナシ、然レトモ台帳ニ登錄セラレタル地租課稅ノ基礎ハ、時ヲ経ルニ從ヒ現實ト違サカルニ至ルヘキヲ以テ、委員會ニ於テハ其ノ欠点ハ必要ニ應ジ之ヲ改正スルノ方針ヲ取ルコトトシ、地租課稅ノ方法ハ現行制度ヲ維持スルコトニ決シタリ

#### 第四項 地租ヲ配賦稅ト為スノ可否

地租ノ課稅方法ニ關シ別種ノ方面ヨリ説ヲ為シタル者アリ、則チ現行ノ定率稅制ヲ廢シテ配賦稅制ト為サントスルニ在リ、其ノ説ノ梗概トスル所左ノ如シ

- 一、政府ハ其ノ收納セントスル稅額ヲ必ス徵收シ得テ欠損ナシ
  - 二、土地台帳改定等ニ要スルカ如キ莫大ナル費用ト勞力トヲ要セス
  - 三、變遷極リナキ經濟狀態ニ適應セシムルコトヲ得、從テ各人ノ納稅能力ニ適應セシムルコトヲ得
  - 四、仏蘭西及露西亞ノ地租制度ハ欧州中配賦稅主義ノ双璧ニシテ以テ傲フニ足ル
- 而シテ更ニ其ノ配賦方法ニ關シテ說明シテ曰ク

- 一、政府ハ其ノ年予算ノ稅額ヲ府県別ニ集算シタル土地ノ純益總額ニ按分シ之ヲ各府県ニ分賦ス
- 二、各府県ハ府県會ノ議ヲ經テ各都市ニ分賦シ、各郡ハ郡會ノ議ヲ經テ之ヲ各町村ニ分賦ス
- 三、各市町村ハ市町村會ノ議ヲ經テ各個人ニ課稅ス
- 四、府県以下カ分賦又ハ課稅スルニ當リテ採用スル分賦又ハ課稅ノ標準ハ、土地ニ關係アル以上ハ其ノ自由ノ選択ニ任ス

委員ノ多數ハ之ニ反對シテ曰ク

- 一、配賦ノ標準トスル府県別ノ純益總額ヲ正当ニ且公平ニ調査セントセハ、勢ヒ毎筆ノ純益ヲ明ニスヘキ台帳ヲ備ヘサルヘカラスシテ、其ノ勞費ハ現制ニ比シ減スルコトナシ
- 二、地方団体ハ地租分賦ニ關シテ大ナル費用ト勞力トヲ負担セサルヘカラサルカ故ニ、配賦稅制ハ單ニ政府ヨリ觀察スルトキハ勞費ヲ節約シ得ヘキカ如シト雖、大小地方団体ノ負担スル勞費ヲ合算スルトキハ必スシモ少額ナリト謂フヘカラス
- 三、地方団体ノ議決機關ハ地租分賦ノ為紛争絶ユルコトナク、為ニ自治ノ美風ヲ破壞スルノ虞アリ
- 四、配賦稅ニ在リテハ第一次ノ分賦ヨリ第二次、第三次ノ分賦ト共ニ不公平益々加重スルノ虞アリ、經濟狀態ニ適應スル理想的ノ配賦稅ハ到底望ムヘカラス
- 五、配賦稅ト為スモ天災地變ノ場合ニ於テハ免稅セサルヘカラサルカ故ニ、国庫ノ收入常ニ確定スルモノト謂フヘカラス、若シ此ノ場合ニ於テ免稅セサルモノトセハ、災害ナキ地方トノ間ニ大ナル不公平ヲ生ス
- 六、仏國ノ地租ハ表面配賦稅ナリト雖、實際ハ曾テ定メタル台帳面ノ記載事項ニ依リテ課稅シ配賦稅タルノ実ヲ失ヘリ、是レ配賦稅制ノ美益ナキ証拠ナリ



宅地ノ時価貸価割合表

秋田	道海北		別方地		区分
	青森	北海道	府県名	時価	
一三〇、九〇〇	一九五、〇〇〇	七四四、六〇〇	府	時価	市街宅地
一一一、八〇〇	一一五、六〇〇	五一一、三〇〇	府	貸賃料	市街宅地
一〇四	一一三、七〇〇	一三三、七〇〇	府	貸賃料三 備ノ割合	市街宅地
三三、一〇〇	三五、四〇〇	五〇、一〇〇	府	時価	郡村宅地
二、五〇〇	二、三〇〇	三、四〇〇	府	貸賃料	郡村宅地
一一八	一五四	一四七	府	貸賃料三 備ノ割合	郡村宅地
三七、七〇〇	四五、五〇〇	三三九、四〇〇	府	時価	計
三、〇六九	三、一四七	一六、四三三	府	貸賃料	計
一一五	一四六	一四六	府	貸賃料三 備ノ割合	計

秋田	道海北										計
	青森	北海道	府	県	名	時	価	貸	賃	料	
一三〇、九〇〇	一九五、〇〇〇	七四四、六〇〇	府	時	価	市	街	宅	地	一三三、七〇〇	一三三、七〇〇
一一一、八〇〇	一一五、六〇〇	五一一、三〇〇	府	貸	賃	料	市	街	宅	一一三、七〇〇	一一三、七〇〇
一〇四	一一三、七〇〇	一三三、七〇〇	府	貸	賃	料	三	備	ノ	割	合
三三、一〇〇	三五、四〇〇	五〇、一〇〇	府	時	価	郡	村	宅	地	三三、一〇〇	三三、一〇〇
二、五〇〇	二、三〇〇	三、四〇〇	府	貸	賃	料	郡	村	宅	二、三〇〇	二、三〇〇
一一八	一五四	一四七	府	貸	賃	料	三	備	ノ	割	合
三七、七〇〇	四五、五〇〇	三三九、四〇〇	府	時	価	計	計	計	計	三七、七〇〇	三七、七〇〇
三、〇六九	三、一四七	一六、四三三	府	貸	賃	料	計	計	計	三、一四七	三、一四七
一一五	一四六	一四六	府	貸	賃	料	三	備	ノ	割	合

秋田	道海北										計
	青森	北海道	府	県	名	時	価	貸	賃	料	
一三〇、九〇〇	一九五、〇〇〇	七四四、六〇〇	府	時	価	市	街	宅	地	一三三、七〇〇	一三三、七〇〇
一一一、八〇〇	一一五、六〇〇	五一一、三〇〇	府	貸	賃	料	市	街	宅	一一三、七〇〇	一一三、七〇〇
一〇四	一一三、七〇〇	一三三、七〇〇	府	貸	賃	料	三	備	ノ	割	合
三三、一〇〇	三五、四〇〇	五〇、一〇〇	府	時	価	郡	村	宅	地	三三、一〇〇	三三、一〇〇
二、五〇〇	二、三〇〇	三、四〇〇	府	貸	賃	料	郡	村	宅	二、三〇〇	二、三〇〇
一一八	一五四	一四七	府	貸	賃	料	三	備	ノ	割	合
三七、七〇〇	四五、五〇〇	三三九、四〇〇	府	時	価	計	計	計	計	三七、七〇〇	三七、七〇〇
三、〇六九	三、一四七	一六、四三三	府	貸	賃	料	計	計	計	三、一四七	三、一四七
一一五	一四六	一四六	府	貸	賃	料	三	備	ノ	割	合

陰山		國中			近附畿京					北								
島	島	平	山	広	岡	平	兵	京	和	奈	大	平	苜	楸	石	長	新	平
嶽	取	均	口	島	山	均	庫	都	歌	良	阪	均	山	井	川	野	鴻	均
二二二、六〇〇	一八八、九〇〇	六四〇、七二九	六七一、八〇〇	七九三、一〇〇〇	三九一、九〇〇	一、一〇九、六〇三	一、三四九、六〇〇	八八七、八〇〇	三九四、三〇〇	二二二、三〇〇	一、三五七、九〇〇	二七二、九三七	二八三、二〇〇	二五六、三〇〇	二七九、六〇〇	三二〇、六〇〇	二三五、四〇〇	五九五、〇一九
一六、〇〇〇	一四、六〇〇	三八、四九一	四七、九〇〇	四一、四〇〇	二九、〇〇〇	七二、四六五	七四、五〇〇	四五、一〇〇	二七、〇〇〇	一八、〇〇〇	一〇五、一〇〇	二二、六〇七	一九、〇〇〇	二二、四〇〇	二五、五〇〇	二二、八〇〇	二二、三〇〇	三一、四八七
一四五	一二九	一六六	一四〇	一九二	一三五	一五三	一八一	一九六	一四六	一二九	一二九	二二〇	二四九	二二〇	一〇一	一四七	一八一	
四二、三〇〇	四三、六〇〇	五八、七五六	五五、七〇〇	六七、六〇〇	五四、一〇〇	六四、二〇二	六三、〇〇〇	六一、八〇〇	五五、二〇〇	五一、八〇〇	八四、二〇〇	五〇、二七五	五二、六〇〇	五二、〇〇〇	五六、二〇〇	五八、八〇〇	四〇、七〇〇	六四、四二三
二、八六〇	三、〇五〇	四、〇六八	三、六一〇	四、七七〇	三、九二〇	四、九五七	五、三五〇	四、〇一〇	三、七六〇	三、九一〇	六、七五〇	三、六〇九	三、九二〇	三、九九〇	三、九七〇	三、八〇〇	三、一二〇	四、一三三
一四八	一四三	一四四	一五四	一四二	一三八	一三〇	一八一	一五四	一四七	一三二	一三五	一三九	一三四	一三〇	一四二	一五五	一三一	一五七
四九、七〇〇	五三、七〇〇	八六、一六一	七〇、五〇〇	一一二、〇〇〇	六九、二〇〇	二三五、〇九一	一九二、三〇〇	二四一、六〇〇	八七、〇〇〇	六三、六〇〇	四六六、五〇〇	六二、七九三	六五、二〇〇	六九、六〇〇	七九、二〇〇	六九、六〇〇	四九、三〇〇	九八、六一四
三、三七二	三、八五三	五、六八九	四、六七二	七、五一七	五、〇四八	一五、九七四	一一、二九九	一一、九六四	五、九四二	四、八二九	三六、二八一	四、六八四	四、七四二	五、四八四	六、一九四	四、五四八	四、〇二一	五、八七七
一四七	一三九	一五一	一五一	一六一	一三七	一四七	一五六	一八六	一四六	一三二	一二九	一三四	一三二	一二七	一二八	一五三	一二三	一六八

筋道海東					近附京東					北東							
嶺	岐	三	愛	静	平	山	東	千	崎	群	柳	茨	平	楸	巖	宮	山
賀	阜	重	知	岡	均	梨	京	葉	五	馬	木	城	均	手	城	形	
二五〇、〇〇〇	二〇八、六〇〇	三九八、八〇〇	一八六、四〇〇	一〇六、〇〇〇	一、一八二、〇三六	一、一四〇、五〇〇	一、七五二、五〇〇	一、四〇〇、四〇〇	一、六三、九〇〇	二一九、〇〇〇	二二七、九〇〇	二五八、七〇〇	一九五、〇三〇	二五〇、一〇〇	一六〇、〇〇〇	一八〇、四〇〇	一三七、六〇〇
一七、五〇〇	二四、二〇〇	二〇、一〇〇	三九、四〇〇	三三、九〇〇	七七、二〇三	七八、四〇〇	一〇三、四〇〇	一七、五〇〇	二〇、四〇〇	二二、三〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二五、二七八	二二、六〇〇	一三、九〇〇	二二、九〇〇	一〇、五〇〇
二〇〇	一二八	一九八	二〇〇	一四九	一六六	一五八	一六九	一三七	一二九	一四三	一三七	一四九	一二七	一四八	一一五	一二八	一三一
六三、三〇〇	五六、一〇〇	六一、五〇〇	七三、八〇〇	六〇、八〇〇	四六、四八四	七二、六〇〇	八八、九〇〇	四七、五〇〇	四四、七〇〇	三五、〇〇〇	三二、三〇〇	三六、二〇〇	三五、六四三	三七、七〇〇	二六、九〇〇	三五、五〇〇	四七、九〇〇
四、二二〇	三、八七〇	四、一九〇	四、四二〇	三、七六〇	三、五〇四	四、四二〇	七、四〇〇	三、一五〇	三、三六〇	三、一四〇	二、九四〇	二、七八〇	二、六一七	二、九八〇	二、〇一〇	二、五七〇	三、三三〇
一五〇	一四五	一四七	一六七	一六一	一三三	一六四	一二〇	一五一	一三一	一三一	一一〇	一三〇	一三六	一二七	一三四	一三八	一四四
七五、四〇〇	六四、九〇〇	八九、九〇〇	一四六、七〇〇	七四、〇〇〇	一三六、九二八	一八一、〇〇〇	七五五、五〇〇	五一、六〇〇	四七、七〇〇	四八、四〇〇	四三、八〇〇	四二、六〇〇	四四、〇三一	四七、八〇〇	三〇、二〇〇	四六、八〇〇	五七、三〇〇
四、七八七	四、五七五	五、五二四	八、〇〇〇	四、六五九	八、九〇〇	一一、二九六	四五、八六四	三、四五三	三、五九三	四、〇四八	三、七六〇	三、三二〇	三、二八三	三、六四七	二、三三五	三、四六一	四、〇八四
一五八	一四二	一六三	一八三	一五九	一五四	一六〇	一六五	一四九	一三三	一二〇	一一六	一三三	一三四	一二一	一二九	一三五	一四〇

海東	近附京東					北東					北海道	府道 別方地 別名	区分				
	三愛静 重知岡	平均	神奈川	山梨	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城				平均	福島	茨城	宮城
四三、〇	三六、〇	四〇、一	四二、〇	四二、一	三三、九	四三、三	四一、三	三三、七	三三、一	二五、六	二九、八	二四、〇	二二、一	二九、九	二二、〇	二二、三	一四、五
一〇八、九	一〇一、五	一五七、七	一四八、四	二二三、三	九二、八	九八、三	九六、五	九〇、三	七二、七	七五、二	七九、九	六二、一	五四、三	九八、一	七六、七	七三、〇	二八、二
二五	二八	三九	三五	五三	二九	二三	二三	二八	二二	二九	二七	二六	二五	三三	三三	三一	一九割
一七、九	一〇、九	一一、六	一〇、九	一一、七	九、五	一一、六	一一、一	一〇、二	九、一	九、一	一一、一	八、八	九、八	六、四	四、八	五、四	五、十錢
五一、四	五八、八	八五、八	六三、一	一〇三、一	四二、六	七一、二	四八、五	四五、三	四〇、六	三八、〇	四七、三	二六、八	四三、一	四六、一	二二、八	一一、八	八、十錢
二九	五四	七三	五八	八八	四五	五二	四〇	四四	四五	四二	四三	四八	三九	四七	三六	二六	一五割
二九	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三

宅地以外ノ土地中最モ主要ナルハ田及畑ナルヲ以テ、委員会ハ先ツ田及畑ノ地価下時価トノ割合ヲ調査シ別表ヲ得タリ

第二項 宅地以外ノ土地ノ地価ヲ修正スルノ要否

沖繩	九州					關東					平均		
	平均	宮崎	鹿兒島	大分	福岡	熊本	佐賀	長崎	平均	愛媛		高知	徳島
七七五、一二〇	一九〇、〇〇〇	四七五、六七八	二二五、〇〇〇	二二九、一〇〇	二八〇、七〇〇	五一五、一〇〇	三八八、八〇〇	二四〇、九〇〇	九五八、七〇〇	三二四、九五三	二五七、三〇〇	三六七、一〇〇	三七七、八〇〇
四九、〇二〇	一一、九〇〇	三三、九六七	一六、九〇〇	一七、三〇〇	一九、二〇〇	三九、二〇〇	三三、五〇〇	二〇、〇〇〇	五八、一〇〇	二二、一一二	一九、五〇〇	二八、六〇〇	二二、五〇〇
一五八	一六〇	一四〇	一三三	一三三	一四七	一三二	一三〇	一一八	一六五	一四一	一三三	一三二	一三一
四八、六二三	二七、五〇〇	四一、八三八	一九、四〇〇	三一、八〇〇	三八、八〇〇	五八、四〇〇	四三、〇〇〇	四六、一〇〇	四五、〇〇〇	四七、六〇四	五一、九〇〇	四八、一〇〇	四四、二〇〇
三、五四三	二、〇〇〇	三、一七四	二、一六〇	二、〇七〇	三、〇七〇	四、五四〇	三、三四〇	三、八一〇	三、五六〇	四、〇〇六	三、八六〇	四、一四〇	三、九三〇
一三七	一三八	一三三	一五六	一五四	一三六	一三九	一三九	一三二	一三八	一三九	一三四	一三六	一三二
九七、〇五四	三一、八〇〇	五九、〇六八	二一、八〇〇	二七、九〇〇	四三、八〇〇	八五、二〇〇	五五、二〇〇	五六、三〇〇	一一二、六〇〇	六二、三二五	六二、三〇〇	六二、〇〇〇	六二、五〇〇
六、五七四	二、二六四	四、三九七	二、三四四	二、五四一	三、三九九	六、五八〇	四、三七四	四、六七八	七、六三三	五、〇二〇	四、六五〇	五、二〇五	五、〇〇一
一四八	一四〇	一三四	一三六	一四九	一三九	一三九	一三六	一三〇	一四八	一三四	一三四	一三九	一三七



道 筋		北 陸			東 京 畿 附 近			中 國			山 陰			四 國	
平 均	滋 賀	新 潟	石 川	富 山	大 阪	京 都	兵 庫	平 均	山 口	山 陰	鳥 取	島 根	平 均	高 知	徳 島
三六、二	四六、七	三二、一	三八、八	三六、七	五二、〇	四三、五	四三、五	三三、一	二五、七	三三、一	三三、一	三三、一	四一、三	三七、六	四二、五
一三九、八	一二七、四	一〇七、五	一四七、五	一二四、九	二〇〇、六	一一五、七	一四二、六	一一七、〇	一一三、七	一一四、八	一一〇、八	一一〇、九	一一二、一	一四八、一	一二二、八
三三	二七	三五	四五	三七	三九	三一	三一	三三	二九	二六	二六	二六	二六	二九	二九
一〇、五	一二、九	一三、七	一〇、八	一〇、九	二五、〇	一九、九	二四、五	一六、九	一六、二	一一、七	一一、七	一一、九	一一、九	一五、六	一五、六
五五、六	六九、三	七二、八	六八、二	三九、二	四七、一	五八、一	五九、三	五八、一	四九、七	四六、〇	四六、〇	四六、〇	四七、三	二八、二	二八、二
五二	三〇	五三	六九	五七	五九	四一	四一	四二	四二	三九	三九	三九	四二	三九	三九

國		州									沖 縄	
平 均	愛 媛	長 崎	佐 賀	熊 本	福 岡	大 分	鹿 児 島	宮 崎	平 均	平 均	平 均	平 均
三七、〇	四〇、四	三二、〇	四三、八	三六、六	三七、八	三三、六	二五、一	二七、〇	三四、六	一三、八	三三、四	三五、四
一一三、六	一一五、二	一〇九、八	一一四、八	一一五、一	一一二、四	一一二、四	六四、七	六三、八	一〇三、二	六五、八	一一二、六	一一二、六
三一	三一	三五	二五	三四	三〇	三三	二六	二四	三〇	四八	三二	三二
七、六	七、三	八、二	一一、四	七、八	八、六	八、九	四、三	四、五	六、六	一五、一	九、七	九、七
四三、一	四〇、八	五七、三	三六、六	三七、九	四〇、五	三三、七	一七、六	一八、六	三〇、八	六四、五	四八、〇	四八、〇
五六	五六	七六	三〇	四九	四七	三八	四一	四一	四七	四三	四九	四九

本表ニ依レハ田ニ在リテハ地価ニ対スル時価ノ割合ハ全国平均三倍ニシテ、北海道ノ一倍九割・東京ノ五倍三割・山口ノ五倍二割ヲ除クトキハ三倍前後ノ間ニ在リ、畑ニ在リテハ地価ニ対スル時価ノ割合ハ全国平均四倍九割ニシテ、最低タル北海道ノ一倍五割・最高タル山口ノ十四倍二割・高知ノ十一倍二割ヲ除クトキハ四倍乃至六倍ノ間ニ在リ是ニ於テ委員中畑ニ於テ如斯地価ト時価トノ割合ニ等差アル以上ハ、租税負担ノ公平ヲ保持スル為宅地ト同シク田畑其ノ他ノ土地ノ地価修正ヲ断行スヘシト主張シタル者アリ、然レトモ他ノ委員ハ左ノ理由ヲ以テ之ニ反対シタリ

- 一、地価ト時価トノ割合カ府県ニ依リテ差異アルハ動かカスヘカラサル事案ナリト雖、土地ノ大部分ヲ占ムル田ニ於テハ、其ノ割合ニノ例外ヲ除クトキハ殆ト同一ニシテ大ナル懸隔ヲ見ス、又畑ノ如キハ田ニ比シテ懸隔大ナルモ、之ヲ彼ノ宅地ニ比ストキハ決シテ同日ノ論ニ非ス
- 二、田畑ノ地価ハ明治三十二年ニ於テ特別修正ヲ行ヒ、又近ク明治三十二年ニ於テ一般修正ヲ行ヒ各地ノ権衡ヲ保

タシメタルヲ以テ、地租ノ負担ニ甚シク偏輕偏重アリト謂フヘカラス

三、爾後若シ地価修正ヲ行ハントセハ、従前行ヒタル方法ヲ以テシテハ十分其ノ目的ヲ達スル能ハサルヲ以テ、更

ニ進テ根本ヨリ地租改正ヲ行フノ舉ニ出テサルヘカラス、果シテ然ラハ數多ノ歲月ト巨額ノ経費トヲ要シ、今日

ニ於テ之ヲ断行スルハ得策ニ非ス

委員会ハ大体ニ於テ此ノ否認説ヲ容レタリ

### 第三款 宅地地価修正ノ方法

#### 第一項 修正地価ノ標準ヲ賃貸価格ト爲スノ可否

宅地地価修正ノ方法ニ関スル第一ノ問題ハ、修正地価ノ標準ハ売買価格ニ依ルヘキヤ、又ハ賃貸価格ニ依ルヘキヤト云フニ在リ、売買価格説ヲ主張スル委員ハ曰ク

一、現行地租制度ノ根基ハ純益課税ニ在リト雖、土地ノ純益ヲ土地ノ価格ニ還元シ土地ノ時価ト一致セシムルノ主義ヲ採リタルヲ以テ、此ノ主義ヲ貫徹センニハ間接ノ賃貸価格ニ依ルヨリモ直接ノ売買価格ニ依ルヲ以テ適當ナリトス

二、賃貸価格ハ各種ノ事情ニ依リテ支配セラレ、土地ノ純益ニ比例スルモノニ非サルハ小作料課税法審議ノ際論述シタル如クナルヲ以テ、之ヲ標準トシテ地価ヲ算出スルトキハ不公平ヲ免ル能ハス、故ニ売買価格ニ依ルヲ可トス

賃貸価格説ヲ主張スル委員ハ曰ク

一、土地ノ売買価格ハ元本価格ニ相当シ土地ノ純益ハ之カ利息ニ相当スルモノナルカ故ニ、売買価格ヲ標準トスルハ即チ純益ニ比例スルモノト謂フヘキニ似タリト雖、土地殊ニ宅地ノ如キハ特殊ノ事情ノ爲自由競争ノ外ニ立チ

テ売買セラレ、其ノ価格ハ土地ノ純益ニ比例スルモノニ非サルハ、売買価格課税法審議ノ際論述シタル如クナルヲ以テ、之ヲ標準トスルハ不可ナリ

二、賃貸価格力常ニ必スシモ土地ノ純益ニ比例スルモノニ非サルハ論者ノ言ノ如シト雖、売買価格力土地ノ純益ニ比例セサルカ如ク爾カク甚シキモノニ非ス

三、賃貸価格ヲ知ルハ売買価格ヲ知ルヨリモ容易ナリ、何トナレハ宅地ノ売買ハ頻繁ニ行ハルルモノニ非サルカ故ニ、正當ノ価格ハ容易ニ之ヲ発見スルヲ得スト雖、賃貸ノ事案ハ売買ノ事案ヨリモ遙ニ多クシテ、賃貸価格ノ普通相場ヲ知ルコト売買価格ノ普通相場ヲ知ルヨリモ容易ナレハナリ

四、賃貸契約ニハ特殊ノモノアルヲ以テ、其ノ賃貸価格ヲ標準トスルトキハ不権衡ヲ免レスト云フト雖、斯ノ如キモノニ対シテハ普通価格ヲ評定シテ公平ヲ期スルコトヲ得ルノ途アルヲ以テ何等妨ナシ

五、曩ニ小作料課税法ヲ否認シタルニ拘ラス、今ニ於テ賃貸価格ヲ修正地価ノ標準ト爲スハ一見矛盾セルカ如シト雖、実ハ然ラス、何トナレハ宅地ニハ田畑ノ耕作利潤ニ相当スヘキ純益アルコト甚タ稀ニシテ、多クノ場合ニ於テハ賃貸価格力宅地ノ純益全部ヲ代表スルモノナレハナリ

委員会ニ於テハ後説多數ヲ占メ、修正地価ノ標準ハ賃貸価格ニ依ルコトニ決シタリ

#### 第二項 賃貸価格ハ評定ノ価格ニ依ルノ可否

地租課税ノ標準ハ現実ノモノニ依ラスシテ評定ノモノニ依ルヘシトハ、地租ノ課税方法ニ関スル先決問題トシテ既に委員会ノ決シタル所ナリト雖、宅地地価修正ニ當リテハ特ニ例外トシテ現実ノ賃貸価格ヲ標準トスヘシトノ意見ヲ有スル委員アリ、其ノ理由ヲ説明シテ曰ク

土地ノ賃貸価格ハ各地各人ノ事情ニ依リテ高低一ナラサルヲ以テ、現実ノ賃貸価格ニ依ルニ非サレハ土地ノ収益ニ

比例スル能ハスシテ、事實ニ適応セサルモノナルヘシ、殊ニ契約ニ依リ一定ノ期間低廉ナル収入ヲ取得スル者ニ対シ、普通評定価格ヲ以テ之ヲ律スルハ頗ル酷ナリ

評定価格説ヲ維持スル委員ハ曰ク

賃貸価格ハ一樣ナラサルカ故ニ現実ノ価格ニ依ルトキハ實際ニ適応スルカ如シト雖、實ハ然ラス、却テ隣地トノ權衡ヲ失シ租税負担ノ偏輕偏重ヲ矯正セントスルノ趣意ヲ没スルニ至ルヘシ、故ニ特殊ノ事情ニ因リ賃貸価格ノ或ハ高ク或ハ低キハ、之ヲ普通相場ノ賃貸価格ニ評定シテ公平ヲ保タシムルヲ要ス、獨リ宅地ニ限リテ現実ノ価格ニ依ルノ除外例ヲ設クルノ理由ナシ、況ヤ賃貸セラレサル宅地ニ付テハ必スヤ評定価格ニ依ラサルヘカラサルニ於テヤ、又長期ニ亙ル契約ヲ以テ地代ヲ定メタル者ニ対シ、甘酷ナル結果ヲ呈スルニ至ルヘシトノ論アリト雖、多クノ場合ニ於テ契約当事者ハ、將來ニ於ケル經濟上政治上ノ變遷ニ因ル地代ノ騰貴ヲ予期シタルモノト見ルコトヲ得ヘク、若シ契約当事者ニシテ地代ノ騰貴ヲ予期セザリシ場合ニ於テハ、自カラ解約其ノ他相當救済ノ途アルヘキヲ以テ、論者ノ言フカ如キ結果ヲ生スルコトナシ、特ニ長期ノ地上權ヲ設定シタル土地ニ付テハ、地上權者ヨリ地租ヲ徵收スル現行制ナルヲ以テ、此ノ場合ニ於テハ地主ハ損害ヲ受クルコトナキナリ

委員會ハ後説ヲ承認シ宅地ノ賃貸價格ハ總テ評定價格ニ依ルコトニ決シタリ

### 第三項 賃貸價格ハ總收入ニ依ルノ可否

修正地價ノ標準トナルヘキ賃貸價格ハ地主ノ取得スル總收入ニ依ルヘキヤ、將タ總收入中ヨリ公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ控除シタル純益ニ依ルヘキヤニ付テハ、委員ノ意見一致セス、純益ニ依ルヲ可トスル者ハ曰ク

委員會ハ前ニ地租ノ課稅方法トシテ純益課稅主義ヲ採用シタリ、蓋シ土地ノ純益トハ土地ヨリ生スル總收入ヨリ之

ヲ得ルニ必要ナル經費ヲ控除シタル殘額ナルカ故ニ、宅地賃貸價格ニ付テ之ヲ言フトキハ、正ニ公課其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ控除シタル殘額ニ相当ス、現ニ英國ノ地方稅タル不動産稅ハ宅地ニ付テモ純益ヲ以テ課稅標準ト爲セリ、修正地價ノ標準ヲ賃貸價格ノ純益ニ取ルハ、理論ヲ一貫スルノミナラス實ニ地租ノ本質ニ副フモノナリ

總收入ニ依ルヲ可トスル委員ハ曰ク

賃貸價格ノ純益ニ依ルヘシトノ説ハ理論上固然スル所ナシト雖、実行上ニ於テハ不利多ク實益少シ、何トナレハ總收入ヨリ控除スヘシトスル費目中、宅地ニ對スル公課ハ略一定シテ大ナル懸隔アルコトナク、又宅地ヲ維持スル經費ハ諸種ノ關係ト複雑結合スルヲ以テ、之レノミヲ單純ニ算出スルコト甚タ困難ナルノミナラス、其ノ金額僅少ナルヲ常トスルカ故ニ、諸種ノ困難ヲ排除シテ之ヲ算出スルノ實益甚少ケレハナリ、要スルニ宅地賃貸價格ノ總收入ト純益トノ割合ハ、多クノ場合ニ於テ比例ヲ保タレ等差少キカ故ニ、地主カ取得スヘキ總收入ヲ地價修正ノ標準ト爲スハ機宜ヲ得タルモノナリ、英國ノ不動産稅ハ純益ヲ課稅標準ト爲スト雖、總收入ヨリ控除スヘキ經費ハ一定ノ割合ヲ以テ算出スルノ取扱ナルカ故ニ、總收入ヲ課稅標準ト爲スト異ルコトナシ

委員會ハ多數ヲ以テ後説ヲ是認シ賃貸價格總收入ニ依ルコトニ決シタリ、委員會ニ於テ調査シタル宅地賃貸價格ノ總收入ト純益トノ割合ハ、後ニ掲クル宅地收益調査表ニ之ヲ示シタリ

### 第四項 賃貸價格ヲ課稅標準ト爲スノ可否

委員中説ヲ爲シテ曰ク

地租ハ土地ノ收益ニ課稅スルモノナルカ故ニ、收益其ノモノヲ以テ課稅標準ト爲スヲ相当トス、現行法ノ如ク其ノ收益ヲ市場ノ利率ヲ以テ還元シテ地價ヲ算出シ、之ヲ課稅標準ト爲スハ無用ノ手数ナルノミナラス、變動究リナキ

市場ノ利率ヲ以テ之ヲ還元スルカ如キハ、地租ノ負担ヲシテ不公平ナラシムルモノナリ、故ニ所謂法定地価ナルモノハ根本ニ於テ之ヲ廃止スルヲ可トス、仮ヒ現行ノモノハ特ニ廃止スル必要ナシトシテ之ヲ存続スルモノトスルモ、宅地ノ如ク根本ヨリ課税標準ヲ改正スルモノニ在リテハ、此ノ機會ニ於テ所謂法定地価ナルモノヲ廃シ、直ニ収益即チ貸賃価格ヲ課税標準ト為スヲ可トス、是レ獨リ理論ヲ貫徹スルノミナラス手數ヲ簡便ナラシムルモノナリ、各國ノ立法例皆然ラサルハナシ

之ニ反対スル委員ハ曰ク  
単ニ課税標準トシテノ見地ヨリ論スルトキハ論者ノ説敢テ批難スヘキニ非スト雖、我邦地租制度ノ沿革ヨリ之ヲ觀レハ地価ハ單ニ課税標準ノ具タルノミニ非ス、曩ニ地券ヲ發行シ土地ノ所有權ヲ確保スルヤ、地価ハ實ニ其ノ財産表示ノ標証タリシモノニシテ、今尙經濟上社会上必要ノ觀念ナルカ故ニ之ヲ存続スルノ必要アルノミナラス、宅地ニ限リ之ヲ廃止スルハ不可ナリ、況ヤ貸賃価格ヨリ地価ヲ算出スルハ敢テ困難ノ業ニ非サルニ於テヤヤ

委員會ハ後説ヲ是認シ地価ヲ算出シテ課税標準ト為スコトニ決シタリ

第五項 貸賃価格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為スノ可否

以上四項ニ互リテ宅地地価修正ノ標準トナルヘキ貸賃価格ニ関スル審議ノ大要ヲ述ヘタリ、委員會ハ總テ斯ノ如ク決定セラレタル貸賃価格ヲ以テ如何ニ修正地価ヲ算出スヘキヤヲ審議シタリ

修正地価算出ノ問題ニ於テ第一ニ問題トナリタルハ、貸賃価格ノ幾倍ヲ以テ修正地価ト為スヘキヤト云フニ在リ、委員ノ一人ハ第二十二議會政府提出案ノ十倍説ヲ維持シタリ、其ノ理由ニ曰ク

一、宅地ノ貸賃價格總額約七千七百万円ニシテ、貸賃價格十倍ヲ以テ修正地価トシ、貸賃價格ノ十倍力現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、貸賃價格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為スモノトシテ修正地価ヲ算出スルトキハ、修正地価

約六億四千万円ヲ得、地価百分ノ二・五ヲ以テ稅率ト為ストキハ稅額千六百万円ヲ得、現在稅額ト大差ナキ結果トナル

二、仮ニ

地租	地	価ノ百分ノ二・五
地租以外ノ公課	地	価ノ百分ノ一
修繕費	貸賃價格ノ百分ノ五	
地主ノ純益	地	価ノ百分ノ六

ト見積リ元本價格還元ノ方法ニ依リ地価ヲ算出スルトキハ、元本價格即チ地価ハ貸賃價格ノ十倍ニ相當ス之ニ対シテ他ノ委員ハ十二倍説ヲ提出シテ曰ク

一、元本價格還元算出ニ當リ六分ノ利率ヲ採用スルハ高キニ過クルヲ以テ之ヲ五分ト為スヘシ、五分ト為ストキハ貸賃價格ノ十二倍ヲ以テ修正地価ト為スヲ適當トス

二、前三掲ケタル貸賃價格ト時価トノ割合ヲ見ルニ、市街宅地郡村宅地ノ平均ニ於テ時価ノ貸賃價格ニ對スル割合ハ十四倍八割ニ相當スルヲ以テ、之ヲ十二倍ト為スモ決シテ不當ナラサルノミナラス、實際ノ売買價格ニ近適シ名実相副フニ至ルヘシ

三、修正地価ニ依リ得ヘキ稅額ト現在稅額トノ對照ヲ求ムルカ如キハ全ク無用ノコトニ屬ス、要ハ貸賃價格ノ幾倍ヲ以テ修正地価ト為スヲ適當トスルヤニ在リ、適當トシタル修正地価ニ依リ當然得ヘキ稅額力、現在稅額ニ比シ増減ヲ生スルモ何等顧慮ヲ用ザルヲ要セス

更ニ他ノ委員ハ市街宅地ト郡村宅地トニ依リ貸賃價格ノ乘率ヲ異ニスヘシトノ意見ヲ提出シテ曰ク

貸賃価格ト時価トノ割合ハ市街宅地ニ在リテハ十五倍八割、郡村宅地ニ在リテハ十三倍七割ニシテ、二者ノ間ニ大差アリ、故ニ市街宅地ニ於テ貸賃価格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト爲スモノトセハ、郡村宅地ニ於テハ貸賃価格ノ七倍ヲ以テ修正地価ト爲ササルヘカラス、若シ乗率ニ等差ヲ附セサルトキハ、貸賃価格ト時価トノ割合カ市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ不均衡ヲ生スルニ至ルヘシ

之ニ反対スル委員ハ曰ク  
貸賃価格ト時価ト常ニ平衡ヲ保ツモノニ非サルハ更ニ論ヲ俟タス、個々ノ場合ニ於テモ大數ノ平均ニ於テモ、市街宅地ト郡村宅地トノ間ニハ差異アルヲ免レサルハ当然ノ理ナリ、何トナレハ市街宅地ハ概テ宅地ノ収益、即チ貸賃価格ノ割合ヲ超ヘテ高価ニ売買セラルルコト常ナルヲ以テナリ、然ルニ此ノ現象ヲ捕ヘ來リテ乗率ニ等差ヲ設ケントスルハ、取リモ直サス地租課税ノ標準ヲ売買価格ニ取ラントスルモノニシテ、売買価格課税法ヲ否認シ純益課税法ヲ採用シタル委員會ノ決議ニ反ス、修正地価ノ標準ヲ貸賃価格即チ土地ノ収益ニ取ル以上ハ、時価ト貸賃価格トノ割合ノ如キハ之ヲ問フヲ要セス、故ニ市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ乗率ヲ異ニスル理由ナシ  
市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ乗率ヲ異ニスヘシトノ意見ハ委員會ノ容ルル所トナラス、而シテ其ノ乗率ヲ幾何ニスヘキヤノ問題ニ關シテハ、委員會ハ必スシモ十二倍説ノ理論ヲ否認シタルニ非スト雖、左ノ理由ヲ以テ十倍説ヲ採用シタリ

- 一、時価ノ貸賃価格ニ対スル割合カ十四倍以上ニ當ルハ平均數ニシテ、地方ニ依リテハ十二倍以下ノモノ少カラス、其ノ高キヲ引下クルハ害ナキモ低キヲ引上クルハ穩ナラス
- 二、地価修正ハ増税ヲ目的トスルモノニ非サルカ故ニ、増税ノ結果ヲ生スヘキ方法ハ之ヲ避クルヲ穩當トス

#### 第六項 修正地価ニ制限ヲ設クルノ可否

貸賃価格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト爲スト云フ原則ヲ絶対ニ貫徹スヘキヤ、將タ之ニ制限ヲ設クヘキヤニ付テハ諸説紛々タリ

絶対説ヲ唱フル委員ハ曰ク

貸賃価格即チ土地ノ収益ヲ標準トシテ地価ヲ修正スル以上ハ、其ノ貸賃価格ニ比例シテ修正地価ヲ算出スルヲ要ス、是レ地価ノ偏輕偏重ヲ矯正スル所以ナリ、若シ現在地価トノ均衡ヲ顧ミルカ如キコトアランカ、地価修正ノ目的ハ没却セラレ再ヒ偏輕偏重ニ陥リ、到底地価ノ衡平ヲ得ル能ハサルヘシ

制限説ヲ唱フル委員ハ曰ク

貸賃価格ノ十倍カ現在地価ノ百倍以上ニ達スルモノ決シテ少カラス、如斯モノニ對シ無制限ニ地価ヲ定ムルトキハ、急激ノ変化ヲ与ヘ經濟上ノ恐慌ヲ生スルノ虞アリ、故ニ多少理論上ノ欠点アルモ實行上弊害少キ方法ヲ取り修正地価ニ制限ヲ設クルヲ可トス

委員會ハ多數ヲ以テ後説ヲ認メ修正地価ニ相当ノ制限ヲ設クルコトニ決シタリ

果シテ然ラハ如何ナル制限ヲ設クヘキヤハ亦議論ノ岐ルル所ニシテ、其ノ所説凡ソ左ノ如シ

- 一、貸賃価格ノ十倍カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、現在地価ノ二十倍ヲ以テ修正地価ト爲スヘシトノ説
- 二、現在地価ト時価トノ割合ニ鑑ミ、市街宅地ニ在リテハ現在地価ノ二十倍ニ止メ、郡村宅地ニ在リテハ現在地価ノ六倍ニ止ムヘシトノ説

三、貸賃価格ノ十倍カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、其ノ超ユル十倍毎ニ現在地価ノ二倍ヲ加ヘタルモノヲ以テ修正地価ト爲スヘシトノ説

四、貸賃価格ノ十倍ヲ以テ修正地価トシ、其ノ修正地価カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルモノニ付テハ、其ノ超過部分

ニ対シ一定年間地租ヲ軽減スヘシトノ説

五、修正地価ニ依ル地租總額カ、現在地租總額ニ対シ百分ノ五以上ノ差額ヲ生セサル限度ニ於テ地価ヲ修正スヘシトノ説

右ノ諸説ニ対スル委員多數ノ意見ハ、第二説ハ現在地価ト時価トノ割合ヨリ案出セラレタル説ニシテ、時価ヲ議論ノ根拠トスルハ委員會決議ノ方針ニ反ス、第三説及第四説ハ巧妙ニ過キ却テ手續ノ煩雜ヲ來タス、第五説ハ寧ろ租稅負擔ニ關スル問題ニシテ、修正地価ノ制限ニ關スル直接ノ問題ニ非スト為シ、第一説ヲ以テ最モ理論及實際ニ適セルモノト認メタルヲ以テ、委員會ハ貸賃價格ノ十倍力現在地価ノ二十倍ヲ超ユルモノニ対シテハ、現在地価ノ二十倍ヲ以テ修正地価ト為スコトニ決シタリ

#### 第七項 地価修正ヲ市街宅地ニ限ルノ可否

委員ノ一人ハ曰ク

市街宅地ノ如ク土地ノ價格ニ大ナル變動ヲ來シタル土地ニ対シテハ、地価ヲ修正スルノ必要大ニ存セリト雖、郡村宅地ノ如ク土地ノ價格ノ變動少ナキ土地ニ於テハ、莫大ナル勞力ト費用トヲ投シテ地価ヲ修正スルモ、其ノ實益少キヲ以テ地価修正ハ之ヲ市街宅地ニ限ルヲ可トス

此ノ提議ニ反對スル委員ハ曰ク

土地價格ノ變動ハ大体上市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ差異アルハ勿論ナリト雖、元來宅地ハ時勢ノ變遷ニ伴ヒ盛衰ノ狀況ヲ異ニスルモノナルカ故ニ、現今市街宅地ニシテ其ノ狀況郡村宅地ニ異ナラサルモノアリ、又郡村宅地ニシテ其ノ狀況市街宅地ニ讓ラサルモノアリ、假ニ其ノ現況ニ応シ宅地ノ租替ヲ為スモノトスルモ、其ノ限界ヲ立ツルコト甚タ困難ナルノミナラス、数年ヲ出テスシテ其ノ狀況復一變スルニ至ルヘシ、故ニ市街宅地ト郡村宅地トノ間

ニ地租負担ノ標準ヲ異ニスルトキハ、唯一線ヲ隔テテ地租負担ノ輕重ヲ生シ甚シキ不公平ヲ來スニ至ルヘシ、故ニ市街宅地ノ地価ノミヲ修正スルハ不可ナリ、況ヤ郡村宅地ニ於テモ彼此ノ間ニ地価ト時価トノ割合ニ大差アルモノ甚タ多キニ於テラヤ

委員會ハ郡村宅地ヲ除外スルノ理由ナキモノト認メ、市街宅地郡村宅地共ニ地価ノ修正ヲ要スヘキモノト決シタリ

#### 第八項 沖繩県ノ宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

沖繩県ノ土地ハ一般ニ沖繩県土地整理法ニ依リ、五箇年ノ長日月ヲ費シ最近ニ整理セラレタルモノニシテ、地価ニ偏輕偏重ナキヲ以テ今之ヲ修正スルノ必要ナシト認メ、委員會ハ沖繩県ノ宅地ニ付テハ地価修正ヲ為ササルコトニ決シタリ

#### 第九項 宅地地価修正ノ期限ヲ定ムルノ可否

委員中左ノ提議ヲ為シタル者アリ、曰ク

地租ノ課稅標準ハ永ク固定セシメス、經濟事情ノ變遷ニ伴ヒ更定スヘキハ委員會ノ既ニ決シタル所ナリ、特ニ宅地ノ變遷ハ頗ル激甚ナルヲ以テ、時々地価ノ修正ヲ行フニ非サレハ到底負担ノ公平ヲ期スヘカラス、故ニ予メ法律ヲ以テ年限ヲ定メ地価ノ修正ヲ行フコトヲ明示シ、以テ人民ヲシテ予メ覺悟セシムルノ必要アリ、澳地利ハ十五年毎ニ仏蘭西ハ三十年毎ニ台帳ヲ改定スルコトヲ法律ニ明記セリ

此ノ提議ニ反對スル委員ハ曰ク

經濟事情ノ變遷ニ伴ヒ宅地ノ地価ヲ修正スルノ必要アルハ勿論ナリト雖、政治上經濟上諸種ノ事情ニ因リ、所定ノ期限ヨリモ或ハ早ク或ハ晚ク修正ヲ必要トスルニ至ルモノナルカ故ニ、最初ヨリ年限ヲ予定スルハ膠柱ノ譏ヲ免レス、澳・仏共ニ法律ニ記載セラレタル年限ニ於テ改定セラレタルコトナク、我國ニ於テモ改租ノ後五年毎ニ地価ヲ

修正スルコトニ規定セラレタリシト雖、竟ニ実行スル能ハスシテ全ク空文ニ帰スルニ至レリ、股離遠カラス、故ニ之ヲ法律ニ規定スルコトナク、凡ソ十年毎ニ行フコトヲ予期スレハ足レリ

委員会ハ後説ヲ具認シ宅地地価修正ノ期限ヲ定メサルコトニ決シタリ

#### 第四款 税率ノ改正

地租負担ノ偏輕偏重ヲ矯正スル方法トシテ地価修正ヲ要スルヤ否ヤノ問題ハ既ニ決シタリ、次テ起リタルハ税率改正ヲ要スルヤ否ヤノ問題ナリトス

地租ノ税率ヲ如何ニ定ムヘキヤハ地租ニ關スル問題トシテ最も重要ナルモノニ屬ス、之ニ關スル世論亦紛々トシテ帰一スル所ナク、或ハ増稅論ヲ主張スル者アリ、或ハ減稅論ヲ絶叫スル者アリ

増稅論ヲ主張スル者ハ曰ク

一、地租ハ畢竟小作料ニ課稅スルモノナリ、小作料ハ地主ノ勤勞ニ對スル報酬ニ非スシテ、土地ノ生産額ヨリ之ニ投シタル勤勞ニ對スル相當ノ報酬ヲ差引キタル殘額ヲ代表スルモノナルカ故ニ、之ニ重稅ヲ課スルモ其ノ土地ニ応用セラルル勞力資本ニ對スル報酬ニハ毫末ノ傷害ヲ加フルコトナク、從テ其ノ生産力ニハ寸厘ノ減耗ヲ來ス虞ナシ

二、小作料ハ社会ノ繁榮ニ伴ヒ土地ノ利便ノ増加ニ比例シテ増進スルモノニシテ、此ノ増進ハ地主ノ經營ノ結果ニ非スシテ社会ノ寄与ナリ、此ノ寄与ハ地主ノ独占ニ帰セシムヘキモノニ非ス、其ノ一部ハ之ヲ公共ニ頒タシムルヲ至当トス

之ニ對シ反對スル委員ハ曰ク

一、地租ヲ以テ小作料ニ課稅スルモノナリトノ前提既ニ誤レルノミナラス、如何ナル重稅ト雖地主ハ自己ノ收入ヲ

割イテ納稅シ、決シテ之ヲ小作人ニ轉嫁スルモノニ非スト論斷スルニ至リテハ誤モ亦甚シ、輕稅ナラハ兎モ角地主ニシテ重稅ヲ賦課セラレタリトセンカ、地主ハ必ス之ヲ小作人ニ轉嫁スヘシ、是レ事實ノ証明スル所ニシテ殆ト争フノ余地ナシ、從テ其ノ土地ニ応用セラルル勞力資本ニ對スル報酬ニ影響ナシト謂フヘカラス

二、土地ノ利便増加ノ為増進シタル地主ノ所得ノ一部ヲ公共ニ頒タシムルハ、社会政策上批難ヲ容ルヘカラスト雖、地主ノ納稅能力ヲ度外シテ濫リニ重稅ヲ課スルハ不可ナリ

三、要スルニ地租税率ノ問題ハ一ハ地主ノ納稅能力ニ稽ヒ、一ハ土地ノ生産力ニ鑑ミ適當ナル程度ニ於テ之ヲ決セサルヘカラス

減稅論ヲ主張スル者ハ曰ク

一、地租ハ地価百分ノ二箇半ヲ以テ一年ノ定率トス、然ルニ明治二十七八年事件ニ於テ一度地租ヲ増徴セラレ、其ノ増徴ノ期間漸ク尽キ農民ノ負担漸ク輕カラントスルノ秋ニ際シ、明治三十七八年ノ戰役ニ遭遇シ増稅ニ続クニ増稅ヲ以テシ、今ヤ地租ハ市街宅地ニ於テ地価百分ノ二十、郡村宅地ニ於テ地価百分ノ八、其ノ他ノ土地ニ於テ地価百分ノ五・五ヲ課セラレ、農民ハ田畑其ノ他ノ地租總額七千余万円、即チ租稅總額ノ四分ノ一以上ヲ負担スルニ至リ、其ノ負担ノ苛重ナル古今東西其ノ例ナシ、我國農民ハ救村ニシテ奉公ノ念ニ強シ、故ニ能ク其ノ重稅ヲ負担シ戰時ノ犠牲ニ供シタルモノナリ、今ヤ平和克復ノ曉ニ於テ此ノ重稅ヲ繼續スルハ、獨リ民力ヲ休養スル所以ニ非サルノミナラス、農業ノ發達ヲ妨ケ立國ノ基礎ヲ危カラシムルモノナルヲ以テ、地租ハ斷シテ之ヲ輕減スヘシ

二、改租當時ノ計算ニ從ヘハ、自作收益四円八錢ニ對シテ地租(地価百分ノ二・五トシ)壹円貳錢ハ收益ノ十分ノ二・五ニ當リ、小作收益參円貳拾六錢ニ對シテ地租(地価百分ノ二・五トシ)壹円貳錢ハ收益ノ十分ノ三・一ニ











上ハ、定率ニ立戻リ市街宅地・郡村宅地共ニ地価百分ノ二箇半ヲ以テ税率ト為スヲ至当トス

二、修正地価算出方法ニ関スル審議ノ際計算シタル所ニ依レハ、貸賃価格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為スモノトシ、地価百分ノ一箇半ヲ地租トシテ徴収スルモノトセハ、地主ノ収益ハ年六分ノ利率ニ相当シ、年六分ノ利率ハ市場金利ニ照シ中庸ヲ得タルモノナルカ故ニ、税率ハ地価百分ノ二箇半ト為スヲ相当トス

三、宅地ノ地価修正ハ増税又ハ減税ヲ目的トスルモノニ非サルカ故ニ、地価修正後ニ於ケル税額ハ地価修正前ニ於ケル税額ト匹敵スルモノナルヲ可トス、修正地価概算額ニ対シ百分ノ二箇半ノ税率ヲ適用スルトキハ、恰モ現在税額ニ近適シタル税額ヲ得ヘシ

四、宅地ノ収益及地主ノ負担前表ニ示スカ如クナリトセハ、宅地ニ限り之ヲ減税セサルヘカサル理由ナク、又之ヲ増税セサルヘカサル必要ナシ、故ニ大体ニ於テ現在ノ負担ニ増減ナカラシメントセハ、地価百分ノ二箇半ヲ以テ其ノ税率ト為スヲ相当トス

此ノ提議ニ対シテハ委員中異論ヲ唱フル者ナク、委員会ハ満場一致ヲ以テ地価百分ノ二箇半ヲ以テ宅地ノ税率ト為スコトニ決シタリ、然レトモ北海道及沖繩県ノ宅地ノ税率ニ関シテハ委員ノ意見必スシモ一致セス

## 二 北海道ノ宅地

北海道ノ宅地ノ税率ヲ低減スヘシト主張スル委員ノ説ニ曰ク

一、北海道ノ地租定率ハ地価百分ノ一箇ニシテ、内地ノ地租定率地価百分ノ二箇半ニ比シ実ニ五分ノ二ノ低率ニ在リ、是レ拓地殖民ノ奨励上実ニ至当ノ事ナリトス、然ルニ非常特別税ハ北海道内地共ニ同額ノ増徴ヲ為シ定率ニ比例ヲ取ラザリシ為、内地ハ定率ニ比シ市街宅地ニ在リテハ八倍、郡村宅地ニ在リテハ三倍二分ノ増徴ナルニ反シ、北海道ハ定率ニ比シ市街宅地ニ於テ十七倍半、郡村宅地ニ在リテ五倍半ノ増徴トナリ、非常ニ急激ナル負担

ノ増加ヲ来スニ至レリ

二、宅地ノ修正地価ニ対シ百分ノ二箇半ヲ賦課スルニ依リ、内地ニ於テ現在地租額ト同額ノ地租額ヲ得ヘキノ計算ナリトセハ、北海道ニ於テハ現在地租額ヨリ多額ノ地租額ヲ負担スルコトナリ一層負担ノ加重ヲ見ルニ至ル

三、宅地ノ修正地価ヲシテ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルコトナカラシムルハ、地租負担ノ急激ナル増加ヲ避ケシムルノ趣旨ニ外ナラス、然ルニ若シ地価修正ト同時ニ北海道ノ地租税率ヲ地価百分ノ二箇半ト為ストキハ、北海道ニ在リテハ一躍五十倍ニ奔騰スルモノヲ生スルニ至リ、地租負担ノ急激ナル増加ヲ避クルノ趣旨ニ反ス

四、北海道ハ内地ニ比シ金利高ク從テ貸賃価格高キカ故ニ、此ノ貸賃価格ヲ標準トシテ地価ヲ修正スルトキハ、北海道ノ宅地ハ比較的高キ地価ヲ付セラルルコトナルノミナラス、北海道ノ現在地価ハ内地ニ比シ高キカ故ニ、現在地価ノ二十倍ニ止ムル場合ニ於テハ北海道ノ宅地ハ比較的高キ地価ヲ有スルコトナリ、之ニ内地ト同率ヲ課スルトキハ益々北海道ノ負担ヲ加重ナラシム

五、要スルニ北海道ハ經濟上社会上ノ關係内地ト異ルノミナラス、拓地殖民ノ奨励上之ヲ保護スルノ必要アルヲ以テ、宅地ノ税率ハ現行定率地価百分ノ一箇ニ據置クヲ相当トス

之ニ反対スル委員ノ説ニ曰ク

一、北海道ノ宅地地租ノ負担急激ニ増加シタルハ事實ナリト雖、其ノ負担ノ増加ハ北海道ノ宅地ノ現況ニ照シ決シテ失当ニ非ス、何トナレハ北海道ニ在リテハ現在宅地ノ半数以上ノモノハ地租地方税ヲ免セラレ、地租ノ賦課ヲ受クルモノハ二十箇年ノ免租年満了ニ至リタルモノニシテ、其ノ状況内地ノ宅地ニ優ルトモ劣ルコトナキモノナルカ故ニ、之ニ対シ内地ト同様ノ賦課ヲ為スモ、負担ヲ重カラシメ拓殖ヲ妨クルノ虞ナケレハナリ

二、北海道ノ宅地ハ内地ノ宅地ト同シク、其ノ収益即チ貸賃価格ヲ標準トシテ地価ヲ修正スルカ故ニ、其ノ修正地

価ニ対シ内地と同様ノ税率ヲ課スヘキハ当然ノコトナリ、若シ北海道ノ税率ヲ低減センカ、北海道獨リ其ノ收益ニ比例セサル失当ノ輕稅ヲ負擔スルコトナルヘシ

三、地価修正ノ概算ニ依ルトキハ、北海道ノ宅地ニ於テハ其ノ修正地価ニ対シ百分ノ二箇半ヲ課スルモ、現在稅額ニ比シ大ナル増減ヲ見ルコトナカルヘキカ故ニ、之ニ依リ北海道ノ宅地ノ負擔ヲ一層加重スルニ至ルヘシトノ推測ハ全ク杞憂ニ屬ス、若シ仮ニ北海道ノ税率ヲ地価百分ノ一二低減スルモノトセンカ、北海道ハ現在稅額ノ殆ト五分ノ二ヲ減シ、唯僅ニ五分ノ二ヲ負擔スルニ過キサルニ至ルヘシ

四、地租定率百分ノ一ノ負擔ヲ基礎トシテ論スルトキハ、五十倍ノ負擔ニ激増スル場合アルノ理ナリト雖、非常特別稅増徴後ノ負擔ヲ基礎トシテ論スルトキハ、極度市街宅地ニ於テ二倍余、郡村宅地ニ於テ七倍余ニ過キスシテ、内地ノ市街宅地ニ於テ二倍、郡村宅地ニ於テ六倍余ナルニ比シ其ノ差極メテ少ナシ

五、北海道ニ於ケル金利・賃賃價格・現在地価内地ニ比シ高キカ故ニ、北海道ノ宅地ハ比較的高キ地価ヲ付セラルルコトナルヘシト云フト雖、北海道ノ金利・賃賃價格・現在地価特ニ高キ事実ハ之ヲ認ムル能ハサルノミナラス、仮ニ之ヲ高シトスルモ地租ハ賃賃價格即チ土地ノ收益ニ課稅スルモノナルカ故ニ、賃賃價格高クシテ修正地価高カルヘキハ当然ナリ、若シ又金利・賃賃價格・現在地価ノ高低ニ依リ地価又ハ地租ノ標準ヲ異ニスルモノトセンカ、金兩二千百ノ等差ヲ設クルモ亦及フ能ハサルヘシ

六、要スルニ宅地ノ賃賃價格ヲ標準トシ地価ヲ修正スル以上ハ、地方ニ依リ税率ヲ異ニスルノ理由ナク、又北海道ニハ拓殖奨励上特殊ノ事由アリトスルモ現在負擔ヲ減スル必要ナシ、且拓殖奨励ノ為ニハ別ニ保護方法ノ備ハルアリ、三十年以前ノ保護政策ニ依リ定メタル租率低減ノ如キ方法ハ之ヲ維持スルノ必要ヲ見ス、特ニ宅地ニ於テ然リトス

委員会ハ大体ニ於テ後說ヲ是認シ、修正地価ニ依リ地租ヲ課スルトキハ、負擔ノ權衡ヲ保持スル為同率ヲ適用スルヲ必要ナリトシ、而シテ北海道ノ宅地ニ対シ内地同様ノ賦租ヲ為スモ、拓殖ヲ妨クルノ虞ナキモノト認メ、北海道ノ宅地ノ租率低減說ヲ否認シタリ

### 三 沖繩県ノ宅地

沖繩県ノ宅地ノ税率ニ付テハ三說ヲ生シタリ

#### 第一說二曰ク

沖繩県ノ宅地ハ最近ニ整理セラレタルノ故ヲ以テ地価ノ修正ヲ為ササルモノナルカ故ニ、内地ノ宅地ニ対シ地価百分ノ二箇半ヲ課スルモノトセハ、沖繩県ノ宅地ニ対シテモ地価百分ノ二箇半ヲ課スルヲ相当トス

#### 第二說二曰ク

内地ノ宅地ニ対シ地価百分ノ二箇半ヲ課スルハ新ニ地価ヲ修正スルカ故ナリ、沖繩県ノ宅地ノ地価ハ最近ノ整理ニ係リ、彼此ノ間ニ權衡ヲ失スルコトナシト雖、其ノ地価ハ鹿児島大島地方ノ地価ニ比準ヲ取り定メタルモノニシテ、内地ニ於テ新ニ修正セラルヘキ地価トハ其ノ價格ヲ異ニスルカ故ニ、之ニ地価百分ノ二箇半ヲ課スルハ故ナクシテ其ノ負擔ヲ減スルモノナリ、故ニ現行ノ如ク市街宅地ニ対シテハ地価百分ノ二十箇、郡村宅地ニ対シテハ地価百分ノ八箇ノ税率ト為スヲ相当トス

#### 第三說二曰ク

沖繩県ノ土地ハ一般ニ最近ノ整理ニ係リ宅地ノ地価ト宅地以外ノ土地ノ地価ト權衡ヲ保チ、内地ニ於ケル現在地価ノ如ク二者ノ間ニ高低ヲ異ニスルコトナキヲ以テ、沖繩県ニ於テハ宅地ト宅地以外ノ土地トノ間ニ税率ノ等差ヲ設クヘキ理由ナシ、故ニ宅地ノ税率ハ宅地以外ノ土地ノ税率ト同率ト為スヲ相当トス















シカ故ニ、改租當時ニ於テ既ニ田畑等ニ比シ地租負担ノ不權衡アルハ否定スヘカラサルノ事實ナリ

二、近時木材薪炭ノ價格著シク騰貴シ山林ノ收穫大ニ増加シタリ、木材及薪炭ノ價格ノ増加ハ實ニ左ノ如シ

品目	明治十九年	明治三十六年
松角尺ノ二間モノ	一、一七〇 円	三、五〇〇 円
杉角尺ノ二間モノ	一、一九〇	四、〇八〇
薪 十 貫 目	、一〇〇	、二三〇
炭 十 貫 目	、二五〇	、七七〇

三、明治三十一年ヨリ同三十六年ニ至ル、五箇年間ノ平均竹木伐採ノ山元價格四〇、二五七、七四一円ニシテ、山

林段別七、一三八、八九二町歩ヲ以テ之ヲ除スルトキハ、一町歩一箇年平均五円六十五銭ノ收穫アル概算ナリ

四、山林ノ田畑ニ比シ利益多キ事實ハ、山林ノ時価ノ法定地価ニ対スル割合カ、田畑ノ時価ノ法定地価ニ対スル割

合ヨリ遙カニ大ナルニ徴シ明ナリ

五、山林ニ対シ増税ノ目的ヲ達スルニ數方法アリ、試ニ之ヲ挙クレハ左ノ如シ

甲 森林ノ價格ニ課税スルモノ

(イ) 木材伐採價格ノ二十倍ヲ以テ山林ノ元資ト看做シ、其ノ元資ニ対シ一時的課税ヲ為スモノ

(ロ) 森林ノ間伐時期及主伐時期ヲ定メ、其ノ時期ノ前後ニ依リ税率ニ等差ヲ設ケ森林ノ價格ニ課税スルモノ

乙 山林ノ地価ヲ修正スルモノ

(イ) 根本的ニ地租改正ヲ行フモノ

(ロ) 明治三十二年ノ田畑地価修正ノ例ニ倣フモノ

丙 山林ノ税率ヲ高ムルモノ

委員會ハ山林ノ收益ヲ知ランカ為ニ各地ノ造林計画ヲ参照シ、森林經營ニ依ル收支計算ヲ試ミ左ノ計算ヲ得タリ

杉檜山林經營一町歩ニ対スル收支計算表

皆伐ニ依ル總収入金	一、〇八〇、〇〇〇 円
内	
一、保護管理費	五四、〇〇〇
(売払代金ノ百分ノ五)	
二、所得税	
(總収入金ヨリ五十四円ヲ減シタル千二十六円二千分ノ二十八箇三五ヲ乘シタルモノ)	
三、所得税附加税	
(所得税ノ定率千分ノ十三箇半ノ半額ヲ見積ル)	
差引残額	九八九、九八八
内	
投入資金及利息金	八五九、三九六
(支出明細表四十年目ノ現計額八七四、三九六ノ内地代金十五円ヲ減シタルモノ)	

再差引残金

一三〇、五九二

(即ち投入資本ニ対スル五歩ノ利子ノ外ノ益金)

(甲) 杉嶽山林経営一町歩ニ対スル收入明細表

四十年目現在立木数

一、七〇〇本

(新植四、五〇〇本ノ内二割ハ間伐、二割ハ枯損、六割現在)

内訳

一、二間丸太ト為スヘキ木数 一、八〇〇本

(イ) 二間丸太

二、七〇〇本

此ノ丸材尺ノ

六七五本

(ロ) 一丈丸太

一、八〇〇本

此ノ丸材尺ノ

九〇本

丸材尺ノ小計

七六五本

二、一丈丸太ト為スヘキ木数

九〇〇本

此ノ一尺丸太

二、二五〇本

此ノ九材尺ノ

一一二本半

丸材尺ノ総計

八七七本半

(本数ニ対シテ平均一本半ツ)

(丸材米口平均五寸四本)

(米口寸以上ノモノ二間丸太)

(米口寸以下ノモノ一丈丸太)

(平均二十本ヲ以テ尺ノ一本トス)

(本数ニ対シテ平均一本半ツ)

此ノ山地原価

一、〇八〇円

(尺ノ一本ニ付一円二十三銭一厘ノ割)

備考 木材伐採ノ費用ハ買主ニ於テ負担スルモノトシテ計算ス

(乙) 杉嶽山林経営一町歩ニ対スル支出明細表

年度	地代	地價	地租	新植及 補植費	下草刈取費	除ノ公債 ノ公債	計	元利合計	開区ニ依ル収益		
									本数	山林保費	山林保費
一	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	205,849	205,849	205,849
二	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	195,547	195,547	195,547
三	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	185,245	185,245	185,245
四	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	174,943	174,943	174,943
五	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	164,641	164,641	164,641
六	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	154,339	154,339	154,339
七	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	144,037	144,037	144,037
八	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	133,735	133,735	133,735
九	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	123,433	123,433	123,433
一〇	15,000	15,000	15,000	9,000	9,000	15,000	61,275	61,275	113,131	113,131	113,131



ナク、從テ其ノ伐採價格ヲ以テ各山林ノ元資ヲ見積ル能ハス、若シ現在立木ノ價格ヲ直ニ其ノ元資ト爲シ、之ニ對シ一時の課稅ヲ爲スモノトセハ、立木アルモノハ課稅セラレ、立木ナキモノハ課稅ヲ免ルノ不公平ヲ生スヘシ、加之木材又ハ立木ハ多年投入シタル資本及勞力ニ對スル報酬ナルカ故ニ、現在ノ收入又ハ價格ノミヲ見テ之ニ課稅スルハ不当ナリ

(ロ) 森林ノ開伐時期及主伐時期ヲ定メ、其ノ時期ノ前後ニ依リ稅率ニ等差ヲ設ケ森林ノ價格ニ課稅セントスルハ、林業獎勵ノ方針ニ副ハントスルモノナルヘシト雖、我國ノ林業ハ甚タ幼稚ニシテ、當林方法ノ定マレルモノ僅ニ二百百分ノ十四ニ達セサル現況ナルノミナラス、造林地ニハ造林獎勵ノ爲特ニ地租ヲ免スルノ現制ナルニ拘ラス、之ニ向テ課稅セントスルハ造林政策ニ矛盾スルモノナリ、況ヤ森林ノ價格調査ノ爲ニハ莫大ナル勞費ヲ要スヘキニ於テテラヤ

(ハ) 根本的ニ地租改正ヲ行フノ難事ナルハ言ヲ待タス、故ニ山林ノ地価ヲ修正セントセハ、明治三十二年ノ田畑地価修正ノ例ニ倣フヨリ外策ナシ、此ノ方法ニ依ルトスルモ尚且二十万円以上ノ經費ヲ要スヘク、而シテ其ノ結果ハ改租区域内ノ不均衡ヲ矯正シ得ルニ過キス、到底現況ニ適応シタル地価ヲ求ムヘカラス

(ニ) 山林ノ稅率ヲ高ムルトキハ、不公平ナル負担ヲシテ益々不公平ナラシムルノミナラス、原野ノ稅率ヲ高ムルニ非サレハ其ノ目的ヲ達スル能ハサルヘシ

四、山林ニ對シ增稅ノ目的ヲ達スル方法ノ実行上困難ナル以上ノ如シ、況ヤ前記山林經營收支ノ計算ニ依レハ、山林ノ收益僅ニ年利五分強ニ過キスシテ、田畑等ノ收益率合ニ比シ懸隔ナキニ於テテラヤ

委員會ハ種々審議ノ末、特ニ山林ニ限リ增稅セサルヘカラサルノ理由薄弱ナルモノト爲シ、山林增稅ノ議ヲ否認シ現行ノ如ク田畑ノ稅率ト同一ニスルコトニ決シタリ、而シテ其ノ他ノ地目ニ付テハ格別ノ議論ナク現行稅率ヲ維持スル

## コトニ決シタリ

問題ハ尚北海道ノ土地ノ稅率ノ上ニ在リ、委員中宅地以外ノ土地ニ付テモ、宅地ト同シク内地ノ稅率ト同一ニスヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリシト雖、他ノ委員ハ左ノ理由ヲ以テ之レニ反對シタリ

一、宅地ノ稅率ヲ内地ト同一ニシタルハ宅地ノ地価ヲ修正スルカ故ナリ

二、宅地ノ稅率ヲ内地ト同一ニスルモ現在負担總額ニ大ナル増減ヲ生スルコトナシト雖、宅地以外ノ土地ノ稅率ヲ内地ト同一ニスルトキハ、三割七分五厘ノ負担ヲ増加スルニ至ル

三、非常特別稅ノ増徴ニ依リ内地ノ田畑ハ定率ニ對シ二倍二分ノ増徴ニ過キサルニ反シ、北海道ノ田畑ハ定率ニ對シ四倍ノ増徴トナレリ

委員會ハ後說ヲ是認シ、北海道ノ宅地以外ノ土地ノ稅率ハ地価百分ノ四箇ノ現行ヲ維持スルコトニ決シタリ

## 第五款 其ノ他ノ問題

### 第一項 市街宅地ト郡村宅地ノ區別ヲ廢スルノ可否

市街宅地ハ維新前ニ於テ地子ヲ免除セラレ、維新後ニ至リ估券稅ヲ施行セラレタル旧城市ノ宅地ニ濫稱シ、改租ノ際此等ノ土地ト狀況ヲ同フスル市街宅地ハ總テ市街宅地ト区別スルニ至リタルモノニシテ、其ノ沿革ヤ古シ、然レトモ時勢ノ變遷ニ伴ヒ地方盛衰ノ狀況ヲ異ニシ、市街宅地ニシテ其ノ狀況郡村宅地ニ異ナラサルモノアリ、又郡村宅地ニシテ其ノ狀況市街宅地ニ驟ラサルモノアルヲ以テ、幾年宅地組替法ヲ發布シ彼此ノ組替ヲ爲シ現在ノ實況ニ副ハシメタリト雖、土地ノ變動ハ頗ル急激ナルカ故ニ常ニ名實相副ハシメントスルハ頗ル困難ナリトス、故ニ市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ地租ノ稅率ヲ異ニスルトキハ、土地ノ狀況異ナラサルニ拘ラス、境ヲ接シテ地租ノ負担ニ非常ナル懸隔ヲ生スルコトナリ、甚シク不公平ヲ來スニ至ル、是レ宅地ノ地価ヲ修正シ市街宅地ト郡村

宅地ト同一ノ税率ヲ適用スルノ必要アル所以ナリ、是ニ於テ市街宅地ト郡村宅地ノ區別ヲ存スルノ要否如何ノ問題ヲ生ス、委員中現行維持ヲ主張スル者アリ、其ノ所説ノ大要ニ曰ク

市街宅地郡村宅地ノ區別存否ノ問題ハ納期ノ關係ニ依リ決セサルヘカラス、若シ此ノ區別ヲ廢スルモノトセハ納期ハ其ノ孰レカニ一定セサルヘカラス、市街宅地ノ納期ニ依ランカ郡村宅地ノ納期トシテハ不便ナリ、何トナレハ郡村宅地ノ地租ハ畑ノ收穫ニ依リ税金ヲ調達スルモノナルカ故ニ、九月ノ納期ヲ七月ニ繰上クルトキハ農民ハ忽チ其ノ税金ノ調達ニ苦ムヘシ、郡村宅地ノ納期ニ依ランカ市街宅地ノ納期トシテハ不便ナリ、何トナレハ市街宅地ノ地租ハ益・節率ノ勘定ニ依リ税金ヲ調達スルモノナルカ故ニ、一月ノ納期ヲ十一月ニ繰上クルトキハ商家ハ忽チ其ノ税金ノ調達ニ苦ムヘシ、若シ又双方ニ便宜ナル九月ト一月トヲ納期ト為サンカ、納税人ノ為ニハ便宜ナルヘキモ圍庫ハ一時借入金ヲ為シ、又ハ大蔵省証券ヲ發行スル等金利ノ損失ヲ招クニ至ルヘシ、要スルニ納期ノ關係上市街宅地・郡村宅地ノ區別ハ之ヲ存続スルヲ可トス

之ニ對シ市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ廢スヘシト論スル者ハ曰ク

一、市街宅地・郡村宅地ノ區別ハ全ク沿革上ノモノニ過キスシテ、地価修正ノ後ニ於テハ納期ノ關係ヲ除クノ外全く實益ナキノミナラス、此ノ區別ヲ存スル為事務上無用ノ手数ヲ要スルコト多キハ言ヲ待タス、納期ノ關係ニ付テ之ヲ見ルニ、七月・一月即チ現行市街宅地ノ納期ト同一ニ為ストキハ、郡村宅地ニ在リテハ九月ヲ七月ニ繰上ケラルル代リニ、十一月ヲ一月ニ繰下ケラルルカ故ニ、圍庫ノ經濟上ニハ損益ナク納税ノ金額上ニモ便利ナリ、蓋シ七月・一月ハ普通決算期ノ翌月ニシテ、納税上ノ便宜多キノミナラス、現行納期九月ハ雜地租及所得税ノ納期ト競合シ、十一月ハ雜地租・營業税及所得税ノ納期ト競合スルカ故ニ、宅地地租ノ納期ハ九月・十一月ヲ避クルヲ便トス、或ハ七月ハ未タ畑ノ收穫期ニ至ラサルカ故ニ、畑ノ收穫ヲ目的トスル郡村宅地ノ納税ニハ不便ナリ

トノ論ヲランモ、畑ノ主作タル麥ハ初夏ノ候ニ於テ既ニ收穫セラレ、又春蚕ニ依ル所得モ六七月ノ頃ニハ收入セラルベキヲ以テ、其ノ取得金ノ未タ散セサルニ及テ租税ヲ徴收スルハ、却テ事宜ヲ得タルモノナリトス、要スルニ納期ノ關係ヨリ見ルモ市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ存スルノ必要ナク、此ノ區別ヲ廢スルトキハ徵税ノ納税上共ニ便利ナリトス

委員会ハ第一次審議ニ於テハ後説ヲ是認シ、市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ廢スルコトニ決シタリト雖、第二次ノ審議ニ際シ此ノ際其ノ區別ヲ廢スルハ時機ヲ得タルモノニ非スト決シタリ

### 第二項 地目交換 地類交換ノ地価据置期間ヲ廢スルノ可否

現行法ハ地目ヲ交換シタル土地ハ五年以内ニ於テ地価ヲ修正シ、六年自ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴收シ、地類ヲ交換シタル土地ハ五年間其ノ地価ヲ据置キ、六年自ニ至リ之ヲ修正スルノ制ナルカ故ニ、地目交換又ハ地類交換ノ土地ハ五箇年間ハ交換前ノ地価ヲ据置キ、六年自ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴收セラルモノトス、是ニ於テ委員中地目交換・地類交換ノ地価据置期間ヲ廢シ、交換ノ年ニ於テ直ニ其ノ地価ヲ修正シ、其ノ年ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴收スヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ理由トスル所大要左ノ如シ

一、地租條例發布ノ當時ニ於テハ、地目交換シタルモノハ交換ノ都度地価ヲ修正シ、修正ノ年ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴收スルノ規定ナリシカ、明治二十二年ニ至リ交換ノ都度地価ヲ修正スルハ煩雜ニ堪エスト為シ、府県知事ニ於テ管内ヲ五区域ニ分割シ、毎年一区域ヲ検査シ五箇年間ニ全管ヲ檢了スルノ越意ヨリ、五箇年間地価据置ノ制度ヲ設クルニ至リシモノニシテ、土地改良ノ奨励ノ意味ハ毫モ包含セラレサリシモノナリ、然ルニ今ヤ稅務機關ノ設備及配置昔日ノ如クナラス、交換土地ノ検査ハ其ノ年ニ於テ檢了スルコトヲ得ルニ至リシヲ以テ地価ヲ据置クノ必要ナク、又土地ノ現況ニ応シテ地価ヲ修正シ地租ヲ徴收スルハ公平ヲ得タルモノニシテ、特ニ五箇年



間地租ヲ輕減セサルヘカラサルノ理由ナシ、或ハ土地改良ノ奨励ノ為ニ地価据置期間ノ存在ヲ必要ナリト論スル者アランモ、土地改良ノ為ニ地目ヲ変換スル場合ニ於テハ、地租条例第十六条第六項ノ規定ニ依リ三十年以内ノ地価据置年期ヲ享受スルコトヲ得ヘキカ故ニ、地価据置期間ハ之ヲ廢スルモ妨ナシ、況ヤ地目変換ハ土地ノ改良ノ場合ノミナラス土地ノ惡變ノ場合ヲモ包含スルニ於テヲヤ

二、又地類變換ニ付テ稽フルニ、地租条例發布ノ當時ニ於テハ地類變換ノ場合ニ地価ノ修正ヲ為ササル規定ナリシカ、明治二十二年ニ至リ五箇年間ハ變換前ノ地価ニ依リ地租ヲ徵收シ、六箇年自ニ至リ其ノ地価ヲ修正シ、修正地価ニ依リ地租ヲ徵收スルコトニ改メタルモノニシテ、土地ノ惡變シタルニ拘ラス五箇年間モ旧地価ニ依リ地租ヲ徵收スルハ、實際ノ收益ニ伴ハサル不公平ノ課税ニシテ甚タ苛酷ナリ

三、要スルニ現行規定ハ土地ノ現況ニ依リ地租ヲ徵收セサルカ故ニ、課税上不公平ノ結果トナルノミナラス、稅務署及市町村役場ハ變換土地ノ毎筆ニ付、地目ノ組替ト地価ノ修正ト二重ノ手数を要スルノミナラス、地価据置期間ニ於ケル土地ノ異動整理ニ關スル手数甚タ煩雜ナルカ故ニ、若シ之ヲ廢スルトキハ稅務署及市町村役場ノ勞費ヲ大ニ省略スルコトヲ得

之ニ反對スル委員ハ曰ク

一、地目變換ハ多クノ場合ニ於テ土地改良ノ為ニ為スモノナルヲ以テ、土地改良ヲ奨励スル為地価据置期間ヲ存スルヲ可トス、土地改良奨励ノ為ニハ地価据置年期ノ制アリト云フモ、地価据置年期ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ要スル場合ニ限ルヲ以テ、多クノ場合ニ於テハ其ノ恩典ニ与カル能ハス

二、地類變換ノ場合ニ於テ變換前ノ地価ニ依リ地租ヲ徵收スルハ苛酷ナルカ如シト雖、惡變シタル土地ヲ恢復改良セシムル方針ヨリ出テタルモノニシテ、亦一種ノ奨励方法ト謂フヘシ

三、手数ノ煩雜ハ或ハ之アラン、然レトモ手数省略ノ為ニ土地改良ノ奨励トナルヘキ方法ヲ廢スルハ事ノ輕重ヲ顛倒スルモノナリ

委員會ハ第一次審議ニ於テハ前説ヲ是認シ地価据置期間ヲ廢スルコトニ決シタリト雖、第二次審議ニ際シ此ノ際之ヲ廢スルハ時機ヲ得タルモノニ非スト決シタリ

### 第三項 市制又ハ区制施行地ニ在ル有租地ヲ宅地ト為スノ可否

改租以降三十余年ノ星霜ヲ経テ種ノ經濟事情變遷シタル為、往昔ノ田畑山林ニシテ繁華ナル市街地内ニ介在スルコトナリ、現今市制又ハ区制施行地内ニ於ケル宅地以外ノ地目ノ土地反別甚タ僅少ナラス、是ニ於テ委員ノ一人ハ第二次議會ニ於テ政府ノ提案シタルカ如ク、市制又ハ区制施行地ニシテ命令ノ定ムル区域内ニ在ル宅地以外ノ有租地ハ、總テ宅地ト為スコトノ規定ヲ設クヘシト提議シタリ、其ノ理由左ノ如シ

一、繁盛ナル市街宅地内ニ介在スル山林・田・畑等ニシテ、實際宅地ト同様ナル効用ヲ為スモノハ宅地トシテ賦租スルヲ相当トスルニ拘ラス、地目變換又ハ開墾ノ手續ヲ為ササル為宅地トシテ賦租スルヲ得ス、故ニ法律上之ヲ宅地ト為シ租稅負擔ノ權衡ヲ得セシムル必要アリ

二、市街地内ニ介在スル土地ニシテ、地目變換又ハ開墾ノ事實アルニ拘ラス無届ノモノハ、地租条例ノ規定ニ依リテ宅地ト為スコトヲ得ルハ勿論ナリト雖、故意ノ地目變換又ハ開墾ノ事實ナク、四圍ノ狀況變遷ノ為自然土地ノ効用ヲ變スルモノニ對シテハ、地租条例ヲ適用スル能ハサルヲ以テ特ニ之ヲ法律ノ規定ヲ必要トス

三、地目變換又ハ開墾ノ事實アルモノニ對シ地租条例ヲ適用スル場合ニ於テモ、地価ヲ修正スルトキハ必ス土地ノ丈量ヲ要スル等官民ノ煩雜アルノミナラス、何等勞費ヲ要セス宅地トナリタルモノニ對シ、地目變換ノ場合ニ於テハ、五箇年間開墾ノ場合ニ於テハ十箇年間修正地価ニ依リテ地租ヲ徵收スル能ハス、從テ課税ノ不公平ヲ生ス

之ニ反対スル委員ハ曰ク

- 一、地租条例ノ規定ヲ活用スルトキハ問題ノ如キ有租地ハ大概宅地ニ編入スルヲ得ヘシ、五箇年間又八十箇年間旧地価ニ依リ地租ヲ徴収セサルヘカラス、多少ノ不公平アランモ如斯ハ已ヲ得サル結果ナリ
- 二、若夫レ地目変換又ハ開墾ノ事實モナクシテ、全ク地租条例ノ規定ヲ適用シ得サルモノノ如キハ恐ラク小部分ニ過キサレヘシ、殊ニ此ノ種ノ土地ヲ宅地ニ編入スルハ多少酷ニ失スルノ嫌アリ、何トナレハ如斯土地ハ地主ノ故意ニ作業ヲ加ヘタルモノニ非ス、全ク四圍ノ状況変遷ノ結果ニ過キサレハナリ
- 三、命令ヲ以テ区域ノ限界ヲ定ムルト云フト雖、其ノ限界ヲ定ムルハ頗ル困難ニシテ、実況ニ副ハントスレハ一地一筆ヲ掲ケサルヘカラサルノ煩雜アリ、大勢ニ依リ限界ヲ面セントスレハ、實際ト一致セス不公平ノモノヲ生スルニ至ルノ虞アリ

委員会ハ後説ヲ是認シ、右ノ如キ有租地ニ対シテハ成ルヘク地租条例ヲ勵行活用スルヲ以テ満足シ、之カ為ニ特ニ法律ノ規定ヲ設クルノ必要ヲ認メスト決シタリ

#### 第四項 罹災田畑ノ地租ヲ免除スルノ可否

水害其ノ他ノ災害ニ因リ收穫皆無ニ帰シタル田畑ノ地租ニ關スル救済方法一ニ出テス、水害ニ因ルモノニ付テハ其ノ地租ノ免除ヲ許可シ、水害以外ノ災害ニ因ルモノニ付テハ其ノ地租ノ延納ヲ許可スルノ現行制度タリ、是ニ於テ委員中地租免除ノ制ヲ廢シ、總テ地租延納ノ制ヲ為スヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ所説ニ曰ク

- 一、従前ノ檢見法ヲ廢シ毎年ノ定額稅ト為スコトハ地租改正ノ根本ノ精神ナリ、年ノ豊凶ヲ平均シテ地價ヲ定メ之ニ依リ地租ヲ賦課スル以上ハ、偶々凶作ニ遇フコトアルモ地租ノ免除ヲ為スヘカラサルハ制度其ノ物ノ当然ノ結果ナリ

二、延納ハ義務ヲ他日ニ延期スルニ止マルカ故ニ、注意深キ者ハ資力ノ許ス限り成ルヘク其ノ年ニ納租セントスルニ反シ、免租ハ義務ヲ全然免除スルカ故ニ、人情トシテ成ルヘク免租ヲ得ント欲スルモノトス、其ノ結果免租ヲ許ストキハ地租ニ巨額ノ欠損ヲ生スルニ至ル、是レ理論ニ於テ然ルノミナラス、明治三十年以來特別免租ヲ為シタル場合ニ於ケル実績ノ明ニ証スル所ナリ

三、凶年ニ対スル租稅上ノ救済トシテハ、地租改正以來三種ノ方法ヲ取リタリ、地租延納・地租貸与・地租免除是ナリ、延納ト貸与トハ其ノ名ヲ異ニシテ其ノ實ヲ同シクス、然ルニ免除ニハ甚シキ弊害アリタリ、而シテ其ノ最モ甚シキモノハ官民ノ論争及免租ノ濫与ナリ、是亦実績ノ証明スル所ナリ

四、地租ノ本質ヨリ之ヲ論スルモ、又財政上沿革上ヨリ之ヲ論スルモ、地租免除ノ不可ナルコト前述ノ如シ、是レ凶年ニ対スル租稅上ノ救済トシテ延納ヲ以テ適當ナリトスル所以ニシテ、水害ニ因ル場合ニ於テ免租ノ方法ニ依ルハ、獨リ理論ニ反スルノミナラス矛盾ニ陥ルモノナリ、故ニ地租免租ノ現制ハ之ヲ廢シ總テ延納ト為スヲ可トス

他ノ委員ハ曰ク

凶年ニ対スル租稅上ノ救済トシテ、地租延納法ノ適當ナルハ固ヨリ之ヲ否認スル能ハスト雖、災害頻ニ發リ延納ニ次クニ延納ヲ以テスルトキハ、延納地租累加シ平年ノ地租ト共ニ之ヲ納付セサルヘカラスシテ、農民ハ其ノ負担ニ堪エサルニ至ルヘキヲ以テ、若シ前ノ災害ニ因リ地租延納ノ許可ヲ受ケタル者、其ノ延納年限内ニ於テ再ヒ災害ニ罹リ、同一田畑ノ地租ニ付延納ノ許可ヲ受クルニ至リタルトキハ、未納ニ係ル前ノ延納年賦金ハ之ヲ免除スルコトト為スヲ相当トス

委員会ハ右兩説共ニ大体ニ於テ其ノ趣旨ヲ同フスルモノト認メ、其ノ趣旨ニ依リ相当ノ時機ニ於テ現行法ノ改正ヲ為

へへキモノト決シタリ

#### 第五項 沖繩県ノ滞納旧租ヲ免除スルノ可否

沖繩県ニ於ケル旧租ノ沿革ハ遠ク慶長年間ノ改定ニ係リ、其ノ賦課方法頗ル多岐複雑ナリシノミナラス、其ノ租税ハ物品納ナリシヲ以テ、経済時勢遷變ノ為物品ノ生産ニ隆替アルトキハ、忽チ地租ノ滞納ヲ基スルコトナリ、地租ノ滞納ハ沖繩県ノ旧租ニハ避クヘカラサル弊ナリシナリ、故ニ明治十六年ニ至リ物品納ニ依ル官民ノ煩勞ヲ避クルト共ニ、租税滞納ノ弊ヲ矯正センカ為代金納ヲ許可スルコトナリシカ、一利一害ハ數ノ免レサル所ニシテ、代金納トナリタル為納租額ハ年々市場ノ相場ノ高低ニ従ヒ、其ノ額一定セサルノミナラス、近時物価ノ趨勢ハ益々騰貴ニ向フヲ以テ、沖繩県民ノ負担ハ之ニ伴フテ益々増高スルニ至リ、明治三十五年度ノ租額ヲ以テ明治二十年度ノ租額ニ比スルトキハ實ニ二倍以上ニ達シ、沖繩県民ノ負担ハ益々重クシテ租税滞納ノ弊ハ益々増多スルニ至レリ、而シテ沖繩県ノ旧租ノ納税主体ハ個人ニ非ス、村又ハ島ナリシカ故ニ、租税滞納ノ場合ニ於テハ村又ハ島ノ当該吏員ヲ捕ヘテ之ヲ責メ、個人ニ対スル処分ハ全然之ヲ放任シテ、村又ハ島ニ於テ其ノ内法ニ依リ財産ノ差押ヲ為シ之ヲ売却シ、若シ不足スルトキハ親族与党ニ及ホシ、尚不足スルトキハ村・島ニ及ホシテ皆納ヲ囑ラシムルノ旧慣ナリシヲ以テ、旧慣ニ依ル滞納処分ノ方法ハ立憲治下ニ於テハ之ヲ実行スル能ハス、明治三十六年ノ交地租条例及国税徴収法ヲ沖繩県ニ施行スル迄ハ、沖繩県ニ於ケル租税滞納ノ処分ハ全ク其ノ法ヲ欠ケセリト謂フヘシ、是レ明治三十五年度以前最近数年ノ間ニ滞納額ノ年々累加シタル原因ニシテ、明治三十五年度以前ノ旧租滞納額實ニ四十八万五千余円ノ多キニ達スルニ至レリ

沖繩県旧租滞納ノ状況斯ノ如シ、故ニ明治三十六年ノ交地租条例及国税徴収法ヲ沖繩県ニ施行スルニ當リ、一時ニ旧租ノ滞納ヲ整理スルハ実行上頗ル困難ナルモノアリ、次テ明治三十七年非常特別税法ヲ發布シ地租ノ増徴ヲ為スニ

當リ、其ノ徴収額ト同時ニ旧租ノ滞納額ヲ徴収スルハ、到底沖繩県民ノ負担ニ堪エサルモノト爲シ、非常特別税法施行中ハ滞納旧租ノ徴収ヲ猶予シ、非常特別税法廃止ノ年ノ翌年ヨリ十年間ニ平分シテ之ヲ徴スルコトト爲シタルモノナリ

是ニ於テ非常特別税ノ整理ニ從ヒ沖繩県ノ旧租滞納ノ処分ヲ如何ニスヘキカノ問題起リ、委員中ニ説ヲ生シタリ

#### 第一説三曰ク

非常特別税ハ事実永久ニ繼續セラルルコトナルヲ以テ、非常特別税法廃止ノ年ノ翌年ヨリ十年間ニ分納セシムルトキハ、負担重キニ過クルヲ以テ二十年間ニ分納セシムルヲ可トス

#### 第二説二曰ク

旧租ノ滞納ハ其ノ沿革ニ徴シ全ク特殊ノ事情ニ原因スルノミナラス、今之ヲ強徴セントスルモ實際種々ノ故障アリテ其ノ目的ヲ達スル能ハサルヘキヲ以テ、断然之ヲ免除スルヲ可トス、或ハ之ヲ免除スルトキハ恩ニ狎レ法ヲ輕ンシ、滞納ノ弊ヲ助長スルニ至ルヘシトノ反對論アランモ、普通ニ生シタル租税ノ滞納ヲ免除スルモノニ非サルカ故ニ、其ノ處ナカルヘキノミナラス、土地整理後地租条例ニ依リ徴収スル地租徴収ノ成績寧ロ良好ナル事案ニ徴シ、其ノ處ナキヲ断スルヲ得ヘシ

委員會ハ第一説ヲ是認シ、沖繩県ノ旧租ニシテ未タ徴収セサルモノハ之ヲ免除スルコトニ決シタリ

〔第二章の所得税以下は省略〕

#### 結 論

税法審査委員會ニ於テ、税法ヲ審査シ決議シタル要領ハ以上三十二章ニ記述シタル所ノ如シ、而シテ委員會ニ於テ決議シタル整理案ニ対スル法案ハ別冊第一号ノ如ク、其ノ實施ニ依リ生ヌヘキ歳入増減ノ明細ハ別冊第二号ノ如ク、又租

税整理ニ依ル歳入見込額ト明治四十年度歳入予定額トノ比較対照ハ別冊第三号ノ如シ、但シ租税整理ニ依ル歳入見込額ハ、資料ノ蒐集ヲ待テ更ニ計算ヲ要スルモノアルヲ以テ、多少ノ増減ヲ生スルニ至ルヘシ

目次

第一号 租税整理法律案

一 地租条例中改正法律案

一 宅地地価修正法案

〔中略〕

一 沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案

第二号 付属諸表

一 地租

〔所得税以下は省略〕

第三号

一 租税整理ニ依ル歳入増減比較表

別冊第一号

租税整理法律案

地租条例中改正法律案

地租条例中左ノ通改正ス

第一条 地租ハ左ノ税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

一 北海道

郡村宅地及市街宅地

地価百分ノ二箇半

其ノ他ノ土地

地価百分ノ四箇

二 沖繩県

各種ノ土地

地価百分ノ五箇半

三 其ノ他ノ府県

郡村宅地及市街宅地

地価百分ノ二箇半

其ノ他ノ土地

地価百分ノ五箇半

前項ニ於テ地価ト称スルハ土地台帳ニ掲ケタル価格ヲ謂フ

第十条ノ二三左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ変換地目ノ税率カ旧地目ノ税率ト同一ナラサルトキハ、修正地価ニ依リ地租ヲ徴収スルニ至ル迄

旧地目ノ税率ニ依リ地租ヲ徴収ス

附則

本法ハ明治四十一年分地租ヨリ之ヲ適用ス

非常特別税法中地租ニ関スル規定ハ明治四十年分地租限之ヲ廢止ス

宅地地価修正法案

第一条 本法ニ於テ宅地ト称スルハ郡村宅地及市街宅地ヲ謂フ

第二条 宅地ノ現在地価ハ本法ニ依リ之ヲ修正ス

第三条 宅地ノ修正地価ハ本法ニ依リ定メタル貸賃価格ノ十倍トス、但シ貸賃価格ノ十倍カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、現在地価ノ二十倍ヲ以テ其ノ地価トス

本法ニ於テ貸賃価格ト称スルハ、貸主カ公課・修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ貸賃スル場合ニ於テ、貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ

第四条 宅地ノ貸賃価格ハ宅地貸賃価格調査委員会ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

政府ハ調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス

左ノ場合ニ於テハ政府ニ於テ宅地ノ貸賃価格ヲ決定ス

一 調査委員会成立セサルトキ

二 調査委員会ノ調査ニ付シタル日ヨリ六十日以内ニ調査終了セサルトキ

三 調査委員会ノ再議ニ付スルモ其ノ決定仍不当ト認ムルトキ

四 調査委員会ノ再議ニ付シタル日ヨリ二十日以内ニ調査終了セサルトキ

第五条 税務署長ハ所轄内各市町村ニ於ケル宅地ノ貸賃価格ヲ調査シ、宅地貸賃価格調査委員会ニ提出スヘシ

第六条 各税務署所轄内ニ宅地貸賃価格調査委員会ヲ置ク、但シ税務署所轄内ニ市制ヲ施行スル地方ヲ包含スルトキ

ハ、市制ヲ施行スル地方ト其ノ他ノ地方トニ區別シテ之ヲ置ク、調査委員ノ定数ハ八十人トス、但シ地方ノ状況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第七条 調査委員ハ調査委員選挙人ノヲ選挙ス

調査委員ニ選ハレタル者ハ正当ノ事故ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

調査委員ハ其ノ職務ノ終了ニ因リテ解任ス

第八条 調査委員選挙人ノ定数ハ、其ノ選挙区域内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者五十人ニ付一人トス、但シ義務者千人以上ナルトキハ二十人ニ止メ、義務者五十人未満ナルトキハ一人トス

第九条 調査委員ノ選挙区域ハ調査委員会ヲ置クヘキ区域ニ依リ、調査委員選挙人ノ選挙区域ハ市町村ノ区域ニ依ル

第十条 選挙執行ノ日ニ於テ現ニ地租名寄帳ニ宅地地租納税者トシテ登録セラレタル者ハ、当該選挙区域内ニ於テ調査委員選挙人ヲ選挙シ、又ハ調査委員若ハ調査委員選挙人ニ選挙セラルルコトヲ得、但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一箇年ヲ経サル者

四 剝奪公権者及停止公権者

五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

第十一条 調査委員選挙人及調査委員ノ選挙並調査委員会ノ会議ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 税務署長ハ其ノ決定シタル貸賃価格ニ依リ修正地価ヲ定メ、之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間、其ノ市町村内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者ノ縦覧ニ供スヘシ

第十三条 宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納税管理人修正地価ニ不服ナルトキハ、縦覧期間満了ノ日ヨリ三十日以内ニ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第十四条 前条ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ大蔵大臣ノ認可ヲ得、修正地価ヲ決定シ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第十五条 本法ニ依リ地価ノ修正ニ付テハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得ス

第十六条 本法中トアルハ東京市・京都市・大阪市及北海道ニ在リテハ区、町村トアルハ町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ戸長ノ職務ヲ行フ区域トス

附 則

第十七条 本法ニ依リ地価ヲ修正シタル宅地ニ付テハ明治四十一年分ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス

第十八条 地目変換ニ因リ宅地トナリタル土地ニシテ、明治四十年ニ於テ変換ノ年ヨリ五年ヲ経過セサルモノハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、変換ノ年ヨリ六年目ニ至リ類地比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

前項ノ土地ニシテ地租條例第十條ノ一第二項ニ依リ地価ヲ修正シタルトキハ其ノ修正地価ヲ取消ス

第十九条 荒地先租年期又ハ低價年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、年期明ニ至リ類地比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

荒地先租年期ヲ有スル宅地ニシテ低價年期ヲ許可セラレタルトキハ、其ノ年期明ニ至リ前項ノ規定ヲ適用ス

第二十条 本法施行以前耕地整理法又ハ明治三十年法律第三十九号ニ依リ、耕地ノ整理又ハ土地ノ改良ニ着手シ米タ專業成功ニ至ラサル地区内ニ在ル宅地ニ付テハ、本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、專業成功ニ至リタルトキ其ノ地区外ノ類地ノ比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

第二十一条 開墾着手後九年ヲ経過セサル宅地又ハ缺下年期地価据置年期ヲ有スル宅地ニ付テハ、本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス

第二十二条 第十八條乃至第二十一條ノ場合ニ於テ地租ヲ徴収スル宅地ニ付テハ、其ノ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収スルニ至ル迄左ノ稅率ニ依リ地租ヲ徴収ス

一 北海道

郡村宅地

地価百分ノ六箇半

市街宅地

地価百分ノ十八箇半

二 其ノ他ノ府県

郡村宅地

地価百分ノ八箇

市街宅地

地価百分ノ二十箇

前項ニ依リ地租ヲ徴収スル間ハ地租條例第十條ノ二第二項及之ヲ準用スル規定ヲ適用セス

第二十三条 本法ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セス

「中 略」

沖繩縣ニ於ケル旧租免除ニ關スル法律案

沖繩縣ニ於ケル明治三十五年以前ノ地租ニシテ、未タ徴収セサルモノハ之ヲ免除ス  
明治三十七年法律第十三号ハ之ヲ廢ス

租税整理ニ依ル歳入増減明細表

租税整理ニ依ル歳入増減明細表			
第一	地	租	
一		宅	地
四十年		度	予定額
整理見込額		整理増減	
一六、一七六、三三四	円	一六、三七七、九一六	円
		二〇一、六〇二	円

備考

整理見込額ハ左ノ計算ニ依リ之ヲ算出セリ

宅地賃貸価格

七七、二六九、七二一

此ノ修正地価

六四三、三四一、九二〇

此ノ地租(地価百分ノ二・五)

一六、〇八三、五七三

外

地価ヲ修正セサル宅地ノ地租

二五二、八四〇

沖繩県ノ税率改正ニ依ル地租

四一、五〇三

二計

一六、三七七、九一六

一 宅地以外ノ土地  
増減ナシ

(昭59 本校 75)

20、明治40年 税法整理案審査会審査要録(抄)

「税法整理案審査会審査要録」

税法整理案審査会審査要録

凡例

- 一 本書ハ税法整理案審査会ノ審査要領ヲ記述スルモノトス
- 二 本書記述スル所ハ議論ノ綱領及決議ニ止マリ、質問応答ニ関スルモノハ概ネ省略シタリ
- 三 数名ノ委員ニ依リ陳述セラレタル論点モ便宜ニ從ヒ之ヲ綜合記述シタルモノアリ、又其ノ論旨ヲ明ナラシムル為多少之ヲ補足シタルモノアリ
- 四 原案ニ対シ異論ナカリシモノ及原案審議ノ論旨ト一致シタルモノハ之ヲ本書ニ再録セス
- 五 本書ニ於テ原案ト称スルハ、税法審査委員会ノ報告ニ係ル租税整理案ヲ謂フ

目次

緒言

第一章 地 租

第一款 宅地地価ノ修正

第二項 土地ノ売買頻繁ニ行ハルル地方ニ於ケル宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

第三項 郡村宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

第四項 沖繩県ニ於ケル宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

第五項 宅地地価修正ノ方法

第一 賃貸價格ノ十二倍ヲ以テ修正地価ト為スノ可否

第二 修正地価ヲ現在地価ノ二十倍ニ制限スルノ可否

第三 地価ノ修正ヲ為ササル宅地及其ノ稅率

第四 宅地賃貸價格調査委員會ノ委員ニ市町村吏員ヲ加ヘ其ノ會長ニ稅務署長ヲ充ツルノ可否

第五 修正地価縦覧期間ヲ延長スルノ可否

第六 宅地地価修正ノ期限ヲ定ムルノ可否

第二款 地租條例ノ改正

第一項 稅率

第一 宅地

第二 田畑

第三 山林

第四 郡村宅地・市街宅地ノ區別ヲ廢スルノ可否

第五 地目変換・地類変換ノ地価据置期間ヲ廢スルノ可否

第六 罹災田畑ノ地租ノ救済方法ヲ統一スルノ可否

第二章 所得稅 [以下は省略]

緒言

稅法整理案審査會ハ明治四十年四月四日ヲ以テ其ノ第一回ヲ開キ、爾來毎週二回開會シ會ヲ重ヌルコト二十四回、同年七月五日其ノ審査ヲ終了シタリ、今其ノ審査要領ヲ記述スルニ當リ先ツ本會設置ノ目的及議事經過ノ概要ヲ掲ク  
大藏大臣ハ、明治四十年三月二十九日稅法整理案審査會規則ヲ定メ之ヲ世ニ公ニシタリ、其ノ規則左ノ如シ

稅法整理案審査會規則

第一条 稅法審査委員會ノ報告ニ係ル稅法整理案審査ノ為、大藏省ニ稅法整理案審査會ヲ置ク

第二条 稅法整理案審査會委員ハ、内閣及外務省、内務省、大藏省、司法省、農商務省ノ高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識経験アル者ヲ以テ組織ス

前項ノ委員ハ大藏大臣之ヲ囑託ス



第三条 会長ハ大蔵大臣之ニ当ル

第四条 税法整理案審査会ハ大蔵大臣ノ召集ニ依リ開会ス

第五条 税法整理案審査会ノ議事ハ秘密トス

第六条 税法整理案審査会ニ幹事ヲ置ク、幹事ハ大蔵省高等官中ヨリ大蔵大臣之ヲ命ス

大蔵大臣ハ税法整理案審査会開会ノ時、本会開会ノ趣旨ニ関シ演説シタリ、其ノ要領左ノ如シ

租税ノ制度ヲ整理シ財政ノ基礎ヲ確実ニスル為、曩ニ大蔵省ニ税法審査委員会ヲ設ケ税法ニ関スル調査ヲ為サシメタルニ、委員会ハ慎重審議ヲ尽シ税法整理案ヲ具シ之ヲ本官ニ報告シタリ

税法審査委員会ハ各種ノ方面ニ亘リ広ク知識ヲ求め討議審議シタリト雖、税法ノ整理ハ事頗ル重大ニシテ其ノ關係スル所甚ク広汎ナルカ故ニ、尙モ其ノ遺漏ナカラムコトヲ期スル為、茲ニ朝野ニ於ケル學識経験アル諸君ヲ煩ハシ其ノ整理案ニ就キ審査ヲ請ハムトス、願ハクハ腹藏ナク其ノ利害得失ヲ討究セラレムコトヲ

税法整理ノ目的ハ負担ノ衡平ト徴税ノ簡便トヲ計ルト同時ニ、國庫ノ充實ト歳計ノ鞏固トヲ期スルニ在リ、換言スレハ國民經濟ノ発達ヲ妨ケサルト同時ニ、國家財政ノ要求ヲ欠カシメサルニ在リ、故ニ現在歳入ノ総額ニ減少ヲ来スカ如キ案件ハ必ス之ヲ避ケサルヘカラス、而シテ國家財政ノ前途ヲ案スルニ歳計ノ膨張ハ内外ノ情勢ニ照ラシ避クヘカラルル必須ナルヲ以テ、財源ノ涵養及留保ハ最モ緊要ノ事ニ屬ス

税法審査委員会ノ報告ニ係ル税法整理案及其ノ審議ノ要領ハ、詳ニ載セテ別冊税法審査委員会審査報告ニ在リ、直ニ之ヲ諸君ニ頒布シテ審査案ノ件ト為ス、而シテ其ノ整理案ハ前期ノ議會ニ提出スルノ予定ヲ以テ立案セルモノナルヲ以テ、施行期日ノ如キ修正ヲ要スルモノアルハ勿論ナリ

税法整理案ハ之ヲ次期ノ議會ニ提出セントス、故ニ成ルヘク早く其ノ成案ヲ得ルノ必要アリ、本官ハ諸君ノ精勵ニ

依リ審査終了ノ一日モ速ナラムコトヲ望ム

税法ノ整理ハ國民負担ノ現状ヲ變更スヘキヲ以テ、本会調査ノ結果ヲ公ニスルニハ適當ノ時機ヲ択ハサルヘカラス、諸君幸ニ之ヲ諒セヨ

税法整理案審査会ノ議事ハ大蔵大臣之ヲ整理シ、税法整理案ノ説明ハ税法審査委員会ノ委員長之ヲ担任シ幹事之ヲ補佐シタリ、左ニ会長委員及幹事ノ氏名ヲ掲ク

会長 法学博士 阪谷芳郎

委員 伯爵 正親町実正 子爵 三島弥太郎 男爵 松平正直 男爵 紀 俊秀 法学博士 桑田熊蔵

島田三郎 箕浦勝人 石塚重平 栗原亮一 野田卯太郎 中野武宮 土居通夫 法学博士

金井 延 法学博士 松崎藏之助 法学博士 岡野敬次郎 珍田捨巳 吉原三郎 法学博士

河村謙三郎 和田彦次郎 若槻礼次郎 水町銀葉六 荒井賢太郎 桜井鉄太郎

塚田達二郎 浜口雄幸 松本重威

幹事 塚田達二郎 菅原通敬 森 賢吾 松本重威

税法整理案審査会ハ先決問題トシテ、税法審査委員会ノ審査報告ニ係ル三種ノ租税整理案中、其ノ孰レヲ採用スヘキカニ關シ審査ヲ為シ、審査会ハ第三案即チ世間ニ議論多キ租税ハ全部之ヲ廢止スルト同時ニ、租税組織ノ現制ヲ根本ヨリ改革セムトスルモノニ付テハ、其ノ内容ニ於テ既ニ税法審査委員会ニ於テ論評シタルカ如キ批難アルノミナラス、

現行税制ハ特別ノ歴史アリ沿革アリ、且既ニ幾多ノ年処ヲ経テ國民其ノ施行ニ慣レタルモノナルヲ以テ、今之ヲ根本ヨリ變革スルハ經濟上財政上共ニ危険ナルモノナリトシ、其ノ第一案即チ比較的善良ナリト認ムル新税ノ創設ニ依リ補填シ得ヘキ限度ニ於テ、世間ニ議論多キ租税ヲ廢止セントスルモノニ付テハ、其ノ創設スヘシト為ス新税ハ他日國

家財政ノ必要ニ依リ歳入ノ増収ヲ計画スル場合ニ於テ、其ノ必要ニ依リ新ナル財源トシテ選択スルノ可否ハ姑ク之ヲ措キ、現行ノ租税ヲ廃シ之ニ代ハラシムル必要ハ之ヲ認ムル能ハス、殊ニ國家財政ノ前途ハ財源ノ涵養及留保ヲ必要トスルヲ以テ、此ノ際新税ヲ創設スルハ策ノ得タルモノニ非ストシテ二者共ニ之ヲ採ラス、而シテ其ノ第一案タル現行税法中負担ノ権衡ヲ失スルモノ、又ハ徵税ノ簡便ヲ欠クモノ、其ノ他改善ヲ要スヘキモノニ對シテ整理ヲ為サントスルモノヲ以テ、現下ニ行フヘキ最モ穩當ナル整理方案ナリト認メ、之ヲ原案トシテ審査スルコトニ決シタリ

然レトモ租税ノ問題ハ頗ル広汎ナルカ故ニ、税法整理案審査会ノ議事ノ範圍ハ原案タル税法整理案其ノモノノ審査ニ止マラス、税法審査委員會ノ審議ニ上リタル各種ノ問題ハ勿論、其ノ審議ニ上ラサリシモノト雖、財政上又ハ經濟上研究ヲ要スヘキ問題ニ付テハ、各稅審議ノ際隨時之カ利害得失ヲ討論シ、特ニ世論ノ存スル問題ニ付テハ最モ慎重ニ之ヲ審査シタリ

税法整理案審査会ハ議事ノ順序ヲ第一次會及第二次會ノ二段ニ分チ審議ヲ為シタリ、第一次會ニ於テハ各種ノ租税ニ就キ原案審議ノ要領ヲ審査シ、其ノ利害得失ヲ討論シ可否ノ決議ヲ為スヘキモノトシ之ヲ仮決議ト為ス、第二次會ニ於テハ第一次會ニ於テ決議シタル各種ノ租税ヲ通覽シテ彼此ノ權衡ヲ查覈シ、修正法案ヲ整理シ歳入増減ノ調査ヲ為スヘキモノトシ之ヲ確定議ト為ス

税法整理案審査会ハ審査ノ慎重ヲ期スル為ニ、事ノ重要又ハ複雑ナルモノニ在リテハ特別委員ニ附託シテ之ヲ調査セシメ、特ニ第二次會ノ決議ヲ了ルヤ議案整理特別委員七名ヲ選任シ詳細精査セシメ、其ノ調査ノ結果ヲ第二次會ノ議題トシテ審議シタリ

## 第一章 地 租

地租ニ關スル原案審議ノ要領ハ、地租課税ノ方法ハ現行制度ヲ維持スト雖、地租負担ノ公平ヲ期スル為地価ノ修正ヲ

行ヒ租率ノ改正ヲ為スト云フニ在リ、而シテ其ノ審議ノ結果法案トシテ決議セルモノハ地租條例中改正法律案、宅地地価修正法案及沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ關スル法律案ノ三案ナリトス、故ニ審査会ハ此等三案ヲ以テ互ニ關連セルモノト為シ、一括シテ議題ト為シ審議ヲ展シタリ

審査会ハ沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ關シテハ、格別議論ヲ要セス原案ヲ容ルルコトニ決シタリト雖、宅地地価ノ修正及地租條例ノ改正ニ關シテハ慎重ニ之ヲ審議シ、委員ヨリ提出シタル意見亦甚タ少カラス、以下款項ヲ分チ其ノ審議ノ要領ヲ記述セントス

### 第一款 宅地地価ノ修正

審査会ハ土地ノ價格ニ著シク変動ヲ來タシタル宅地ニ在リテハ、地租負担ノ偏重偏輕ヲ矯正スル為、地価ノ修正ヲ必要ト為シタル原案ノ趣旨ヲ認メ、全会一致ヲ以テ宅地地価修正ノ議ヲ可決シタリト雖、其ノ修正ノ範圍及方法ニ關シテハ亦多少ノ議論ナキニ非ス

#### 第一項 土地ノ売買頻繁ニ行ハルル地方ニ於ケル宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

地租負担ノ偏重偏輕ヲ矯正スル方法トシテ宅地地価修正ヲ断行スルノ要アリト決シタルコト前述ノ如シ、然レトモ之ニ對シ委員中疑問ヲ懷ク者アリ曰ク

租税負担ノ公平ヲ期スルノ目的ヲ以テスルトキハ、土地売買ノ頻繁ニ行ハルル地方ニ於ケル宅地ノ地価ハ修正スルノ必要ナキカ如シ、何トナレハ土地價格ノ變動ニ因リ租税負担ノ公平ヲ欠クニ至リタリト云フハ、土地ノ所有ニ異動ナキ場合ニ限り起ルヘキ問題ニシテ、土地力売買ニ依リ移転セラルル場合ニ於テハ、買主ハ其ノ土地ニ對スル公課其ノ他ノ負担ヲ計算シ、其ノ土地ヨリ生スル收益ノ多少ヲ斟酌シテ相当ノ対価ヲ提供スルモノナルヲ以テ、買主ハ其ノ支払ヒタル代金ニ對シテ不当ノ利益ヲ收ムルモノニ非ス、不当ノ利益ヲ收ムル者ハ其ノ売主ナリトス、然ル

ニ今其ノ土地ノ地価ヲ修正シ土地ノ負担ヲ變更セシカ、買主ハ予期セサル租税ノ賦課ヲ受ケ、為ニ却テ負担ノ不公平ヲ生スルニ至ルヘケレハナリ、斯ノ如ク土地價格ノ變動ニ因リ租税負担ノ公平ヲ欠クニ至リタルハ、土地ノ所有ニ異動ナキ場合ニ限ルヘキモノニシテ、市街宅地ノ如ク土地ノ売買頻繁ニ行ハルル地方ニ於テハ歲月ノ經過ニ從ヒ自然ニ負担ノ權衡ヲ保持スルニ至ルモノアルヲ以テ、此ノ如キ地方ノ宅地ノ地価ハ修正スルノ必要ナキカ如シ

此ノ疑問ニ對シテ并スル委員ハ曰ク

此ノ種ノ疑問ハ地租増徴ノ場合ニ於テ常ニ起ル所ノモノナリ、論者ノ言ノ如ク土地ノ売買頻繁ニ行ハルル場合ニ於テハ、土地ニ投シタル資本ト土地ヨリ生スル収益トノ割合ハ常ニ平準ヲ保ツノ傾向ヲ有スルカ故ニ、土地ノ価格騰貴シタル場合ニ於テ土地ノ売買ニ依リ不当ニ利得スル者ハ独リ売主ナルヘシ、是レ土地ノ売買ニ際シ売主ニ對シ土地ノ増価ヲ目的トシテ課税スヘシトノ論ヲ生スル所以ナリト雖、是レ他面ノ觀察ニシテ自ラ別種ノ問題ニ屬ス、元來地租ハ土地ノ収益ニ課税スルモノナルカ故ニ、地租ニシテ土地ノ収益ニ比例セサルモノアラシカ、是レ即チ負担ノ公平ヲ失スルモノナルヲ以テ、國家ハ之カ矯正ヲ計ラサルヘカラス、要スルニ租税負担ノ輕重ハ土地ヨリ生スル収益ト土地ニ對スル租税トノ權衡如何ニ在リ、換言スレハ収益ト租税トノ割合ニシテ資本ト収益トノ割合ニ非ス、資本ト収益トノ割合ハ個人經濟ノ關係ニ屬シ國家租税ノ問題ニ非ス、國家ハ須ク収益ノ存スル所ニ向テ租税ヲ課スヘキナリ、故ニ現ニ宅地ノ収益ト宅地ノ地租ト權衡ヲ失スルモノアラハ、地価ヲ修正シテ負担ノ公平ヲ期スルノ要アリ、其ノ宅地カ固所有ノモノナルト売買取得ノモノナルトノ區別ハ之ヲ問フヲ要セサルナリ、又假ニ論者ノ言フカ如クナリトスルモ、土地ノ売買ナルモノハ常ニ頻繁ニ行ハルモノニ非スシテ、改租以降売買セラレタルモノノ其ノ一小部分ニ過キササルノミナラス、土地ノ売買頻繁ニ行ハル地方ト否トニ因リ地価ヲ修正スルト否トヲ區別スルカ如キハ、到底実行スヘカラサルコトナリトス

審査會ハ次項ニ述フル問題ト共ニ原案ノ趣旨ヲ容レ、宅地ノ地価ハ總テ之ヲ修正スルノ要アルモノト決シタリ

### 第二項 郡村宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

更ニ他ノ委員ハ郡村宅地ノ地価ヲ修正スルノ要アリヤ否ヤヲ疑フテ曰ク

宅地地価修正ノ目的カ法定地価ト売買時價トノ間ニ大ナル懸隔ヲ生シ、租税負担ノ公平ヲ失スルニ至リタルヲ以テ之ヲ矯正スルニ在リトセハ、土地ノ價格ニ大ナル變動ヲ來シタル市街宅地ニ於テハ最モ適切ナリト雖、土地ノ價格ニ大ナル變動ナキ郡村宅地ニ在リテハ其ノ必要ナキカ如シ、何トナレハ現在郡村宅地ニ屬スルモノニシテ土地ノ價格ニ變動ヲ來シタルモノ之レナキニ非スト雖、此ノ種ノ土地ハ郡村宅地ヨリ市街宅地ニ組替フルヲ相当トスルモノニシテ、全ク市街宅地・郡村宅地ノ區別適正ナラサルノ致ス所ナルヲ以テ、市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ嚴正ニ分割スルトキハ、地価修正ハ市街宅地ニ限リ郡村宅地ニ及ボスノ要ナキヲ以テナリ

之ヲ并スル委員ハ曰ク

郡村宅地ニ於ケル地租負担ノ不公平ハ市街宅地ニ於ケルヨリ概シテ少キハ勿論ナリト雖、亦全ク之レナシト云フヘカラス、何トナレハ郡村宅地ニ於テハ改租ノ際田畑ト略々同額ノ地価ヲ附シタリト雖、田畑ノ地価ハ改租以降ニ回ノ修正ヲ經タルニ拘ラス、宅地ノ地価ハ會テ修正セラレサルヲ以テ、多年ノ星霜ヲ經過シタル今日ニ於テハ負担ノ不公平大ナルモノアレハナリ、殊ニ準市街地ニ於テ然リトス、假ニ論者ノ言ノ如ク其ノ現況ニ應シ宅地ノ組替ヲ為スモノトスルモ、其ノ限界ヲ立ツルコト甚タ困難ナルノミナラス、數年ヲ出テスシテ其ノ狀況復タ一變スルニ至ルヘシ、而シテ市街宅地ハ地価ヲ修正シ郡村宅地ハ地価ヲ修正セサルトキハ、當然地租ノ税率ヲ異ニシ市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ唯人爲的ノ一線ヲ隔テテ地租負担ノ輕重ヲ生シ、甚シキ不公平ヲ來スニ至ルヘシ、故ニ市街宅地及郡村宅地ハ共ニ同様ノ標準ヲ以テ地価ヲ修正スルノ要アリ

此ノ問題ハ原案審議ノ際ニ於テ既ニ研究シタル所ノモノナルミナラス、後ニ述フルカ如ク審査会ハ市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ廢スルコトニ決シタルヲ以テ、市街宅地・郡村宅地ヲ通シ一般ニ地価ヲ修正スルノ要アルモノト決シタリ

### 第三項 沖繩県ニ於ケル宅地ノ地価ヲ修正スルノ要否

沖繩県ノ土地ハ一般ニ沖繩県土地整理法ニ依リ、五箇年ノ長日月ヲ費シ最近明治三十六年ニ整理セラレタルモノニシテ、地価ニ偏輕偏重ナキヲ以テ今復タ之ヲ修正スルノ必要ナシト認め、原案ハ沖繩県ニ於ケル宅地ノ地価ハ修正セサルコトト為シタリ、然ルニ委員中沖繩県ニ於ケル宅地モ亦内地及北海道ノ宅地ト同様ニ地価ヲ修正シ、同一稅率ヲ賦課スルヲ可トスルノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ理由左ノ如シ

一 沖繩県ノ土地力最近ニ整理セラレ、内地府県ノ土地ニ比シ地価ニ偏輕偏重ノ少キハ事實ナルヘシト雖、独リ沖繩県ニ限リテ内地府県ト取扱ヲ異ニスルハ、帝國統治ノ画一ヲ欠クノ批難ヲ免レサルノミナラス、沖繩県民ノ感情ヲ害シ沖繩県統治上ニ支障ヲ生スルノ虞アリ

二 沖繩県ノ宅地ノ地価ヲ修正セサルトキハ、其ノ租率ハ原案ノ如ク地価百分ノ五箇半ト為ササルヲ得サルヘシ、而シテ此ノ現在地価百分ノ五箇半ノ租率ハ現行稅率ニ比シ大ナル輕減ナルハ勿論、内地ノ修正地価百分ノ二箇半ノ租率ヨリ寧ロ輕減ノ結果ヲ呈スヘキニ拘ラス、一見内地ヨリモ重稅ナルカ如キ感想ヲ起サシムルノミナラス、假ヒ其ノ真相ヲ知り得タリトスルモ、數年ノ後ニハ其ノ沿革ヲ忘レ只管内地ノ租率ニ比シテ重稅ナルコトヲ思ハシムルニ至ルノ恐アリ、故ニ此ノ点ヨリ論スルモ内地同様ニ地価ヲ修正シ内地ト同率ヲ課スルヲ可トス

審査会ハ大多數ヲ以テ此ノ意見ヲ採用シ、沖繩県ニ於ケル宅地ノ地価ヲ修正スルコトニ決シタリ

### 第四項 宅地地価修正ノ方法

宅地ノ地価ヲ修正スルノ議ハ既ニ決シタリ、然ラハ如何ナル方法ニ依リテ之ヲ行フヘキカ、修正地価ノ標準ヲ賃貸價格ト為スコト、其ノ賃貸價格ハ評定ノ價格ニ依ルコト、及賃貸價格ハ貸主ノ所得スヘキ總收入額ニ依ルコトニ關シテハ、審査会ハ異論ナク原案ヲ是認シタリ、而シテ修正地価ノ標準トナルヘキ賃貸價格ノ調査方法ニ關シテハ、實地施行ノ順序手續ニ關シ地図及帳簿ニ就テ詳細精密ニ説明シ、委員ノ質問ニ答弁シタルヲ以テ審査会亦之ヲ是認シタリ、然レトモ其ノ他ノ問題ニ至リテハ委員ノ意見必スシモ一致セザリキ、今其ノ審議ノ要領ヲ記述スレハ次ノ如シ

#### 第一 賃貸價格ノ十二倍ヲ以テ修正地価ト為スノ可否

賃貸價格ヲ幾倍ヲ以テ修正地価ト為スヘキヤノ問題ニ關シ、委員ノ一人ハ發議シテ曰ク

原案ハ賃貸價格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為シタリト雖、是レ或ハ十二倍ト為スノ可ナルヲ見サルヤ、原案審議ノ報告ニ依レハ賃貸價格ノ十倍ト為ストキハ地主ノ純益ハ地価ノ百分ノ六ニ相当スト云ヘリ、百分ノ六ノ利率ハ現今ノ經濟情態ニ於テ過當ナリト云フ能ハサルヘシト雖、宅地ノ如ク收益確實ナルモノニ在リテハ、百分ノ五ノ利率ト為スト決シテ少シト云フヘカラス、賃貸價格ノ十二倍ヲ以テ修正地価ト為ストキハ地主ノ純益ハ略々地価ノ百分ノ五ニ相当スヘシ、原案審議ノ際ニ於テハ地価修正ハ增稅ヲ目的トスルモノニ非スト云フノ理由ヲ以テ十二倍說ヲ否認シタルカ如シト雖、地価修正ノ結果現在稅額ニ對シ当然生スル租稅ノ増減ハ、租稅整理トシテ何等願慮ヲ要セザル所ナルノミナラス、國庫歳入ニ幾分ノ増額ヲ得ルトキハ他ノ惡稅廢止ノ補填ト為スヲ得ルノ利アリ、況ヤ宅地ノ價格ハ將來騰貴ノ趨勢ヲ有スルノミナラス、往々投機ノ目的ニ供セラルルヲ以テ、宅地ニ對シ特別ノ租稅ヲ賦課スルノ理由ナキニ非サルニ於テヤ

委員中他日財源補填ノ必要ヲ生シタル場合ニ於テハ之ニ財源ヲ求ムルモ可ナルヘク、本案ハ絶対ニ否認スヘキモノニ非ストノ趣旨ヲ以テ贊成ノ意ヲ表シタル者アリシト雖、委員ノ多數ハ賃貸價格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為スヲ至當ナ

リトシ、審査会亦之ニ決シタリ

第一 修正地価ノ現在地価ノ二十倍ニ制限スルノ可否

原案ハ賃貸価格ノ十倍ヲ以テ修正地価ト為シ、賃貸価格ノ十倍カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、現在地価ノ二十倍ヲ以テ修正地価ト為シタリ、之ニ対シ委員ノ一人ハ制限撤去ノ意見ヲ提出シテ曰ク

原案ニ於テ現在地価ノ二十倍ヲ以テ修正地価ノ最高制限ト為シタルハ、租税負担ノ激増ヲ避クルノ趣旨ニ出テタリト云フト雖、斯ノ如キ制限ヲ設クルハ地価修正ノ目的ヲ貫徹スルモノト云フヘカラサルノミナラス、此ノ制限ヲ撤去スルトキハ次ノ如キ利益アリ

一 此ノ制限ヲ撤去スルトキハ地価五千万円・地租百二十五万円ノ增收ヲ得、他ノ悪税廃止ニ因ル歳入ノ補填ニ充ツルコトヲ得

二 土地ノ価格ハ漸次騰貴スルノ傾向アリ、故ニ一時租税負担ノ激増ヲ生スルモ将来ニ於テハ却テ納税能力ニ適応スルノ結果ヲ生スヘシ

三 加之土地ノ価格騰貴ニ從ヒ宅地ハ投機ノ目的トナリ、真正ノ需用ヲ妨クノ傾向アルカ故ニ、宅地ニ増税スルハ多少投機ヲ抑制スルノ効アリ

四 宅地ニ対シテハ将来特別ノ租税ヲ課スルノ必要ヲ生スルノ時機ナシト云フヘカラス、今日ニ於テ宅地ニ対スル租税ヲ増加スルノ方針ヲ採ルハ其ノ要求ニ応スルノ一端タルヘシ

委員中本案ニ賛成スル者アリシト雖、又詳細ナル収支ノ計算ヲ示シテ最高制限ヲ設クルノ必要ヲ論シテ本案ニ反対スル者アリ、多数ノ委員ハ租税負担ノ激増ヲ生スルハ事態穩當ナラストノ理由ヲ以テ之ヲ否認シ、一定ノ最高制限ヲ設クルハ實際已ラ得サル処置ナリト決定シタリ、果シテ然ラハ其ノ最高制限ハ如何ニ定ムヘキカ、原案ハ市街宅地郡村

宅地ヲ通シテ現在地価ノ二十倍ヲ以テ其ノ制限ト為シタリ、之ニ対シ委員ノ一人ハ提議シテ曰ク

一 修正地価ニ最高制限ヲ設クルノ目的ハ、畢竟租税負担ノ激増ヲ避クルニ在リ、故ニ此ノ目的ヲ達セント欲セハ、其ノ最高制限ハ市街宅地ト郡村宅地トニ依リテ之ヲ區別セサルヘカラス、何トナレハ宅地ノ税率ヲ地価百分ノ二簡半ト為ストキハ、市街宅地ニ在リテハ修正地価ニ依ル最高税額ハ現在地租ノ二倍半ニ過キサルニ拘ラス、郡村宅地ニ在リテハ修正地価ニ依ル最高税額ハ現在地租ノ六倍ニ割五分ニ達シ、兩者ノ間ニ大ナル懸隔アレハナリ、故ニ市街宅地ニ於テ現在地価ノ二十倍ヲ以テ制限ト為スモノトセハ、郡村宅地ニ於テハ現在地価ノ八倍ヲ以テ制限ト為スヲ至当トス

二 租税負担ノ權衡ヨリ論シテ、市街宅地ト郡村宅地トノ間ニ修正地価ノ最高制限ヲ區別スルノ必要アルコト前項ノ如シ、更ニ現在地価ト売買時価トノ關係ヨリ論スルモ、兩者ノ間ニ區別ヲ置クノ至当ナルヲ認メサルヲ得ス、原案審議ノ報告ニ依レハ現在地価ト売買時価トノ割合ハ、市街宅地ニ在リテハ十六倍ニシテ、郡村宅地ニ在リテハ四倍九割ナリ、故ニ市街宅地ニ於テ現在地価ノ二十倍ヲ以テ制限ト為スモノトセハ、郡村宅地ニ於テハ現在地価ノ六倍ヲ以テ制限ト為スヲ至当トス

三 斯ノ如ク、理論ヨリスルトキハ郡村宅地ノ最高制限ハ現在地価ノ六倍又ハ八倍ト為スヲ至当トスト雖、實際ノ状況ハ理論ノ如クナル能ハサル事情アルヘキヲ以テ、現在地価ノ十五倍ヲ以テ制限ト為スヲ可トス、若シ原案ノ如ク市街宅地郡村宅地共ニ現在地価ノ二十倍ヲ以テ制限ト為サンカ、負担ノ激増ヲ避ケントスル趣旨ハ郡村宅地ニ徹底セサルノミナラス、其ノ制限適用ノ為ニ利益スルモノハ市街宅地ニ多ク郡村宅地ニ少ク、地価修正ノ結果市街宅地ノ負担ヲ減シテ郡村宅地ノ負担ヲ増スニ至ルヘシ

此ノ説ニ反対スル委員ハ曰ク

一 此ノ説ハ理論上正当ノ要求ナリト雖、實際ノ状況ニ鑑ミルトキハ其ノ必要ヲ見ス、何トナレハ郡村宅地ニシテ  
賃貸価格ノ十倍カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルモノハ稀有ノ例外ニ屬シ、都市ノ一部ヲ構成スルモノ又ハ都市ニ接  
続スルモノ、其ノ他新開地・開港場等特殊ノ地方ニ於テ之ヲ見ルノミニシテ、一般ノ郡村宅地ニ於テハ殆ト其ノ  
類例ナキヲ以テ、市街宅地ト同シク現在地価ノ二十倍ヲ以テ最高制限ト為スモ事實ニ於テ支障ナシ、而シテ前記  
特殊地方ノ如キハ其ノ実況市街宅地ナルカ故ニ、実ハ市街宅地トシテ地価百分ノ二十ヲ賦課セラルヘキヲ相当ト  
スルニ拘ラス、現ニ郡村宅地トシテ地価百分ノ八ヲ賦課セラルモノニシテ、寧ロ現在ノ負担權衡ヲ失スルモノ  
ナルヲ以テ、地価修正ノ為其ノ他ノ地方ニ比シ多少負担ノ激増ヲ來スニ至ルモ止ムヲ得サルノ數ナリトス

二 現在地価ト売買時価トノ割合、即チ土地ノ價格騰貴ノ割合ニ依リ修正地価ノ最高制限ノ程度ヲ異ニスルノ要アリトセハ、猶リ市街宅地ト郡村宅地トノ區別ニ止マラス、個々ノ宅地ニ付其ノ程度ヲ異ニセサルヘカラサルニ至ルヘシ、何トナレハ郡村宅地ニモ二十倍以上ニ騰貴セルモノアリ、市街宅地ニモ六倍以下ノ騰貴ニ止マルモノアレハナリ、然レトモ斯ノ如キハ到底実行ヲ期スヘカラサルモノトス

三 若シ強テ市街宅地ト郡村宅地トニ依リ之ヲ區別セントセハ、負担ノ激増ヲ避クルニ於テ其ノ効アランモ、其ノ結果地價上ノ状況經濟上ノ事情同一ナルニ拘ラス、唯人為的ニ設ケタル一線ニ依リテ修正地価ヲ異ニシ、將來永ク負担ノ不公平ヲ生スルニ至ルヘシ、修正地価ノ標準ヲ賃貸価格ニ採リタル以上ハ、市街宅地ト郡村宅地トニ依リ其ノ最高制限ニ區別ヲ立ツルハ不可ナリ

其ノ他修正地価ノ制限ニ關シテハ一面地租負担ノ激変ヲ避クルト同時ニ、一面地租負担ノ公平ヲ期スル為、賃貸価格ノ十倍カ現在地価ノ十倍ヲ超ユルモノニ對シ、其ノ超ユル倍數ノ大小ニ從ヒ階級ヲ設ケ、一定ノ遞減率ヲ定メ修正地価ヲ算出スヘシトノ意見ヲ懷ケル委員アリシト雖、問題トナルニ至ラスシテ止ミ、審査會ハ反對説ヲ是認シ原案ノ如ク賃貸価格ノ十倍カ現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、其ノ二十倍ヲ以テ修正地価ト為スコトニ決シタリ

### 第三 地価ノ修正ヲ為サル宅地及其ノ税率

原案ハ左ニ掲ケタル宅地ニ付テハ宅地地価修正法ニ依リテ地価ノ修正ヲ為サス、他日類地比準ニ依リ地価ヲ修正スヘキモノト為シタリ

- 一 地目交換ニ因リ宅地トナリタル土地ニシテ交換ノ年ヨリ五年ヲ經過セサルモノ
  - 二 荒地免租年期又ハ低價年期ヲ有スル宅地
  - 三 耕地ノ整理又ハ土地ノ改良ニ着手シ、未タ事業成功ニ至ラサル地区内ニ在ル宅地
  - 四 開墾着手後九年ヲ經過セサル宅地又ハ歟下年期地価据置年期ヲ有スル宅地
- 此ノ例外ヲ置キタルハ、一ハ土地ノ成熟又ハ復旧ヲ待テ地価ヲ修正スルノ至当ナルヲ認メタルニ因リ、一ハ地主ノ既得ノ權利ヲ尊重スルノ用意ニ出テタルモノナルヲ以テ、審査會ニ於テハ固ヨリ異議ヲ唱フル者ナシ、然レトモ審査會ニハ後ニ述フルカ如ク、地租條例中地目交換ニ關スル規定ヲ改メ、地目ヲ交換シタルトキハ直ニ其ノ地価ヲ修正スルコトトシ、五年ノ地価据置期間ヲ廢スルコトニ決シタルヲ以テ、其ノ結果地目交換ニ因リ宅地トナリタル土地ニシテ、交換ノ年ヨリ五年ヲ經過セサルモノハ、普通ノ宅地ト同シク宅地地価修正法ニ依リ地価ヲ修正スルコトト為シタリ
- 審査會ハ前記地目交換ニ關スル規定ヲ除クノ外餘テ原案ノ規定ヲ是認シタリ、而シテ此等ノ宅地ニシテ地租ヲ徵收スルモノニ在リテハ、地価ヲ修正スルニ至ル迄如何ナル税率ヲ適用スヘキカ、原案ハ現在ノ負担ニ増減ナカラシムルノ趣旨ニ依リ、地価修正以前ニ於ケル宅地ノ税率、即チ定率ト増徴トヲ合シタル税率ニ相当スル税率ヲ賦課スルヲ以テ相当ナリト認メ、其ノ税率ヲ左ノ通り定メタリ

一 北海道

郡村宅地

地価百分ノ六箇半

市街宅地

地価百分ノ十八箇半

二 其ノ他ノ府県

郡村宅地

地価百分ノ八箇

市街宅地

地価百分ノ二十箇

審査会ハ第一次会ニ於テ原案ヲ是認シタリト雖、後ニ述フルカ如ク審査会ハ市街宅地ト郡村宅地トノ區別ヲ廢シタルヲ以テ、市街宅地ト郡村宅地トノ區別ニ依リ税率ヲ異ニシタル原案ハ勢ヒ之ヲ修正セサルヘカラス、是ニ於テ第二次会ニ先チ設ケラレタル議案整理特別委員ハ、調査ヲ遂ケ左ノ通修正スヘキモノト為シ、之ヲ本会ニ報告シタリ

一 北海道ノ宅地

地価百分ノ四箇

二 其ノ他ノ府県ノ宅地

地価百分ノ五箇半

其ノ修正ノ理由トスル所左ノ如シ

郡村宅地ト市街宅地トノ區別ニ依リ異ニシタル原案ノ税率ヲ同一ノモノニ修正セントセハ、郡村宅地ノ税率カ市街宅地ノ税率カニ者其ノ一ヲ選フヲ以テ当然ノ順序ト為スヘキカ如シト雖、元來此等ノ宅地ハ宅地ノ地目ヲ有スルモ、年期満了又ハ事業成功以前ニ在リテハ未タ地味成熟シタルモノト云フヲ得サルモノナルヲ以テ、之ニ對シ宅地ノ税率ヲ課スルハ過重ノ嫌ナキニ非サルノミナラス、宅地ニ對シ斯ノ如ク特別ナル税率ヲ設クルトキハ、地価修正以前ニ宅地トナリタルモノト地価修正以後ニ宅地トナリタルモノトノ間ニ適用ノ税率ヲ異ニシ、從テ負擔ノ均衡ヲ失スルニ至ルヘキヲ以テ、宅地以外即チ田畑其ノ他ノ地目ト同一ノ税率ヲ適用スルヲ相当トス、斯ノ如クスルトキハ地

租ノ税率区々ナルカ為ニ生スル事務取扱上ノ繁雜ヲ除クコトヲ得ルノ利便アリ、而シテ此ノ利便ハ決シテ鮮少ニ非サルナリ

審査会ハ第二次会ニ於テ特別委員ノ報告ヲ是認シ之ヲ可決シタリ

第四

宅地賃貸価格調査委員会ノ委員ニ市町村吏員ヲ加ヘ其ノ会長ニ稅務署長ヲ充ツルノ可否

原案ニ依レハ宅地賃貸價格調査委員会ノ調査委員ハ、宅地地租ヲ納ムル義務アル者ノ中ヨリ調査委員選舉人ノヲ選舉シ、其ノ調査委員選舉人ハ宅地地租ヲ納ムル義務アル者ノ互選スト定メ、而シテ其ノ調査委員会ノ會長ノ選舉・其ノ他會議ニ關スル規定ハ命令ニ譲リ何等明文ヲ掲ケス、是ニ於テ委員ノ一人ハ若干ノ調査委員ハ市町村吏員ヨリ選舉セシメ、且調査委員会ノ會長ハ稅務署長ヲ以テ之ニ充ツヘシト提議シタリ、其ノ理由左ノ如シ

一 賃貸價格ハ修正地価ノ根基ヲ為スモノナルヲ以テ、之カ調査ハ最も適確ニ最モ公平ナラサルヘカラス、故ニ調査委員会ノ組織ハ最モ注意セサルヘカラス、然ルニ調査委員ヲ地主ヨリノ選舉セシムルトキハ、調査委員ハ自

然ノ人情トシテ賃貸價格降減ニノ傾キ、所期ノ目的ヲ達シ難キコトナキヲ保セス、故ニ調査委員ノ若干名ハ市町村吏員ヨリ之ヲ選舉セシメ、其ノ度少カラシムルヲ要ス、市町村吏員ハ其ノ市町村全般ノ利害ニ責任ヲ有シ、且常ニ各個人ノ經濟状態ヲ知悉スルヲ以テ、地主ノミヲ以テ組織スル調査委員会ヨリモ公平ナル結果ヲ得ヘシ、外國ニ於テ租稅ニ關スル各種ノ調査機關ノ委員ニ概テ自治団体ノ吏員ヲ加フルノ立法例ナルハ、其ノ目的蓋シ此ニ在ルモノナルヘシ

二 稅務署長ハ其ノ所管事務ニ熟達シ全般ノ知識ヲ有スルヲ以テ、稅務署長ヲ調査委員会ノ會長ト為ストキハ、調査ノ適確公平ヲ期スルコトヲ得ルノミナラス、能ク職務ヲ整理シ事務ノ進行ヲ計ルニ便ナリ、故ニ稅務署長ヲ以テ調査委員会ノ會長ニ充ツルノ規定ヲ掲クルヲ可トス

此ノ意見ニ對シテハ、或ハ所得調査委員會ノ実績ニ照シ、或ハ登録税ノ徵收ニ際シテ選定スル課税標準価格ノ評價人ノ成績ニ鑑ミ賛成スル委員アリシカ、又他ノ委員ハ原案ノ趣旨ヲ左ノ如ク陳述シタリ

一 調査委員會ノ委員ヲ市町村吏員ヨリ選挙セシメスシテ、手続ノ煩雜ヲ省ニス地主ヨリ選挙セシムル方法ヲ採リタルハ、昔時地租改正ノ際地主總代ト協議シタル沿革ニ倣ヒタルモノニシテ、地主ノ利害ヲ慮ンシタルニ外ナラス

二 調査委員會カ假ニ貸賃価格ノ削減ヲ試ミ不公平ノ結果ヲ生シタル場合ニ於テハ、政府ハ之ヲ再議ニ附シ其ノ決議仍不当ト認ムルトキハ、政府自ラ之ヲ決定スルノ權能ヲ有スルヲ以テ、原案ノ如クスルモ調査委員會ノ弊害ハ之ヲ矯正スルノ途アリ

三 市町村ノ市員ハ概ネ地主ナルヲ以テ、明文ヲ以テ其ノ調査委員タルコトヲ禁セサル限り、市町村吏員ハ地主トシテ調査委員ニ選挙セラルヘキヲ以テ、論者ノ希望ヲ達スル場合ナキニ非ス

四 稅務署長ハ調査委員會ニ出席シテ意見ヲ述フルヲ得セシムル方針ナルヲ以テ、假ヒ調査委員會ノ會長トナラサルモ敢テ大ナル支障ナカルヘシ

審査會ハ大体ニ於テ原案ノ趣旨ヲ是認シ、市町村吏員ヲ宅地賃賃價格調査委員會ノ委員ニ加ヘ、稅務署長ヲ以テ其ノ會長ト爲スノ明文ヲ置クノ必要ナシト決シタリ

#### 第五 修正地価縦覧期間ヲ延長スルノ可否

稅務署長ニ於テ修正地価ヲ決定シタルトキハ之ヲ市町村長ニ通知シ、市町村長ニ於テ此ノ通知ヲ受ケタルトキハ、市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間宅地地租ヲ納ムル義務アル者ノ縦覧ニ供シ、以テ修正地価ニ不服ナル者ニ異議ノ申立ヲ爲サシムルノ原案ナリ、然ルニ委員ノ一人ハ之ニ對シ成ルヘク地主ノ利益ヲ重シシ、熟考ノ期間ヲ与ヘシムル為

縦覧期間ノ二十日ヲ三十日ニ延長スヘシトノ意見ヲ提出シタリト雖、多數ノ委員ハ先年政府カ議會ニ提出シタル法案ニハ縦覧期間十日間トアリシモ、原案ハ衆議院ノ修正意見ヲ容レ之ヲ延長シテ二十日間ト爲シタルヲ以テ、更ニ之ヲ延長スルノ要ナキモノト爲シ原案ヲ維持スルコトニ決シタリ

#### 第五項 宅地地価修正ノ期限ヲ定ムルノ可否

宅地地価修正ノ期限ヲ法律ニ明定スルノ可否ハ、原案審議ノ際ニ於テ種々ニ討議セラレタリシカ、審査會ニ於テモ亦委員中ニカ明定ヲ可トスルノ意見ヲ主張シタル者アリ、其ノ所說ニ曰ク

一 土地ノ収益ハ經濟事情ノ變遷ニ伴フテ異動ヲ生シ、特ニ宅地ニ於テ其ノ所說ノ然ルヲ認ムルカ故ニ、其ノ法定地価ヲ永ク固定セシムルトキハ直ニ課税ノ不公平ヲ生スルニ至ル、故ニ地価ヲ修正スヘキ期限ハ法律ニ之ヲ明定シ官民共ニ予メ期スル所アラシムルヲ要ス、外國ノ立法例亦然ラサルナシ

二 地価ノ修正ハ時ノ必要ニ応シ行フヘキモノナルカ故ニ、其ノ期限ヲ予メ法律ニ明定スルハ膠柱ノ誹ヲ免レサルノミナラス、期限ニ至リ實際ニ之ヲ行ハサルトキハ、法律ニ明定スルモ何等効力ナカルヘシトノ理由ヲ以テ反對スル者ナキニ非サルヘシト雖、若シ之ヲ法律ニ明定セザランカ、修正必要ノ時機到來シタルニ拘ラス政府之ヲ等閑ニ附シテ之カ実行ヲ怠ルノ虞ナシトセス、又若シ期限ニ至リ實際地価ノ修正ヲ必要トセザルトキハ、一片ノ法律ヲ以テ之ヲ延期スレハ足レリ

三 殊ニ今次ノ地価修正ハ地租負担ノ激増ヲ避クルノ趣旨ヲ以テ、賃賃價格ノ十倍方現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、現在地価ノ二十倍ヲ以テ地価ト爲スト云フカ如キ、姑息ノ方法ニ依リ地租負担ノ公平ハ之ニ依リテ未ダ保持スル能サルヲ以テ、修正ノ期限ヲ明定シ之カ勵行ヲ期スルノ必要一層切切ナリトス

此ノ意見ニ反對シ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク



經濟事情ノ變遷ニ応シテ地価ヲ修正スルハ固ヨリ可ナリ、然レトモ經濟事情ノ變遷ハ時ヲ期シテ至ルモノニ非ス、故ニ法律ニ地価修正ノ期限ヲ明定スルモ、期ニ至リテ之ヲ必要トセサルコトアルト同時ニ、期ニ先チテ之ヲ必要トスルコトアリ、或ハ法律ヲ以テ之ヲ明定セサルトキハ、政府之方実行ニ吝ナルノ恐アリトノ論アリト雖、立憲政治ノ今日輿論之ニ嚮ヘハ其ノ時ニ於テ法案ヲ提出スルモ可ナリ、政府ヲ督促スルモ可ナリ、必スシモ予メ之ヲ法律ニ明定スルヲ要ヤス

檜極・消極ノ兩說共ニ賛成アリシカ、審査會ハ討論ノ末多數ヲ以テ地価修正ノ期限ヲ法律ニ明定スルノ議ヲ否決シタリ

## 第二款 地租條例ノ改正

### 第一項 稅 率

#### 第一 宅 地

宅地中内地及北海道ノ宅地ハ地価ヲ修正シ、其ノ修正地価百分ノ二箇半ヲ以テ其ノ稅率ト爲シ、沖繩県ノ宅地ハ地価ノ修正ヲ爲サス、現在地価ノ百分ノ五箇半ヲ以テ其ノ稅率ト爲スノ原案ナリシカ、審査會ハ内地及北海道ノ宅地ニ付テハ一ノ異論ナク原案ヲ是認シタリト雖、沖繩県ノ宅地ニ付テハ委員中異論ヲ唱フル者アリ、沖繩県ノ宅地中内地及北海道ノ宅地ト同様ニ地価ヲ修正シ同一稅率ヲ賦課スヘシトノ提議アリ、審査會之ニ決シタルハ前ニ述フル所ノ如シ、是ヨリ先委員ノ一人ハ沖繩県ノ宅地ノ稅率ニ關シ意見ヲ提出シテ曰ク

最近ニ整理セラレタル沖繩県ノ宅地ノ地価ヲ修正スルハ朝三暮四ノ憾アルヲ以テ、沖繩県ノ地価ヲ修正セサル原案ノ趣旨ハ之ヲ是認スヘシト雖、其ノ稅率ヲ地価百分ノ五箇半ト爲ストキハ、實際大ニ其ノ負担ヲ軽減セラレタルニ拘ラス、獨リ重稅ヲ課セラルルカ如キ感想ヲ起サシムルノ虞アルヲ以テ、沖繩県ノ宅地ニ對シ過當ノ恩惠ナルノミ

ナラス、宅地以外ノ土地ノ稅率ト權衡ヲ失スルノ嫌ナキニ非スト雖、寧ロ其ノ稅率ヲ百分ノ二箇半ト爲シ、全国圖一ノ方針ヲ採リ彼我ノ區別ナカラシムルヲ得策トス

然レトモ前ニ述フルカ如ク、審査會ニ於テ沖繩県ノ宅地ノ地価ヲ修正スルコトニ決シタルヲ以テ、本案ハ遂ニ之ヲ撤回スルコトトナレリ

#### 第二 田 畑

原案ハ田畑ノ地租ハ定率ト非常特別稅トヲ合シタルモノヲ徵收スヘキモノト爲シ、北海道ニ在リテハ地価百分ノ四箇・其ノ他ノ府県ニ在リテハ地価百分ノ五箇半ヲ以テ其ノ稅率ト爲シタリ、委員中田畑ノ地租ニ付尚増徴ノ余裕ナキヤ否ヤニ關シ疑ヲ懷ク者アリ、其ノ趣意ヲ述ヘテ曰ク

稅法整理案ハ世間ノ所謂惡稅ト稱スルモノヲ廢止セス、總テ之ヲ存続スルト同時ニ財源ノ求ムヘキモノハ遺漏ナク之ヲ探求シタルニ拘ラス、主要財源タル田畑ニ對シテ毫毛増稅セス現行稅率ヲ維持セントスルハ、最早全ク増稅ノ余地ナキモノト認メタルニ因ルカ、將タ他ニ理由ノ存スルニ因ルカ、原案審議ノ報告ニ依レハ田畑ノ收益及地主ノ負担ニ關シ詳密ナル調査ヲ尽クシ、其ノ調査ノ結果ハ總テ増稅ノ理由トナサルモノナキカ如シ、然ルニ原案ニ於テ増稅ノ計画ヲ取ラサリシ理由果シテ如何

此ノ質問ニ對シ原案ノ趣旨ヲ説明スル委員ハ曰ク

原案審議ノ際調査シタル結果ハ地主ノ負担改租當時ニ比シ過重ナラサルヲ示スニ止マリ、之ニ依リ増稅ノ余裕アルモノト速断スルハ不可ナリ、又人往々米価ノ騰貴ヨリ立論シテ今日ノ負担昔日ノ負担ニ比シ軽減セラレタリト云フ者アリト雖、是レ未タ地租増徴ノ理由ト爲スニ足ラス、地租ノ問題ハ要スルニ改租當時ニ於ケル地租ノ負担ハ適當ナル程度ニ在リシヤ否ヤ、地租ト地租以外ノ租稅ト負担ノ權衡ヲ保ツヤ否ヤヲ研究セサルヘカラス、今我國ニ於ケ

ル租税ノ沿革ヲ稽フルニ、租税ノ正税ハ即チ地租ニシテ租税即チ地租ナリト云フモ適當ニ非ス、而シテ維新以前ニ於ケル地租ニ対スル觀念ハ改租當時ニ繼承セラレタルヲ以テ、改租當時ニ於ケル農民ノ負担能力以上ニ在リシハ殆ト想像スルニ難カラス宜ナリ、爾來減租ノ声常ニ喧カリシヲ、特ニ改租當時ニ於テハ租税即チ地租ニシテ、地租以外ノ租税殆ト算スルニ足ルモノナカリシニ拘ラス、今日ニ於テハ各種ノ租税公課農民ノ負担ニ加ハルニ至リタルヲ以テ、単ニ改租當時ニ比シ地租ノ負担輕減セラレ、米価騰貴シタルノ事實ノミヲ以テ増税ノ余地アリト断定スルハ早計ナリ、然レトモ之ト同時ニ今日ノ負担極度ニ達シ、之ヨリ以上増税ノ余地ナシト速断スルハ亦不可ナリ、何トナレハ租税負担ノ輕重ハ単ニ一箇ノ租税ノミヲ以テ之ヲ論定スヘカラス、他ノ租税ノ負担ノ輕重ヲ稽ヘ彼此ノ間ニ權衡ヲ保タシメサルヘカラス、是レ國家ノ租税ハ國民ノ納税能力ニ適應シテ負担スヘキヲ理由トスレハナリ、要スルニ原案ニ於テ田畑ノ地租ニ付現行ノ税率ヲ維持シタルハ、田畑ニ於テ全ク増税ノ余地ナキモノト断定シタルニ因ルニ非スシテ、他ノ租税ニ比シ特ニ増税ノ余地アル事實ヲ認メサルニ因リタルモノトス

審査會ハ此ノ説明ノ趣旨ヲ是認シ、田畑地租ノ税率ハ原案ノ如ク北海道ニ在リテハ地価百分ノ四箇、其ノ他ノ府県ニ在リテハ地価百分ノ五箇半ノ税率ヲ維持スルコトニ決シタリ

### 第三 山林

山林ハ他ノ土地ニ比シ収益多ク負担輕ク地租負担ノ權衡ヲ失スルカ故ニ、山林ニ対スル地租ノ税率ヲ高ムルカ、又ハ山林ヲ目的トシテ特別ナル課税方法ヲ設ケ、以テ課税ノ公平ヲ期スルト同時ニ歳入ノ財源ト為スヘシトハ、夙ニ世論ノ存スル所ナルヲ以テ、原案審議ノ際ハ特ニ此ノ点ニ注意シ山林ノ収益ヲ調査シ増税ノ方法ヲ考究スル等慎重審議ヲ尽クシ、其ノ結果特ニ山林ニ限り増税セサルヘカラスルノ理由薄弱ナルモノト為シ、山林増税ノ議ヲ否認シ田畑ノ税率ト同一ニ為スコトニ決シタルハ、原案審議ノ報告ニ記述セル所ノ如シ、然ルニ此ノ議一タヒ審査會ノ問題トナルヤ、

委員中或ハ山林ニ対シテハ尚増税ノ余地アリト論スル者アリ、或ハ更ニ一步ヲ進メテ山林ニ増税シテ塩専売ヲ廢シ、之ニ因リ生スル歳入欠陥ノ補填ニ充ツヘシト論スル者アリタルヲ以テ(第七章参照)、審査會ハ山林ノ収益其ノ他ニ關シ尚詳細調査スル要アリト為シ、主税局ニ其ノ調査ヲ請求シ次ノ數表ヲ得タリ

府県名	山林反別・地価・地租及森林収益調		同上地租	森林見込反別	森林取得ニ對スル利率
	山林反別	山林一町步当地価			
北海道	一七、八七〇町	五、三九七	二一六	一三、四〇二町	八五
東京	四四、二四三	七、五九〇	四一七	三三、一八二	六〇
京都	一三、一一二	五、〇二〇	二七六	九八、四一六	七五
大阪	二五、七〇五	一四、〇九三	七七五	一九、二七九	四五
神奈川	七九、〇七一	六、八八一	三七九	五九、三〇三	四五
兵庫	三九六、四一〇	二、九七七	一六四	一九七、三〇七	八七
長崎	六三、九一七	七、六四二	四二〇	四七、九三八	九〇
新潟	二四八、九九七	四、四四三	二四四	一八六、七四八	五五
埼玉	七三、五八九	一、九八三	六五九	五五、一九二	六五
群馬	一三八、九七九	八、〇〇七	四四〇	一〇四、二三四	六五
千葉	一三二、四三〇	六、三六七	三五〇	九九、三二二	五〇
茨城	一六七、〇三四	四、五〇二	二四八	一一五、二七五	四〇
栃木	一八二、〇三二	四、七四〇	二六一	一三六、五二四	五〇
奈良	一三六、九四八	二、九〇九	一六〇	一〇二、七一	六〇
三重	二四三、九六七	二、三〇〇	一二七	一八二、九七五	一〇〇
愛知	一〇二、八一三	五、五七五	三〇七	七七、一一〇	九五
静岡	二八〇、八八九	二、六六四	一四七	二一〇、六六七	五五







テ山林ノ一町歩当地価ハ最高十四円九錢三厘・最低一円七錢八厘・平均三円五十二錢一厘、其ノ地租負担額最高七十錢五厘・最低五錢九厘・平均十九錢三厘ニシテ、最高最低ノ間二約十三倍ノ懸隔アルヲ以テ、現在地価ヲ標準トシテ高率ノ地租ヲ賦課スルトキハ、不公平ノ負担ヲシテ益々不公平ナラシムルノ虞アリ、又土地ヲ丈量シ收益ヲ調査シテ山林ノ地価ヲ修正スルカ如キ、又ハ山林ニ対シテ特別課稅方法ヲ採用スルカ如キハ容易ノ業ニ非サルヲ以テ、審査會ハ慎重審議ノ上現下山林増稅ノ要キモノト爲シ、原案ノ如ク山林ノ稅率ハ田畑ノ稅率ト同一ニ爲スコトニ決シタル

## 第二項 郡村宅地・市街宅地ノ區別ヲ廢スルノ可否

市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ廢シ、宅地地租ノ納期ヲ其ノ年七月及翌年一月ト爲スノ議ハ、原案審議ノ際第一次ノ審議ニ於テ之ヲ可決シタリト雖、第二次ノ審議ニ於テ此ノ際其ノ區別ヲ廢スルハ時機ヲ得タルモノニ非ストシテ之ヲ否決シタリ、其ノ意蓋シ稅法ノ整理ハ課稅ノ方法負担ノ程度等根本ノ問題ヲ審査スルヲ主眼トスヘク、租稅ノ實質ニ關係ナキ枝葉ノ問題ハ後日ニ譲ルヲ可トスト云フニ在リ、然ルニ審査會ニ於テ本案ヲ審査スルニ當リ委員中ノカ區別ノ廢止ヲ主張スル者アリ曰ク

稅法ノ整理ハ課稅方法ノ善惡租稅負担ノ輕重ヲ查覈スルヲ主眼トスヘキハ勿論ナリト雖、之ト同時ニ徵稅手續ノ改善其ノ他事務取扱ノ便否ヲ考究スルヲ必要トス、由來市街宅地・郡村宅地ノ區別ハ全ク沿革上ノモノニ過キスシテ、此ノ區別ヲ存スルノ害アリテ益ナキハ原案審議ノ報告ニ依ルモ明白ナリ、然ルニ原案ニ於テ時機ヲ得タルモノニ非スト爲シ、之ヲ否認シタルハ甚タ其ノ意ヲ得ス、宅地地価修正ノ機ニ於テ之ヲ廢スルハ最モ其ノ時機ヲ得タルモノトス、断然之ヲ廢スルニ如カス

委員中此ノ說ニ左袒スル者アリシカ、又別種ノ見解ヨリシテ市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ存続スヘシト論シタル者ア

リ、其ノ所說ノ大要ニ曰ク

市街宅地ニハ地租ノ外別種ノ課稅方法ヲ設クルヲ必要トスル時機ナシト云フヘカラス、別種ノ課稅トハ輒近獨逸ノ各都市ニ行ハレ、又ハ行ハレントスル所謂土地増價稅ノ如キモノニシテ、土地増價稅トハ土地所有權移轉ノ場合ニ於テ前ノ登錄價格ト後ノ登錄價格トヲ比較シテ價格ノ増價セル事實アルトキ、其ノ増加價格ヲ目的トシテ課稅スルニ在リ、而シテ其ノ課稅ノ論拠トスル所ハ

イ、社会ノ繁榮ニ伴フテ都市ノ土地ノ價格ハ騰貴スト雖、其ノ價格ノ騰貴ハ土地所有者ノ勤勞又ハ増資ニ因ルニ非スシテ、一般事業ノ発達ニ基クモノナルカ故ニ、其利益ハ土地所有者ヲシテ独占セシムヘキモノニ非ス、其ノ利益ノ一部ハ之ヲ社会公共ノ費用ニ供セシムルヲ至當トス

ロ、都市ノ土地ノ價格年ヲ逐フテ騰貴スルニ拘ラス、土地ノ面積ニハ自ラ制限アルカ故ニ、需要供給ノ關係ニ因リ土地ノ売買ハ一種ノ投機事業トナリ、之ニ依リテ奇利ヲ博スル者少カラス、此ノ種ノ偶然ノ利得ニ對シ相當ノ課稅ヲ爲スハ租稅ノ負担ヲ公平ナラシムル所以ナリ

ハ、新領土又ハ商工業ノ繁盛ナル都市ニ於テハ、土地ハ實際之ヲ利用スル者ノ所有ニ帰セスシテ、射利ヲ目的トスル資本家ノ所有ニ帰シ土地兼併ノ弊ヲ生スルニ至ル、土地ノ増加價格ニ課稅スルトキハ自ラ此ノ弊ヲ防遏スルコトヲ得

ト云フニ在ルモノノ如ク、社会政策上及租稅制度上至當ノ理由ヲ有シ、我國ノ現状ニ於テハ未タ其ノ必要ヲ見ルニ至ラスト雖、早晚之ヲ必要トスルノ時機ナシト云フヘカラス、而シテ此等ノ必要ハ全ク市街宅地ニ限ルヘキモノナルカ故ニ、市街宅地・郡村宅地ノ區別ハ之ヲ存続シテ他日ノ用ニ備フルヲ可トス、或ハ市街宅地・郡村宅地ノ區別ヲ精確ニ分画スルコト困難ナリトノ理由ヲ以テ、之ヲ廢止スヘシト論スル者アリト雖、區別ノ困難ハ性質ノ議論ニ

非スシテ取扱ノ問題ナリ、以テ區別廃止ノ理由ト為スニ足ラス、要スルニ現ニ存在スル區別ヲ強テ廢止セサルヘカ  
ラサルノ必要ヲ見ス

此ノ意見ニ對シテハ、委員中宅地ニハ農業用ノモノト商工業用又ハ住居用ノモノトノ別アリテ、各其ノ使用方法ヲ異  
ニシ且其ノ収益ニモ等差アルヲ以テ、課稅方法ノ如何ヲ論セズ課稅物件トシテノ宅地ハ兩者常ニ之ヲ區別シテ取扱フ  
ヲ便宜トス、故ニ農業用宅地ト商工業用及住居用宅地ト區別スルノ意味ヲ以テ、郡村宅地ト市街宅地トノ區別ヲ存統  
スルヲ要ストノ趣意ヲ附加シテ贊成スル者アリシト雖、委員ノ多數ハ兩者ノ區別ヲ存スルトキハ徒ニ手數ヲ要スルノ  
ミニシテ何等実益ナキノミナラス、將來ノ必要ヲ慮リテ今日ニ之ヲ存スルノ必要ナキモノト為シ、市街宅地・郡村宅  
地ノ地目ヲ廢シ宅地ノ地目ニ改ムルコトニ決シタリ、而シテ宅地地租ノ納期ハ原案審議ノ第一次決議ノ趣旨ヲ認メ、  
其ノ年七月及翌年一月ト為スコトニ決シタリ

### 第三項 地目交換・地類交換ノ地価据置期間ヲ廢スルノ可否

地目交換・地類交換ノ地価据置期間ヲ廢スルノ議モ亦、原案審議ノ第一次決議ニ於テ之ヲ可決シ、第二次決議ニ於テ  
否決シタルモノニシテ、其ノ否決ノ理由ハ地目交換・地類交換ノ地価据置期間ヲ廢スルハ理論上正当ナリト雖、此ノ  
際之ヲ廢スルハ時機ヲ得タルモノニ非スト云フニ在リ

審査會ハ審査ノ上之ヲ廢スルハ理論上正当ナルノミナラス、又時機ノ宜ヲ得タルモノナリト為シ、満場一致ヲ以テ之  
ヲ可決シタリ、廢止論ヲ提起シタル委員ノ所說原案審議ノ報告ニ掲ケタル論旨ト大同小異ナルヲ以テ、茲ニ其ノ掲記  
ヲ省ク

地類交換ノ地価据置期間ヲ廢スルトキハ、第一類地ヲ第二類地ニ交換シテ地価ノ修正ヲ受ケ、更ニ之ヲ第一類地ニ交  
換シテ開墾地価据置ノ利益ヲ受ケ脱稅ヲ謀ルノ弊ヲ生スルニ至ルヲ以テ、之ニ對スル相當ノ規定ヲ必要トス、是ニ於

テ議案整理特別委員ハ報告シテ曰ク

地租條例第十六條第二項ニ開墾地ハ開墾着手ノ年ヨリ十年目ニ其ノ成功ノ部分ニ對シ地価ヲ修正ストアリ、然ルニ  
本會ハ地類交換ノ地価据置期間ヲ廢シ直ニ地価ヲ修正スルコトニ決シタルヲ以テ、第一類地例ヘハ田ヲ第二類地例  
ヘハ池ニ交換シテ直ニ池トシテ地価ノ修正ヲ受ケタル後、更ニ之ヲ元ノ田ニ交換スルトキハ、何等勞費ヲ要セスシ  
テ成熟シタル良田ト為シ得ヘキニ拘ラス、開墾トシテ地租條例第十六條第二項ノ規定ニ依リ、九箇年間地価据置ノ  
利益ヲ受クヘキヲ以テ、此ノ間ニ脱稅ヲ謀ルノ弊ヲ生スルニ至ルノ虞アリ、故ニ地租條例第十六條第二項ニ「地類  
交換ヲ為シタル後五年以内ニ開墾シタルモノニ在テハ、其ノ成功ノ部分ニ對シ直ニ其ノ地価ヲ修正ス」トノ但書ヲ  
加ヘ、以テ脱稅ヲ予防スルヲ可トス、而シテ地類交換後五年以内ニ於テ開墾スルモノノ如キハ、其ノ地盤原形ニ復  
シ易ク從テ勞費ヲ要スルコト少キモノト推定シ得ヘキヲ以テ、其ノ惡意ノモノナルト善意ノモノナルトヲ問ハス、  
地価据置ノ利益ヲ付与セサルモ敢テ失當ニ非ス

此ノ報告ニ對シ、委員中善意ノ開墾ニ對シ地価据置ノ利益ヲ奪フハ相當ナラストノ反對ノ意見ヲ表スル者アリシト雖、  
審査會ハ種々研究ノ後特別委員報告ノ趣旨ヲ是認可決シタリ

### 第四項 罹災田畑ノ地租ノ救済方法ヲ統一スルノ可否

水害其ノ他ノ災害ニ因リ收穫皆無ニ滯シタル田畑ノ地租ニ關スル救済方法一ニ出テス、水害ニ因ルモノニ付テハ其ノ  
地租ノ免除ヲ許可シ、水害以外ノ災害ニ因ルモノニ付テハ其ノ地租ノ延納ヲ許可スルノ現行制度ナルヲ以テ、原案審  
議ノ際其ノ救済方法ノ統一ニ關スル議論アリ、地租免除ノ制ヲ廢シ總テ地租延納ノ制ト為スヘシトノ説ト、延納期間  
内ニ再ヒ延納ノ事案ヲ生スルニ至リタルトキハ、前ノ延納年賦金ヲ免除スヘシトノ説トノ二説ヲ生シ、相當ノ時機ニ  
於テ現行制度ノ改正ヲ要スヘキモノト決シタルハ、原案審議ノ報告ニ掲ケタル所ノ如シ、然ルニ審査會ニ於テモ同様ノ

議論ヲ生シ、種々討議ノ末災害ニ対スル租税上ノ救済ハ水害ニ因ルモノナルト其ノ他ノ災害ニ因ルモノナルトヲ問ハス、總テ地租延納ノ法ニ依ルヲ以テ其ノ原則ト為シ、唯災害類ニ際リ延納ニ次クニ延納ヲ以テスル場合ノ如キハ、延納地租累加シ平年ノ地租ト共ニ之ヲ納付セサルヘカラスシテ、農民ハ其ノ負担ニ堪ヘサルニ至ルヘキヲ以テ、若シ前ノ災害ニ因リ地租延納ノ許可ヲ受ケタル者、其ノ延納期間内ニ再ヒ災害ニ罹リ同一田畑ノ地租ニ付延納ノ許可ヲ受クルニ至リタルトキハ、例外トシテ未納ニ係ル前ノ延納年賦金ヲ免除スルヲ至当トストノ議論多數ノ容ルル所トナリ、委員中水害ハ他ノ災害ト其ノ趣ヲ異ニスルノミナラス、沿革上ノ理由アルヲ以テ、水害ニ因ルモノニ対シテハ現行ノ如ク当初ヨリ地租免除ノ法ニ依ルヲ可トスノ反対論アリシニ拘ラス、審査会ハ多數ヲ以テ罹災田畑ノ地租ニ關スル救済ハ延納ノ主義ニ依リ統一スルノ議ヲ是認可決シタリ、而シテ本案ハ地租条例中ノ改正ト為サス、特別法トシテ規定スヘキモノト決シタリ

第二章 所得税〔以下、省略〕

一 租 税 整 理 法 律 案

地租条例中改正法律案

地租条例中左ノ邊改正ス

第一条 地租ハ左ノ税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

- 宅 地 地価百分ノ二箇半
- 宅地以外ノ土地 地価百分ノ五箇半

北海道ニ於ケル宅地以外ノ土地ノ地租税率ハ当地地価百分ノ四箇トス

本条例ニ於テ地価ト称スルハ土地台帳ニ掲ケタル價格ヲ謂フ

第三条中「郡村宅地、市街宅地」ヲ「宅地」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一類地ヲ第二類地ニ交換スルモノヲ地租交換ト謂フ

第五条中「市街宅地」ヲ「宅地」ニ改ム

第七条中「開墾又ハ第一類地ヲ第二類地ニ交換」ヲ「地租交換又ハ開墾」ニ改ム

第十条 地目ヲ交換シ又ハ地類ヲ交換シタルトキハ政府ニ届出ヘシ

地目ヲ交換シ又ハ地類ヲ交換シタルトキハ直ニ其ノ地価ヲ修正ス、但シ第十六条第六項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十条ノ一及第十条ノ二ヲ削ル

第十一条中及第十六条中「地方庁」ヲ「政府」ニ改ム

第十二条 地租ハ左ノ期限ニ依リ之ヲ徴収ス

一 宅 地

第一期	其ノ年七月一日ヨリ	地租額二分ノ一
第二期	同 七月三十一日限	地租額二分ノ一
第三期	同 十一月一日ヨリ	地租額二分ノ一
第四期	同 一月三十一日限	地租額二分ノ一

二 田 地

第一期	其ノ年七月十六日ヨリ	地租額四分ノ一
第二期	同 年 一月十五日限	地租額四分ノ一
第三期	同 年 二月末日限	地租額四分ノ一
第四期	同 年 三月三十一日限	地租額四分ノ一
	同 年 五月一日ヨリ	地租額四分ノ一
	同 年 五月三十一日限	地租額四分ノ一



三 其ノ他ノ土地

第一期

其ノ年九月一日ヨリ  
十月九日迄

地租額二分ノ一

第二期

其ノ年十一月一日ヨリ  
同十二月三十一日迄

地租額二分ノ一

特殊ノ事情アル地方ニシテ前項ノ納期ニ依リ難キモノニ付テハ、命令ヲ以テ特別ノ納期ヲ設クルコトヲ得

第十四条 地価ヲ修正シタル土地ニ付テハ其ノ年ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス、但シ其ノ年ニ係ル地租ノ全部又ハ一部納付後届出アリタルトキハ、翌年ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス

第十六条 第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ地類変換ヲ為シタル後五年以内ニ開墾シタルモノニ在リテハ、其ノ成功ノ部分ニ対シ直ニ其ノ地価ヲ修正ス  
第十七条中「第十条ノ二ノ規定ヲ準用ス」ヲ「其ノ年ヨリ開墾又ハ変換シタル地目ニ依リ其ノ地租ヲ徴収ス、但シ其ノ年ニ係ル地租ノ全部又ハ一部納付後届出アリタルトキハ、翌年ヨリ開墾又ハ変換シタル地目ニ依リ其ノ地租ヲ徴収ス」ニ改メ、左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ開墾又ハ変換地目ノ税率カ旧地目ノ税率ト同一ナラサルトキハ、修正地価ニ依リ地租ヲ徴収スルニ至ル迄旧地目ノ税率ニ依リ地租ヲ徴収ス

附則

本法ハ明治四十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ明治四十一年分地租ノ徴収ニ關シテハ仍旧法ヲ適用ス

非常特別稅法中地租ニ關スル規定ハ明治四十一年分地租限之ヲ廢止ス

本法施行前地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタル土地ニシテ地価ヲ修正セサルモノハ、本法施行ノ際其ノ地価ヲ修正シ  
明治四十二年分地租ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス

本法施行前地目ヲ變換シ地価ヲ修正シタル土地ニシテ、修正地価ニ依リ地租ヲ徴収スルニ至ラサルモノニ付テハ、明治四十二年分地租ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徴収ス  
明治二十四年法律第二号、明治三十年法律第五号及明治三十二年法律第六十二号ハ之ヲ廢止ス

地租条例中改正法律案理由書

非常特別稅ノ整理及宅地地価修正法ノ制定ニ伴ヒ地租定率ヲ改正スルノ要アリ、且市街宅地郡村宅地ノ地目ヲ廢シテ宅地ト為シ、地目又ハ地類ヲ變換シタルトキハ直ニ其ノ地価ヲ修正スルヲ必要ト認ム、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

災害地租特別処分法案

第一条 災害又ハ天候不順ニ因リ、府県及北海道ノ全部又ハ一部ニ亘リ收穫皆無ニ帰シタル田畑ノ地租ニ付テハ、十年以内ノ期間ヲ以テ年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

第二条 前条ニ依リ年賦延納ノ許可ヲ受ケタル者、其ノ延納期間内ニ於テ同一田畑ノ地租ニ付再度延納ノ許可ヲ受ケルニ至リタルトキハ、未納ニ係ル前ノ延納年賦金ハ之ヲ免除スルコトヲ得

第三条 本法ニ依リ延納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ、被害現状ノ存スル間ニ於テ其ノ事實ヲ証明シテ政府ニ出願スヘシ

第四条 本法ニ依リ延納ヲ許可シタル地租ハ、法律上總テノ納稅資格中ヨリ之ヲ控除セス、延納年賦金ヲ免除シタルトキ亦同シ

第五条 本法ニ依リ被害調査中ハ地租ノ徴収ヲ猶予ス

附則

明治三十六年法律第三号ニ依リ年賦延納ノ許可ヲ受ケタルモノハ、本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス  
明治三十四年法律第二十七号及明治三十六年法律第三号ハ之ヲ廃止ス

災害地租特別処分法案理由書

災害又ハ天候不順ニ因リ收穫皆無ニ拂シタル田畑ノ地租ニ付特別処分法ヲ制定スル必要アリ、是レ本法案ヲ提出スル所以ナリ

宅地地価修正法案

第一条 本法ニ於テ宅地ト称スルハ郡村宅地及市街宅地ヲ謂フ

第二条 宅地ノ現在地価ハ本法ニ依リ之ヲ修正ス

第三条 宅地ノ修正地価ハ本法ニ依リ定メタル貸賃価格ノ十倍トス、但シ貸賃価格ノ十倍力現在地価ノ二十倍ヲ超ユルトキハ、現在地価ノ二十倍ヲ以テ其ノ地価トス

本法ニ於テ貸賃価格ト称スルハ、貸主力公課・修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ貸賃スル場合ニ於テ、貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ

第四条 宅地ノ貸賃価格ハ宅地貸賃価格調査委員会ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

政府ハ調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス

左ノ場合ニ於テハ政府ニ於テ宅地ノ貸賃価格ヲ決定ス

一 調査委員会成立セザルトキ

二 調査委員会ノ調査ニ付シタル日ヨリ六十日以内ニ調査終了セザルトキ

三 調査委員会ノ再議ニ付スルモ其ノ決定仍不当ト認ムルトキ

四 調査委員会ノ再議ニ付シタル日ヨリ二十日以内ニ調査終了セザルトキ

第五条 稅務署長ハ所轄内各市町村ニ於ケル宅地ノ貸賃価格ヲ調査シ、宅地貸賃価格調査委員会ニ提出スヘシ

第六条 各稅務署所轄内ニ宅地貸賃価格調査委員会ヲ置ク、但シ稅務署所轄内ニ市制ヲ施行スル地方ヲ包含スルトキハ、市制ヲ施行スル地方ト其ノ他ノ地方トニ區別シテ之ヲ置ク

調査委員ノ定數ハ十人トス、但シ地方ノ状況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第七条 調査委員ハ調査委員選舉人之ヲ選舉ス、調査委員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

調査委員ハ其ノ職務ノ終了ニ因リテ解任ス

第八条 調査委員選舉人ノ定數ハ、其ノ選舉区域内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者五十人ニ付一人トス、但シ義務者千人以上ナルトキハ二十人ニ止メ、義務者五十人未滿ナルトキハ一人トス

第九条 調査委員ノ選舉区域ハ調査委員会ヲ置クヘキ区域ニ依リ、調査委員選舉人ノ選舉区域ハ市町村ノ区域ニ依ル

第十条 選舉執行ノ日ニ於テ現ニ地租名寄帳ニ宅地地租納稅者トシテ登録セラレタル者ハ、当該選舉区域内ニ於テ調査委員選舉人ヲ選舉シ、又ハ調査委員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルルコトヲ得、但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

- 二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者
- 三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一箇年ヲ経サル者
- 四 剥奪公権者停止公権者

五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

第十一条 調査委員選舉人及調査委員ノ選舉並調査委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 稅務署長ハ其ノ決定シタル貸借價格ニ依リ修正地価ヲ定メ、之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間、其ノ市町村内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者ノ縦覧ニ供スヘシ

第十三条 宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人修正地価ニ不服ナルトキハ縦覧期間満了ノ日ヨリ三十

日以内ニ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第十四条 前条ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ大藏大臣ノ認可ヲ得、修正地価ヲ決定シ之ヲ異議申立者ニ通知

スヘシ

第十五条 本法ニ依ル地価ノ修正ニ付テハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得ス

第十六条 本法中市トアルハ東京市・京都市・大阪市、北海道及沖繩県ニ在リテハ区、町村トアルハ町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ戸長・間切長・島長ノ職務ヲ行フ区域トス

#### 附則

第十七条 本法ニ依リ地価ヲ修正シタル宅地ニ付テハ明治四十二年分ヨリ修正地価ニ依リ地租ヲ徵收ス

第十八条 荒地免租年期又ハ低價年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、年期明ニ至リ類地比準

ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

荒地免租年期ヲ有スル宅地ニシテ低價年期ヲ許可セラレタルトキハ、其ノ年期明ニ至リ前項ノ規定ヲ適用ス

第十九条 本法施行前耕地整理法、又ハ明治三十年法律第二十九号ニ依リ耕地ノ整理又ハ土地ノ改良ニ着手シ、未タ事業成功ニ至ラサル地区内ニ在ル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス、事業成功ニ至リタルトキ其ノ地区外ノ類地ノ比準ニ依リ其ノ地価ヲ修正ス

第二十条 開墾着手後九年ヲ経過セサル宅地、又ハ繰下年期地価据置年期ヲ有スル宅地ニ付テハ本法ニ依リ地価ノ修正ヲ為サス

第二十一条 第十八条乃至第二十条ノ場合ニ於テ地租ヲ徵收スル宅地ニ付テハ、其ノ修正地価ニ依リ地租ヲ徵收スル

ニ至ル迄左ノ稅率ニ依リ地租ヲ徵收ス

一 北海道ノ宅地

地価百分ノ四箇

二 其ノ他ノ府県ノ宅地

地価百分ノ五箇半

#### 宅地地価修正法案理由書

時勢ノ變遷ニ伴ヒ地方盛衰ノ狀況ヲ異ニシ土地價格ノ變動ヲ來シ、宅地ニ於テ最モ其ノ著シキヲ見ルカ故ニ、現行法定地価ニ依リ目下徵收スル地租總額ヲ得ムトスルトキハ、負担ニ甚シキ偏重偏輕アルヲ免レス、依テ現時ノ狀況ニ応シテ地価ヲ修正シテ賦租ノ均衡ヲ得セシムトス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔表六〕

租稅整理ニ依ル歳入増減明細表

租税整理ニ依ル個人増減明細表		
増減	租	
増	減	
四上半度子算額	整理見込額	整理増減
六、七六、〇〇〇、四〇四	六、四〇〇、〇〇〇、五〇四	増、三、七、〇〇〇、〇〇〇
備考見込額ハ左ノ計算ニ依リ之ヲ算出セリ		
宅地貸借価格	七八、三八九、〇〇〇	
先ノ修正地価	六五、〇〇〇、〇〇〇	
先ノ地租(地価百分ノ二・五)	六、三四、〇〇〇	
外		
地価ヲ修正セサル宅地ノ地租	六、四四九、〇〇〇	
計	六、四〇〇、〇〇〇、五〇四	
増減		
宅地以外ノ土地		

21、明治43年 宅地地価修正事業の経過及び結果

明治四十三年

宅地地価修正事業ノ経過及結果

大蔵省主税局

目次

- 第二款 宅地地価修正ノ経過及結果
  - 第一項 宅地地価修正ノ準備調査
  - 第二項 宅地地価修正ニ関スル手続法規ノ制定
  - 第三項 宅地貸借価格ノ調査
  - 第四項 宅地貸借価格調査委員選挙人及同調査委員ノ選挙
  - 第五項 宅地貸借価格調査委員会
  - 第六項 宅地修正地価ノ決定
  - 第七項 土地台帳其ノ他ノ整理
  - 第八項 地方官庁ノ援助
  - 第九項 異議申立ノ情況
  - 第十項 修正地価ノ誤謬訂正
  - 第十一项 宅地修正地価ノ確定額
  - 第十二項 地価修正ヲ為サ、ル宅地
  - 第十三項 宅地地価修正ノ経費

第十四項 訴願及行政訴訟

第十五項 結論

第十六項 余論

第二款 宅地地価修正ノ経過及結果

第一項 宅地地価修正ノ準備調査

宅地地価修正事業中最モ重要ナルモノハ、修正地価ノ基礎タル賃貸價格ノ調査ナリトス、然ルニ此ノ調査タル頗ル難事ニシテ一朝一夕ノ能クスヘキ所ニ非サルノミナラス、之ニ要スル經費亦鮮少ニ非ス、故ニ政府カ第二十二回帝國議會ニ宅地地価修正法案ヲ提出スルニ當リテハ、主トシテ全國ノ總額ニ着眼シテ内容ノ詳細ニ入ラス、各地ノ權衡ノ如キハ法律ノ實施ニ隨ミテ精密ナル調査ヲ爲シ、尙調査機關ノ評定ニ委ネテ適宜ナル結果ヲ得ムコトヲ期シタリ、然ルニ衆議院ニ於テハ法案成立ニ先チ各府縣郡市ノ負擔増減ノ予想狀況ヲ詳ニセムコトヲ要望シ、政府ノ予備調査ノ不完全ナルコトヲ批難シタルヲ以テ、政府ハ之ニ鑑ミ第二十二回帝國議會開會後直ニ賃貸價格及修正地価ノ概算調査ニ着手シ、各地ノ權衡統一ヲ図ルコトヲ主タル目的ト爲シタリ、是レ實ニ宅地地価修正準備ノ第一着手ナリトス、此ノ調査ハ明治三十九年ノ初頭之ニ着手シ、第一回調査及第二回調査ノ順序ヲ終テ未ニ至リテ之ヲ終了シタリ、而シテ此ノ間稅法審査委員會ハ宅地地価修正ノ要否及修正ノ方法等ヲ審議シ、當局ノ計画方針ヲ是認シタルカ故ニ、賃貸價格ノ調査ヲ一層精密ニシ各地間ノ權衡ヲ得セシムルコトヲ期シタリ

調査ノ順序及方法ハ頗ル複雑多岐ナルモ、其ノ要領ヲ簡記スレハ左ノ如シ

- 一 一地一筆毎ニ地位價格ノ優劣ヲ調査シ、同一價格ノモノハ其ノ地ノ連続スルト否ニ拘ラス之ヲ同一等級ニ編入シ、別ニ各等級毎ニ町村又ハ大字ノ區域ニ從ヒ標準地ヲ選定シテ、其ノ賃貸價格ニ依リ同一等級ノ宅地ニ對スル賃貸價格ト爲シ、毎地斯ノ如クシテ稅務署管内全部ニ及ボシ甲乙町村又ハ大字ノ權衡ヲ考查シ、其ノ他各市郡各府縣ノ比較ニ付テハ以下各号記述スル所ノ方法ニ依リテ統一セシメ、毎筆調査ニシテ粗密ヲ異ニスルモノヲ精確ヲ欠クモノニ付テハ事務ノ進捗ニ從テ幾回モ之ヲ是正シ、以テ適算ナカラムコトヲ期シタリ

- 二 明治三十九年四月開催ノ稅務監督局長會議ニ於テ賃貸價格調査ニ關スル種々ノ事項ヲ諮問シ、其ノ意見ヲ取捨シ以テ計画上資料ニ供スルト同時ニ、賃貸價格調査ノ趣旨目的等ニ關シ文書ニ尽シ離キモノヲ親シク傳達シタリ
- 三 賃貸價格調査ニ關スル細目其ノ他修正事務取扱ノ順序ハ、之ヲ宅地地価修正實施順序ニ規定シ總テ之ニ準拠セシメタリ

- 四 全國宅地ノ等級ヲ查案シ其ノ統一ヲ図ルニ便ナラシムル爲、宅地等級ニ對スル賃貸價格ヲ一定シ全國一律ニ出テシメ、各等級間ノ賃貸價格ノ間差ニ付テハ充分ノ調査研究ヲ尽シタリ

- 五 各地賃貸價格ノ權衡ヲ保タシムル爲郡市町村ノ等位ヲ定メ、稅務署ニ於テハ郡村宅地ノ市町村等位ヲ、稅務監督局ニ於テハ市街宅地ノ市町村等位及郡村宅地ノ郡市等位ヲ陸定セシメ全國統一上ノ資料ト爲シ、其ノ等位陸定ニハ左記事項ヲ參酌セシメタリ

イ 人口及戸數増加ノ割合

ロ 宅地千坪ニ對スル人口及戸數ノ割合

ハ 面積一方里ニ對スル人口及戸數ノ割合

ニ 汽車汽船ノ停車場又ハ停泊場ノ有無及昇降客數ノ割合

ホ 國県道ノ里數

へ 一人当所得税額及營業税額

ト 一坪当宅地ノ時価

チ 市町村歳出額ノ住民一人当

リ 電話架設ノ順序

六 郡市町村ノ等位ヲ詮定スル外、市制地及市制地ヲ除キタル各府県郡部ニ対スル一坪当平均貸賃価格ヲ調査シ、権衡保持ノ資料ニ供シタリ、之ヲ調査ニ付参考ト為シタル重ナル事項ヲ挙クレハ左ノ如シ

市制地ニ付テハ

イ 総人口

ロ 総戸数

ハ 人口増加数又ハ減少数

ニ 戸数増加数又ハ減少数

ホ 集團部分戸数

へ 連続町村ノ集團部分戸数

ト 直接国税十円以上納税者数

チ 商工業者数

リ 学生数

ヌ 營業税額

ル 所得税第三種所得金額

オ 鉄道乗客数

ワ 鉄道貨物積込噸数

カ 水運ノ便否

ヨ 輸出入貨物ノ価格

タ 電話機数

レ 郵便引受及配達数

ソ 内国電報発信及受信数

ツ 外国電報発信及受信数

ネ 電気鉄道哩数

ナ 労銀

ラ 各資料ノ積数又ハ指数ニ対スル面積比例数

ム 同 上 第一類地面積比例数

ウ 同 上 宅地面積比例数

ノ 同 上 人口比例数

ク 同 上 戸数比例数

各府県郡部ニ付テハ

第一法

イ 総人口

- ロ 総戸数
- ハ 人口増加数又ハ減少数
- ニ 戸数増加数又ハ減少数
- ホ 集団地戸数
- ヘ 直接国税十円以上納税者数
- ト 商工業者数
- チ 営業税額
- リ 所得税第三種所得金額
- ヌ 学生数
- ル 鉄道乗客数
- オ 鉄道貨物積込噸数
- ワ 輸出入貨物ノ価格
- カ 郵便引受及配達数
- ヨ 電報発信及受信数
- タ 電気鉄道哩数
- レ 田反別
- ソ 畑反別
- ツ 田ノ畑トノ反別割合

- ネ 田小作料
  - ナ 近隣ニ存在スル市ヨリ及ホス影響ノ有無多少
  - ラ 各資料ノ積数又ハ指数ニ対スル面積比例数
  - ム 同 上 第一類地面積比例数
  - ウ 同 上 宅地面積比例数
  - ノ 同 上 人口比例数
  - ケ 同 上 戸数比例数
- 第二法

- イ 総人口
- ロ 総戸数
- ハ 宅地面積
- ニ 総面積
- ホ 山野下平地トノ割合
- ヘ 田ノ畑トノ反別割合
- ト 宅地面積トノ割合
- チ 宅地面積トノ割合
- リ 県會議員選挙有権者ノ多少
- ヌ 町村會議員選挙有権者ノ多少

第二法ハ念査ノ趣旨ニ出テタルヲ以テ第一法ノ調査ニ依ルモノヲ主トシ、第二法ハ其ノ副トシ万一ノ誤謬ヲ防キタルモノトス、又市郡ヲ通シ以上列記ノ外参考ニ資シタル材料鮮カラサルモ茲ニ之ヲ省略ス

七 以上ノ外各市又ハ町村ノ最高等級又ハ中間等級ニ該ル宅地ノ優劣ヲ比較考慮シテ之ニ擬シタル等級ノ当否ヲ議シ、本省ヨリハ全国ニ吏員ヲ派遣シテ調査ノ趣旨徹底ニ努メ、稅務監督局ニ於テハ其ノ管内ハ勿論密接ノ關係ヲ有スル管外ノ土地ノ調査ノ適否ヲ視察スル等、實地ノ狀況ト資料統計ニ基ク調査トヲ照合シ、又隨時稅務署長ヲ會シテ各地歩調ノ齊一ヲ期シタリ

之ヲ要スルニ各地宅地ノ賃賃價格ハ、或ハ計數上ヨリ或ハ邊觀上ヨリ帰納的ニ又ハ演繹的ニ每筆ノ地位等級ヲ比較商置シテ字ノ全部ニ及ボシ、字ヨリ大字ニ大字ヨリ町村ニ、町村ヨリ郡市ニ郡市ヨリ府県ニ及ビ、竟ニ全国ニ在ル宅地ノ地位等級ヲ詮考シ、其ノ權衡統一ヲ稽査シタルモノニシテ、概算調査トシテハ略完全ノ域ニ達シタリ、而シテ每筆ヨリ積算シタル賃賃價格ニ關スル全国總額上ノ計數ヲ示セハ左ノ如シ

宅地修正地価額及地租額概算表

修正見込地租 在地価ニ對ス ル倍數	市		郡	
	市街宅地	郡村宅地	市街宅地	郡村宅地
修正見込地租	七、一一七、三四四	三八、八五八	一七二、〇七七	三二、七八三、一一七
修正地価ノ現 在地価ニ對ス ル倍數	八倍九割七分	六倍七割三分	一一、五五四、二五〇	二八六、二四七、七二二
現在地価	三二、七三七、五〇二	二二〇、九一五	二八四、六九三、四七二	三二、六一一、〇三〇
修正見込地価	二八四、六九三、四七二	一、五五四、二五〇	三二、六一一、〇三〇	四、二六八、七三五
賃賃價格總額	三二、六一一、〇三〇	一七二、〇七七	三二、六一一、〇三〇	三九、四三九、六〇七

現在地租	六、三二二、二九九	一八、三四六	六、三四〇、六四五
------	-----------	--------	-----------

修正見込地租 在地価ニ對ス ル倍數	市		郡	
	市街宅地	郡村宅地	市街宅地	郡村宅地
修正見込地租	一、一一五、九四七	八、四二〇、三四一	九、二七二、〇一五	一〇、二五八、〇〇七
修正地価ノ現 在地価ニ對ス ル倍數	七倍六分	三倍五割二分	九、二七二、〇一五	一〇、二五八、〇〇七
現在地価	五、五八三、二二三	一〇五、三六七、五五七	三九、四三九、六〇七	四一、九九六、三四一
修正見込地価	三九、四三九、六〇七	三二〇、八八〇、四四七	三九、四三九、六〇七	四一、九九六、三四一
賃賃價格總額	四、二六八、七三五	三七、七二七、五九二	三九、四三九、六〇七	四一、九九六、三四一

修正見込地租 在地価ニ對ス ル倍數	市		郡	
	市街宅地	郡村宅地	市街宅地	郡村宅地
修正見込地租	八、一〇三、三三六	九、三一〇、八七三	三六、八七九、七六五	三七、八九九、六六九
修正地価ノ現 在地価ニ對ス ル倍數	八倍六割九分	三倍五割三分	三六、八七九、七六五	三七、八九九、六六九
現在地価	三七、三二〇、七三五	一〇五、五九八、四七二	三二、二四、一三三、〇七九	三二、二四、一三三、〇七九
修正見込地価	三二、二四、一三三、〇七九	一〇五、五九八、四七二	三二、二四、一三三、〇七九	三二、二四、一三三、〇七九
賃賃價格總額	三六、八七九、七六五	三七、八九九、六六九	三二、二四、一三三、〇七九	三二、二四、一三三、〇七九









現實地租ノ地租 一三四、四八四円  
 地租条約ニ依ル修正地租 三八八、二五四円  
 差引額 一六三、七二〇円  
 二 現在地租ハ現在地価下租額トニ依テ計算シタルヲ以テ、實際トハ多少ノ相違アリ  
 三 金額ノ円位ニ滿ハ之ヲ切捨テタルヲ以テ集計ト符合セズ  
 四 本表ハ宅地地価修正法案ノ參考表トシテ第二十六回帝國議會ニ提出シタルモノノ内最モ主要ナルモノニ  
 屬ス

同 表 其ノ二(貴族院ノ修正ニ依ルモノ)

ノモス為テ修正ノ地					分 区
現 在 地 租	修 正 見 込 地 租	現 在 地 価	修 正 見 込 地 価	賃 貸 価 格 総 額	摘 要
				三四、五四五、二〇六円	市街宅地
				二七六、三二九円	郡村宅地
				三四、八二一、五三五円	計
				二九五、九四三、四三七	
				三三三、二三〇、二七九	
				七、三九八、五七九	
				六、五七〇、〇六一	

ノモス為テ修正ノ地					分 区
現 在 地 租	修 正 見 込 地 租	現 在 地 価	修 正 見 込 地 価	賃 貸 価 格 総 額	摘 要
				三、八五一、九九九	市街宅地
				三八、五一〇、六一三	郡村宅地
				四二、三六二、六一三	計
				一〇五、六九八、五三〇	
				二八五、三六七、二一三	
				三九一、〇六五、七四七	
				二二、五二一、三四二	
				八九、六九四、〇八三	
				一一二、二二五、四二五	
				二、六〇二、四六五	
				七、一三四、一八二	
				九、七七六、六四七	
				二、四二九、九三七	
				七、一七四、六一二	
				九、六〇四、五四九	

修ノ地		分 区
修 正 見 込 地 租	賃 貸 価 格 総 額	摘 要
	三八、三九七、二〇六円	市街宅地
	三八、七八六、九四二円	郡村宅地
	七七、一八四、一四九円	計
	六八七、〇〇九、一八四	

備考	宅地ノ修正		
	現在地租	修正見込地租	現在地価
一 前表ト現住地価地租ノ符合セサルハ概観見ノ結果ナリ			
			一四五、四四五、七〇四
			一七、一七五、二二六
			一六、一七四、六一〇

第二項 宅地地価修正ニ関スル手続法規ノ制定〔省 略〕  
第三項 宅地賃貸価格ノ調査

修正地価ノ基礎トナルヘキ宅地賃貸価格ノ調査ハ、前述ノ如ク準備事業トシテ既ニ第四回ノ調査ヲ經タルモ、法律ノ実施ニ際シテハ更ニ新ニ調査ヲ為スノ必要アリ、殊ニ第四回調査後歳月ヲ閱スル一年有餘、宅地ノ異動變遷亦少カラサルヲ以テ、法律公布後宅地現在額整理ト共ニ該調査ニ着手スル見込ヲ以テ法律實施ニ關スル準備ヲ整ヘ、一方前項記述ノ如キ手続法規ノ制定公布ヲ図ルト同時ニ、他方明治四十三年四月稅務監督局長ヲ召集シ、其ノ會議ノ初ニ當リ大臣ヨリ左ノ如キ訓示アリ、引續修正事業ニ關スル諸般ノ協議ヲ遂ケ全國歩調ノ統一ニ付遺憾ナキヲ期セラレタリ

宅地ノ地価ヲ修正シテ賦租ノ均衡ヲ得セシムルハ、政府ニ於テ夙ニ其ノ必要ヲ認メ再三法案ヲ議會ニ提出シタリシカ、今回遂ニ其協賛ヲ得タルハ多年ノ宿題ヲ解決シタルモノニシテ、數年來諸君カ非常ノ熱心ヲ以テ其ノ準備調査ニ尽力セラレタルノ勞ニ對シテハ、本大臣ノ多謝スル所ナリ、惟フニ宅地地価修正事業ハ根底ヨリ課稅ノ基礎ヲ改

メ、一地一筆ヨリ之ヲ全國ニ及ホシ各地ノ權衡ヲ得セシメントスルモノニシテ、實ニ改租以降ノ大事業ト謂フヘク、而カモ其ノ修正適否ハ國民永遠ノ利害ニ關シ當局ノ責任至大ナルヲ以テ、諸君ハ非常ノ覺悟ト精勵トヲ以テ之ニ從事シ、能ク部下ヲ督勵シテ之カ適實ナル實施ヲ期シ、慎重且敏速ニ事業ノ完結ニ努メラレシムルコトヲ望ム

宅地賃貸價格ノ調査ハ前記手続法規ノ成ルト同時ニ之ニ着手シ、盛夏ノ候ヲ過キ初秋ニ至リテ一般ノ調査ヲ了シ、之ヲ大藏省ニ具シテ其ノ認可ヲ申請セリ、大藏省ハ各地ノ実況ニ稽ヘ又準備調査ノ成績ニ較ヘ、彼此ノ權衡ヲ計リテ之ヲ認可シ、稅務署長ハ大藏省ノ認可ニ基キタル稅務監督局長ノ指令ヲ得テ之ヲ原案トシテ調査委員會ニ提出シタリ、宅地賃貸價格ノ調査方法ハ全國ノ統一ヲ保チ各地ノ權衡ヲ得セシムルヲ主眼トシ、之ヲ修正實施順序案中ニ規定シ以テ第一回準備調査以來之ニ準拠セシメタルモノニシテ、其ノ内容ハ前記ノ實施順序ニ依テ明カナルモ、今本項ノ記述ニ當リ該順序中賃貸價格調査ニ關スル綱要ヲ抄記スルコト左ノ如シ

一 宅地ノ賃貸價格ヲ調査スル為宅地ニ等級ヲ附ス

二 宅地ノ等級ハ地利ノ便否、商業ノ繁閑、需給ノ關係其他ノ狀況ニ依リ宅地ノ地位品格ヲ勘察シテ之ヲ定ム

三 同等級内ノ宅地ノ標準ト為ルヘキ土地ヲ選定シテ標準地ト為ス

四 標準地ヲ選定スルハ左ノ方法ニ依ル

イ 標準地ハ市（東京市、大阪市、名古屋市、北海道及神戶市ニ在リテハ、區以下階級）町村毎ニ各等級之ヲ選定スルコト、但シ地方ノ狀況ニ依リ大字毎ニ之ヲ選定スルコトヲ得

ロ 標準地ハ当該等級ノ賃貸價格ノ標準ト為ルヘキモノナルカ故ニ、中庸ヲ得タルモノヲ選定スルコト

ハ 標準地ハ成ルヘク實際賃貸ニ付セラレタル土地ニ就キ之ヲ選定スルコト

五 標準地ノ賃貸價格ヲ調査シテ同等級内ノ宅地ノ賃貸價格ノ標準ト為ス

六 標準地ノ貸賃価格ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ調査ス

イ 貸賃価格ハ實際当事者間ニ於ケル契約ノ価格ニ依ル、但シ其価格カ地位品格ニ比シ不適当ナリト認めルトキ、又ハ其契約カ宅地地価修正法第三條第三項ノ貸賃価格計算方法ト異ルトキハ、適宜ニ斟酌シテ之ヲ定ムルコト

ロ 標準ト為スヘキ宅地カ實際貸賃ニ付セラレサルトキ、又ハ貸賃ニ付セラルルモ其貸賃価格ヲ知り難キトキハ、適宜ニ斟酌シテ貸賃価格ヲ定ムルコト

ハ イ号但書及ロ号ノ場合ニ於テハ、通則トシテ近傍宅地ノ貸賃価格又ハ其地若ハ近傍宅地ノ時価ヲ參酌シテ貸賃価格ヲ算出スルコト

ニ 貸賃価格ハ一坪当ヲ單位トシ年額ヲ以テ算出スルコト  
ホ 穀類其他ノ物品ヲ以テ契約シタルモノニ對シ金額ニ換算スルトキハ前三年ノ平均価格ニ依ルコト

ヘ 換算ニ用フル米穀ノ相場ハ、当該地方産出米穀ノ大部分カ取引セラルル場所ニ於ケル、收納時期三月間ノ上中下ノ平均相場ニ依ルコト、但シ郡相場又ハ村相場ニ依ル慣例アル地方ニシテ適當ト認めルトキハ該相場ニ依ルコトヲ得

ト 米穀以外ノ物品ニ對スル換算相場、亦ヘ号ノ方法ニ準スルコト

チ 標準ト為スヘキ宅地ノ貸賃価格カ表坪ト裏坪ト高低ノ差アルトキハ、其平均ヲ以テ之ヲ定ムルコト

リ イ号乃至チ号ニ依ル貸賃価格カ第七号ニ規定シタル甲乙等級ノ中間ニ在ルトキハ、低キ一方ノ等級ニ依リテ標準地ノ等級ヲ定ムルコト

七 宅地ノ等級ハ全國画一ヲ期シ、貸賃価格一坪當年額一厘ヲ一級トシ、遞次増加シ遂ニ貸賃価格年額十三円ヲ以

テ第三百三十四級トシ、更ニ貸賃価格年額十三円以上ハ七十五錢ヲ増ス毎二級ヲ進メ、年額一千二百円以上ハ一坪ヲ増ス毎二級ヲ進メタリ

ハ 宅地ノ等級ヲ實地ニ定ムルハ左ノ方法ニ依ル

イ 各市町村又ハ大字ヲ邊視シ、其ノ宅地ノ地位品格ニ応シ差等ヲ設クルヲ相当トスヘキ区域ニ之ヲ分割スルコト

ロ 差等ヲ設クルヲ相当トスヘキ程度ハ、第七号ノ貸賃価格ヲ目安ト為スコト

ハ 同一若ハ類似ノ状況ニ在ル宅地ハ彼此ノ土地カ接続スルト否、又集團スルト点在スルトヲ論セス之ヲ同一等級内ニ編級シ、之ニ對スル貸賃価格ハ標準地ノ貸賃価格ニ依ルコト

九 宅地等級ノ区域ヲ明瞭ナラシムル為、左ノ方法ニ依リ地圖ヲ調製ス

イ 地圖ハ之ヲ甲乙ニ分チ、甲圖ハ山川、溝渠、道路及宅地ノ所在ヲ示シ、乙圖ハ適當ノ区分ニ依リ每筆ノ位置、形状、地番及周囲ノ状況ヲ示スコト

ロ 乙圖ハ成ルヘク色別ケニ依リ各等級ヲ示シ、且其ノ等級ヲ記入スルコト

ハ 各等級ノ標準地ハ適當ノ方法ヲ以テ其ノ位置ヲ表示スルコト

ニ 地方ノ状況ニ依リ甲乙圖ニ分ツノ必要ナキモノハ、甲圖ノ調製ヲ省略スルコト  
ホ 点在セル宅地ノミニシテ集團部分ナキ地方、又ハ集團アルモ僅少ノ部分ニ止マル地方ニシテ、在來設備ノ地圖ヲ以テ其ノ必要ヲ充タスヲ便トスルモノハ甲乙圖ノ調製ヲ省略スルコト

ヘ 二号ホ号ノ地圖調製ノ省略ハ、稅務監督局長ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

宅地ノ品位優劣ニ付テハ民間ニ於ケル意向ヲ參酌スルノ要アリ、貸賃価格ノ多寡ノ如キ亦民部多衆ノ觀察ヲ聽クヲ

二五級	二四級	二三級	二二級	二〇級	一九級	一八級	一七級	一六級	一五級	一四級	一三級	一二級	一一級	一〇級	九級	八級	七級	六級	五級					
五〇	四五	四〇	三六	三三	三〇	二八	二六	二四	二二	二〇	一八	一六	一四	一二	一〇	九	八	七	六					
五	五	五	四	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一					
〇〇	〇一	〇二	〇五	〇九	〇〇	〇七	〇七	〇八	〇九	〇〇	〇一	〇一	〇六	〇七	〇一	〇一	〇三	〇三	〇〇					
															七割ヨリ 七分一厘ニ至ル					一割一分一厘ニ至ル				

四級	三級	二級	一級	等 級
四	三	二	一	宅地一坪 貸賃価格年額差
四	三	二	一	各 等 級 額 間
二五〇	三三三	五〇〇	一〇〇〇	追加歩合 割分厘
一 倍 ヨ リ				

必要トスル場合アルヲ以テ、準備調査当時ヨリ或ハ市町村長ニ諮問シ、或ハ当該地方ニ於ケル相当人士ニ囑託シテ其ノ意見ヲ聴取シ、或ハ貸賃借ノ真相ヲ探知スル等秘密ニ調査シ来リ、修正法実施後尙一層囑託等ノ範圍ヲ拡メ、又ハ精査ノ度ヲ進メ以テ宅地等級査案上ノ資料ト為セリ

宅地等級ハ第一回乃至第四回ノ準備調査ニ在リテハ六十八級ヲ貸賃価格年額ニ円トシ、百三級ヲ同上十二円トシ、中間ヲ三十四階級ニ分別シタルモ、熟ラ各地方ノ状勢ト民意ノ傾向等トヲ觀察スルニ、累進ノ割合強度ニ過クル嫌アリ、法律実施ニ際シ之ヲ適度ニ是正スルノ必要アルコトハ夙ニ之ヲ認メ、準備調査中徐ロニ之カ計画ヲ為シ来リタルモノニシテ、従来ニ比シ右累進ノ度ヲ緩和シ、中間ヲ六十三階級ニ分チテ之ヲ実施セリ、而シテ宅地等級ニ付テハ改租當時ノ実績ニ於ケル乱雑ナル弊ニ鑑ミテ、之ニ大ニ意ヲ用ヒ各等級間ノ差額ハ主トシテ累進ノ程度ヲ根拠トシテ当否ヲ審究シタルモノトス、少シク煩冗ニ渉ルノ嫌アル宅地貸賃価格調査ノ基礎ヲ成スモノナルヲ以テ、茲ニ左ノ一表ヲ添ユ







一一〇級	五、〇〇〇	、	二〇〇	、	〇四〇	四分三厘ヨリ 三分四厘ニ至ル
一一一級	五、二〇〇	、	二〇〇	、	〇三八	
一一二級	五、四〇〇	、	二〇〇	、	〇三七	四分二厘ヨリ
一一三級	五、六〇〇	、	二〇〇	、	〇三六	
一一四級	五、八〇〇	、	二〇〇	、	〇三四	三分四厘ニ至ル
一一五級	六、〇〇〇	、	二五〇	、	〇四二	
一一六級	六、二五〇	、	二五〇	、	〇四〇	四分二厘ヨリ
一一七級	六、五〇〇	、	二五〇	、	〇三八	
一一八級	六、七五〇	、	二五〇	、	〇三七	三分四厘ニ至ル
一一九級	七、〇〇〇	、	二五〇	、	〇三六	
一二〇級	七、二五〇	、	二五〇	、	〇三四	四分ヨリ
一二一級	七、五〇〇	、	三〇〇	、	〇四〇	
一二二級	七、八〇〇	、	三〇〇	、	〇三八	三分七厘ニ至ル
一二三級	八、一〇〇	、	三〇〇	、	〇三七	
一二四級	八、四〇〇	、	三五〇	、	〇四二	四分二厘ヨリ
一二五級	八、七五〇	、	三五〇	、	〇四〇	
一二六級	九、一〇〇	、	四〇〇	、	〇四四	四分ニ至ル
一二七級	九、五〇〇	、	四〇〇	、	〇四三	
一二八級	九、九〇〇	、	五〇〇	、	〇五三	五分三厘ヨリ
一二九級	一〇、三〇〇	、	五〇〇	、	〇五〇	
一三〇級	一〇、七〇〇	、	五〇〇	、	〇四八	四分ニ至ル

一一三級	一一、五〇〇	、	五〇〇	、	〇四三
一一二級	一二、〇〇〇	、	五〇〇	、	〇四二
一一三級	一二、五〇〇	、	五〇〇	、	〇四〇
一一四級	一三、〇〇〇	、	五〇〇	、	〇四〇

賃貸価格年額十三円以上八七十五銭ヲ増ス毎二級ヲ進メ、年額二十二円以上八一円ヲ増ス毎二級ヲ進ム

尚本項ノ記述ヲ終ルニ当リ一言付記スヘキモノアリ、元來宅地等級ナルモノハ法律命令以外ノ内部ノ規定ニ属シ、殆ント拘束力ナキモノナルモ、而カモ其ノ賃貸価格調査上及之カ統一上重要ナルモノニシテ、之ニ対スル調査委員会ノ決議如何ハ大ニ顧慮シタル所ナリシモ、幸ニ各地皆其ノ等級ノ妥当ヲ認め一モ之カ変更ヲ試ミムトスル者ナキノミナラス、同委員会カ宅地ノ賃貸価格ヲ高低スルニ当リテモ政府ノ内定シタル階級ニ準拠セシニ徴シ、之カ民意ニ副ヒタルモノナルコトヲ認ムルヲ得ヘシ

第四項 宅地賃貸価格調査委員選舉人及同調査委員ノ選舉

宅地賃貸価格調査委員ノ選舉ハ複選ノ方法ヲ採リ、又選舉人ノ選舉ニ付稅務行政上從來事例ナキ單記制ヲ採リタル如キ、用意ヲ存スル所ノモノアルハ既ニ記述シタルヲ以テ茲ニ之ヲ省ク、而シテ調査委員選舉人ノ選舉ハ稅務署長ノ定メタル期日ニ於テ市町村長之ヲ執行スルノ制ニシテ、各地方トモ概シテ明治四十三年七月中旬ニ於テ之ヲ執行シタリ、交通至難ノ地方ニ於テ選舉分場ヲ設クルヤ否ハ、道庁長官・府県知事ト稅務監督局長トノ協議ニ委ネ、努メテ實際ノ情況ニ適応セシムルコトトシタリ、選舉人ノ選舉ニ際シテ一ニ地方ニ於テハ不正ノ行為アリタリトノ嫌疑ヲ以テ、檢事ノ檢査スル所トナリタル向ナキニアラサリシモ、概シテ円滿ニ選舉ヲ終結シ、其ノ檢査セラレタル者亦多クハ免

訴又ハ無罪ノ宣告ヲ受ケ、調査委員ノ選舉・調査委員ノ資格及賃貸價格ノ調査ニマテ累ヲ及ホスカ如キコトナカリキ  
宅地賃貸價格調査委員會ハ各稅務署所轄内ニ之ヲ置キ、其ノ所轄内ニ市制ヲ執行スル地方ヲ包含スルトキハ、市制ヲ  
施行スル地方ト其ノ他ノ地方トニ區別シテ之ヲ置クノ制ニシテ、調査委員會ノ數全國四百六十四ヲ算シ、委員ノ數ハ  
一委員會ニ於テ十四人ヲ最多四人ヲ最少トシ、其總數全國ヲ通シ四千七百七十八人ノ多キニ達シタリ、其ノ内容ノ明細  
ニ付テハ既ニ記述シタル所ノ如シ、調査委員ノ選舉ニ付テハ最モ慎重ノ注意ヲ要スルモノトシ、選舉ノ方法及其ノ執  
行方ニ付テハ六ニ考慮ヲ加ヘタリ、制限付連記投票ノ制ヲ創設シタル如キ主要ナルモノニシテ、其ノ他既ニ記述スル所  
ノリタルヲ以テ茲ニ之ヲ再ヒセス、而シテ之カ選舉ハ明治四十三年七月八月ノ交ニ於テ執行シ、其ノ選舉ノ結果ハ地方  
ニ依リ多少弊害ノ認ムヘキモノナキニ非サリシモ、大体ニ於テ予期ノ成績ヲ收メ智識經驗ヲ併有スル相當人士ノ當選  
ヲ見ルニ至リタルハ、既ニ此ノ時ニ於テ修正事業ノ前途好望ナルヲ示シタルモノト謂フヲ得ヘシ

#### 第五項 宅地賃貸價格調査委員會

宅地賃貸價格調査委員ハ前項ノ選舉ニ依リテ明治四十三年八月ノ頃全國略確定シ、調査委員會ニ提出スヘキ原案ノ編  
成亦成リタルヲ以テ、同年九月稅務監督局長ヲ召集シ爾後ニ於ケル執行方ニ關シ大臣ノ訓示セラル、所アリタリ、其  
ノ訓示ノ要領左ノ如シ

宅地地價修正ニ關スル大体ノ方針ニ付テハ、既ニ今春諸君會同ノ席ニ於テ述ヘタル所ナリ、爾來諸君ハ本大臣ノ訓  
示シタル方針ニ基キ此ノ大事業ニ着手シ、熱誠以テ部下ヲ督勵シ着々其ノ歩武ヲ進メ、予定ノ期ヲ觀ラシテ、今  
ヤ本事業ノ基本タル宅地毎筆賃貸價格ノ調査ヲ結了シ本省ニ稟議セラル、ニ至リタルハ、本大臣ノ大ニ満足スル所  
ナルト共ニ諸君及其部下ノ多大ナル辛勞ヲ察シテ深ク之ヲ謝セサルヲ得ス、然レトモ本事業ハ未タ其ノ中道ニ在リ  
テ、近ク各地ニ開會セラルヘキ宅地賃貸價格調査委員會ニ政府ノ提案ヲ附議シ、其審議ヲ求メサルヘカラス、抑モ

宅地賃貸價格調査委員會ヲ設ケタル所以ノモノハ、廣ク土地ノ狀況ニ精通スル者ノ意見ヲ諮問シ、之ニ依リ適宜ナ  
ル調査ヲ得テ將來永遠ニ宅地々租負担ノ均衡ヲ得セシメントスルニ在ルヲ以テ、調査委員會ノ意思ハ衆ヨリ之ヲ尊  
重セサルヘカラス、之ヲ以テ稅務當局ノ調査委員會ニ臨ムニ當リテハ、懇切以テ修正事業ノ趣旨ト政府調査ノ根拠  
ヲ説明スルト共ニ、慎重ニ會議ノ存スル所ヲ聽キ取捨其選ヲ懲ラサルヲ要ス、而シテ地價修正ノ目的タル、現在ノ  
租額ノ増減セサル範圍内ニ於テ各地負担ノ不均衡ヲ矯正セムトスルニ在ルカ故ニ、地價修正ノ結果一地方ニ減租ト  
ナルモノアルト同時ニ、他ノ地方ニハ増租トナルモノアルハ当然ナリトス、然ルニ或ハ其ノ増租トナルヘキ地方ノ  
ムカ如キ處ナシト謂フヘカラサルノミナラス、或ハ委員會ヲ政争ノ具ニ供シ又ハ私情ヲ快ンテ其ノ議事ヲ左右セン  
トスルカ如キ弊ナシト謂フヘカラス、若シ斯ノ如クナルトキハ獨リ委員會設置ノ趣旨ニ反スルノミナラス、本事業  
ノ精神ヲ没却スルニ至ルヘキヲ以テ、政府ハ已ムヲ得ス委員會ノ議ニ拘ラス政府ノ調査ニ依リ決定スルノ途ニ出ツ  
ルノ外ナシト雖、稅務當局ハ予メ相當ノ用意ヲ以テ不當ノ決議ナカラシムルヲ努ムルト共ニ、事ノ重大ナルモノハ  
本大臣ノ指揮ヲ俟テ決定スル様深ク注意ヲ望ム

此ノ稅務監督局長會議ニ於テ調査委員會ニ對スル各地歩調ノ齊一ニ關スル重要案件ニ付協議ヲ遂ケ、尙右大臣訓示ノ  
趣旨ヲ承ケ弊害防止ニ付主稅局長ヨリ左ノ如キ通牒ヲ發シタリ

宅地賃貸價格調査委員會ハ最モ公平ニ各宅地ノ地位品格ニ応シテ其ノ賃貸價格ヲ評決シ、立法ノ趣旨ニ協ハシメサ  
ルヘカラス、政府亦調査委員會ノ決議ヲ尊重シテ円満ナル法律ノ執行ヲ期セサルヘカラス次第ハ、今回ノ御會同  
ニ際シ大臣ヨリ訓示セラレタル通三有之、然ルニ全國多數ノ委員中ニハ種々ノ關係又ハ事情ニ因リ私情ヲ挿ミ、又  
ハ偏頗ニ陥ルノ弊ナシトモ難保、而シテ從來ニ於ケル情弊ノ事例ニ稽ヘ其ノ手段ノ種類ニ付テ推測ヲ下スニ、稍左

記ノ如キモノ又ハ之ト類ヲ同フスルモノナランカト想像セラレ候処、若シ是等ニシテ其ノ主張ノ如ク決定ヲ見ルニ至ルトキハ忽チ彼此ノ間不権衡トナルヘキヲ以テ、再議ニ付スルモ仍其ノ議ヲ改メサルニ於テハ、余儀ナク政府決定ノ道ヲ取ラサルヘカラサルニ立至ルヘキヲ以テ、左ノ如キ傾向アルトキハ其ノ議事ニ於テ當務者ラシテ懇篤説明セシメ、彼等ニ反省ヲ促シ以テ不当決議ニ至ルコトナキ様篤ク御注意相成度

右特ニ及通譯候也

- 一 自己若ハ家族又ハ親戚其ノ他縁故者ノ所有ニ係リ、又ハ利害ノ關係ヲ有スル宅地ノ負担ヲ低度ナラシメントスル目的ヲ以テ貸貸価格ヲ低下調査セムトスルモノ
- 二 反対党若ハ反体政派ニ属スル調査委員ノ根拠地ヲ攪亂スル目的ヲ以テ、又ハ反対党派ニ属スル者ニ痛苦ヲ与ヘムトスル目的ヲ以テ特ニ貸貸価格ヲ昇上シ、之ニ依テ生シタル差額ヲ以テ自党自派ニ属スル者ノ所有地ノ負担軽減ノ資トナサムトスルモノ
- 三 自己ノ選出地又ハ勢力範圍ニ属スル地方ノ負担ヲ低度ナラシムル目的ヲ以テ、他ノ地方ニ於テ貸貸価格ヲ昇上セムトスルモノ、殊ニ委員ノ全部カ村部ノミヨリ選出シ町部ヨリ選出者ナキ地方ニ在リテ町部ノ調査ヲ高度ニ為サムトスルモノ
- 四 当該市部又ハ郡部以外居住者ノ所有ニ係ル宅地ニ対シ、比較的重キ負担ト為サムトスル目的ヲ以テ調査セムトスルモノ
- 五 富貴其ノ他上流者所有ニ係ルモノ、負担ヲ特ニ重カラシムル目的ヲ以テ調査セムトスルモノ
- 六 或ル地方ノ一般力減租ノ結果トナルヲ以テ、一部ノ増租トナルヘキモノニ対シテモ何等理由ナキニ増租トナサル關係ニ於テ貸貸価格ヲ調査セムトスルモノ

- 七 市町村有又ハ社寺有ノ宅地ノ地租ハ市町村費又ハ氏子檀徒一同ノ支弁ニ属スルカ故ニ、比較的住民力均等ニ負担スル結果トナルヘキ理由ヲ以テ、是等ニ対スル貸貸価格ヲ引上ケ其ノ差額ハ之ヲ個人有ノモノニ於テ減除セムトスルモノ
- 八 十八倍制限及七倍ニ割制限ハ共ニ法律ノ結果ニシテ止ムヲ得サルモノナルニ、負担上ノ比較ヲ以テ二者ノ貸貸価格ヲ高低セムトスルモノ
- 九 十八倍制限又ハ七倍ニ割制限ノモノト無制限ノモノトノ關係ニ於テ、前項ニ類スル調査ヲ試ミムトスルモノ
- 十 政府ヨリ示シタル毎府県郡部ノ総額ニ対スル減租歩合ヲ以テ毎郡均一ノモノトシ、其ノ歩合ニ増着セシムル見込ヲ以テ調査セムトスルモノ

宅地修正地価額及地租額概算表

修正地価ノ現 在地価ニ対ス ル倍數	修正地価ノ現 在地価		修正見込地価		質賃價格総額
	市街宅地	郡村宅地	市街宅地	郡村宅地	
七、三四五、七四四	五八、一七一	七、四〇三、九一六	三三、〇〇九、三四二	四七三、八〇四	三四、六〇七、四三八
八倍九割	四倍九割一分	八倍八割四分	二二、三二六、八七一	三三、四八三、一四六	三四、九三三、四二二
八倍九割	四倍九割一分	八倍八割四分	二二、三二六、八七一	三三、四八三、一四六	三四、九三三、四二二
七、三四五、七四四	五八、一七一	七、四〇三、九一六	三三、〇〇九、三四二	四七三、八〇四	三四、六〇七、四三八

調査委員会ニ提出スヘキ原案トシテ大蔵省カ認可シタルモノ、全国ノ総額ヲ掲グレハ左ノ如シ

現在地租	六、五七五、五六八	三七、五五一	六、六一三、一一〇
------	-----------	--------	-----------

分 区		部		計	
概要	市街宅地	郡村宅地	計	概要	計
貸貸価格総額	三、八三四、六三五	三、八、三六七、〇四五	四二、二〇一、六八〇	貸貸価格総額	三、八三四、六三五
修正見込地価	三五、二九〇、二八〇	三五三、二二六、一七一	三八八、五一六、四五二	修正見込地価	三五、二九〇、二八〇
現在地価	五、三五二、三五六	一〇六、五九四、七九四	一一一、九四七、一五〇	現在地価	五、三五二、三五六
修正地価ノ現在地価ニ対スル倍數	六倍五割九分	三倍三割一分	三倍四割七分	修正地価ノ現在地価ニ対スル倍數	六倍五割九分
修正見込地租	八八二、二五六	八、八三〇、六五四	九、七一二、九一一	修正見込地租	八八二、二五六
現在地租	一、〇六九、七七四	八、五一六、七二一	九、五八六、四九六	現在地租	一、〇六九、七七四

分 区		部		計	
概要	市街宅地	郡村宅地	計	概要	計
貸貸価格総額	三八、四四二、〇七四	三八、六九四、〇二七	七七、一三六、一〇二	貸貸価格総額	三八、四四二、〇七四
修正見込地価	三二、九、一一〇、〇六八	三五五、五五三、〇四三	六八四、六七三、一一一	修正見込地価	三二、九、一一〇、〇六八
現在地価	三八、三六一、六九八	一〇七、〇六八、五九八	一四四、四三〇、二九七	現在地価	三八、三六一、六九八
修正地価ノ現在地価ニ対スル倍數	八倍五割八分	三倍三割二分	四倍七割一分	修正地価ノ現在地価ニ対スル倍數	八倍五割八分
修正見込地租	八、二二八、〇〇一	八、八八八、八二六	一七、一一六、八二七	修正見込地租	八、二二八、〇〇一
現在地租	七、六四五、三四三	八、五五四、二七三	一六、一九九、六一七	現在地租	七、六四五、三四三

調査委員会ハ同年十月十日若ハ之ト接近スル日ニ於テ全国一斉ニ開会スルコトハ、右稅務監督局長會議ノ際協定ヲ經タルモノニシテ、全国四百六十四箇ノ委員会皆其ノ予定ニ遵ハス開会スルニ至レリ、委員会ニ提示スヘキ参考事項亦全国租密ノ差ヲキコトヲ期シタリ

調査委員会開会后ニ於ケル各委員会調査ノ状況ハ多種多様ニシテ一々茲ニ記述シ難シト雖、概シテ慎重ノ調査遂ケ稅務当局者亦準備調査以來ノ沿革其ノ他ヲ詳細ニ説明シタリ、而シテ各委員会調査ノ状況ハ細大トナク毎時之ヲ大蔵省ニ報告セシメ、機宜ヲ制スルト同時ニ全国ノ統一ヲ保タシムルコトニ最モ留意シタリ、各稅務監督局ニ於テ各委員会ノ状況ヲ取總メ、大蔵省ヘ報告シタル回数實ニ千有餘回ノ多キニ達シ、其ノ内参考トナルヘキモノハ之ヲ報告シタル局以外ノ稅務監督局ニ移牒シテ、各地ノ動靜ヲ知ルノ便ヲ得セシメタリ、其ノ移牒回数亦三百七十前後ノ多キニ及ヒタリ

調査委員会ニ於ケル宅地ノ品位優劣ノ觀察ハ大体ニ於テ政府ノ所見ト一致シタルカ故ニ、誤謬ヲ是正シタルモノ、外ハ大ナル修正ヲ加フルコトナク概シテ平穩ニ経過シタリ、尤モ政府提出原案ニ對スル委員会修正ノ結果、賃貸價格ノ總額ニハ幾分ノ減少ヲ來シタルモ、全国ノ權衡ニ影響ヲ及ボスコトナクシテ其議決ヲ見ルヲ得タリ、是政府提出ノ原案カ明治三十九年以降數回ノ調査ヲ重ネ公平且精確ナリシノミナラス、全国統一ノ下ニ施行セラレタルヲ以テ、多大ナル削減又ハ高低ノ余地ナキモノト得シタル結果ナルカ如シ、比較的多少ノ削減ヲ試ミムトスルモノ多少ナキニ非サリシモ、稅務当局ノ説明ニ依リテ其ノ意ヲ諒トシ強テ之カ主張ヲ為スコトナク、當務者又出來得ル限リ民意ヲ採ルノ趣旨ヲ以テ、委員会ノ議ヲ容ル、ニ吝ナラサリシヲ以テ、官民双方之意思ハ遺憾ナク疎通セラレ極メテ円満ナル経過ヲ見ルニ至リタルモノトス、仙台稅務監督局管内白河稅務署及京都稅務監督局管内上市稅務署及魚津稅務署、其ノ

他ニ於ケル委員会ノ議決ハ他地方トノ權衡上適當ト認メ難ク、之ヲ再議ニ付スルニ至リ、又再議ニ付シタルモノハ内以上三稅務署所轄内ニ於ケル議決中尙不当ト認メ之ヲ採用スルヲ得サリシモノアリテ、政府決定ノ止ムナキニ至リタルモノアリシハ政府ノ遺憾トスル所ナルモ、全國委員会ノ經過及結果ハ大体ニ於テ非常ニ良好ナル成績ヲ得タルモノヲ謂フヘク、委員会開会日数ノ如キハ法律上六十日ヲ限度ト爲スニ拘ラス、左記明細表ニ掲クル如ク全國平均三十七日ヲ以テ終局ヲ告グタルハ、亦予期以上ノ成績ト謂フヘシ

委員会開会日数表

稅務監督局名	委員会数	開会延日数	一委員会平均日数
東京	四五	二、二五三	五〇 <sup>〃</sup> 一
京都	四〇	一、三三九	三三 <sup>〃</sup> 二
大阪	四一	九九二	二四 <sup>〃</sup> 二
札幌	一八	三〇七	一七 <sup>〃</sup> 一
秋田	二七	一、三三五	四五 <sup>〃</sup> 八
仙台	三四	一、四八五	四三 <sup>〃</sup> 七
宇都宮	二九	八三五	二八 <sup>〃</sup> 八
長野	三〇	一、〇三四	三四 <sup>〃</sup> 五
名古屋	四二	一、九六四	四六 <sup>〃</sup> 八
広島	五四	一、〇〇六	三七 <sup>〃</sup> 一
丸龜	三〇	九六四	三二 <sup>〃</sup> 一

再調査ニ対スル委員会ハ二十日ヲ限度トシ、既ニ法定上其期間稍短キト白河外ニ稅務署ノ如キ政府決定ヲ爲スニ至リタルモノアリタルトニ因リ、再調査ニ於ケル委員会ノ会期ハ平均十五日余ニ達シ、前記委員会ノ成績ニ比シ遜色アルハ前述ノ事情上余儀ナキモノトス

第六項 宅地修正地価ノ決定

宅地賃貸価格ノ調査成ルトキハ大蔵大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ決定シ、其ノ賃貸価格ニ基キ修正法ノ命スル計算ニ依リ修正地価ヲ定ムル順序ニシテ、毎筆ヨリ積算シタル修正地価ハ右賃貸価格ノ決定要請ト共ニ之ヲ大蔵省ニ具シタリ、而シテ修正法第三條第二項ノ按分ニ關スル規定適用ノ要否ハ実ニ此ノ時ニ於テ決セラルヘキモノトス、然ルニ賃貸價格調査委員會經過ノ状況ハ前叙ノ如ク概シテ平穩ニ其ノ議決亦相当ナルノミナラス、右稟請ニ係ルモノト當時尙政府決定ニ付キ審査中ニ屬スルモノニ対スル見込額トヲ綜合シタル統計ハ、左記ノ如ク差引上ニ於テ現在地租ニ比シ減額ヲ示シ、修正法第三條第二項ノ所謂修正地価總額力現在地租總額ヲ百分ノ二箇半ヲ以テ除シタルモノヲ超ユルカ如キコトハ、大体上其ノ絶無ヲ期シ得ヘク、若シ審査中ニ屬スル結果ヲ待ツコトトセンカ、早ク議決ヲ爲シテ調査委員會ヲ閉シタルモノ、其ノ他全國ノ大部分ハ委員會ノ議決ニ依ル賃貸價格ヲ適當ト認ムルニ拘ハラズ、徒ラニ修正地価ノ決定ヲ延期セサルヘカラサルコトトナリ、事務ノ進行及經費ニ關スル影響鮮少ニアラス、依テ臨機ノ処置トシテ當時政府決定ヲ爲スヘキモノノ結果如何ヲ俟タズ、稟請ニ係ルモノニ対シ大臣ヨリ認可ヲ与フルコトトセラレタリ、認可指令ヲ下サレタルハ明治四十四年一月十八日ニシテ、稅務監督局長ヨリ稅務署長ニ対スル決定ノ指揮ハ亦同日若ハ之

ト接近スル日ニ於テ之ヲ為シタリ、而シテ稅務署ニ在リテハ認可申請後此ノ時ニ至ルマテノ期間ニ於テ予メ準備スル所アリテ、委員会ノ議決ヲ經タル賃賃價格ニ依リテ算出シタル修正地価ヲ直ニ決定シ、殆ント全國一斉ニ之ヲ市町村ニ通知シ、修正法規ノ下ニ予テ協議ヲ經タル方式ニ從ヒ之ヲ地主ノ縦覽ニ供セシメタリ、委員会ノ議決ヲ不当ト認メテ政府決定ヲ為シタルモノ、及逐ニ委員会ノ議決ヲ容レタルモノニ在リテモ、右政府決定ノモノト一団ヲ為スモノ、又ハ相關連スルモノニ付テハ調査ニ多少ノ時日ヲ要シ、前記ノ如キ一般ノモノト進行ヲ共ニスル能ハサリシモ、市町村ニ對スル通知・地主ノ縦覽等ハ著シキ遅延ヲ見スシテ進行スルコトヲ得タリ

当部ノ地価修正決定總額

區分	市街宅地		農村宅地		計	市街宅地	農村宅地
	市街宅地	農村宅地	市街宅地	農村宅地			
決定賃賃價格					三二、八一六、七三五		
認可修正地価					二八、一一二五、〇二〇		
元地価					五、一〇六、七七五		
修正地価					三、五六九、七九三		
凡モ込					三、四六、二二七		
元地価					二八四、六九四、八一三		
修正地価					三三、四五二、九九二		
計					七、一一七、三七〇		
修正見込地価					六、六〇七、二九四		
元地価					五、〇〇七、〇七六		
増値地價見込							

備考  
 一 内島ハ北濱道ニ於ケル地価額ヲ示ス  
 二 四位未滿切捨ニ依リ合計ニ符合セズ

區分	市街宅地		農村宅地		計	市街宅地	農村宅地
	市街宅地	農村宅地	市街宅地	農村宅地			
決定賃賃價格					三二、八一六、七三五		
認可修正地価					二八、一一二五、〇二〇		
元地価					五、一〇六、七七五		
修正地価					三、五六九、七九三		
凡モ込					三、四六、二二七		
元地価					二八四、六九四、八一三		
修正地価					三三、四五二、九九二		
計					七、一一七、三七〇		
修正見込地価					六、六〇七、二九四		
元地価					五、〇〇七、〇七六		
増値地價見込							

修正地価ハ二十日間ヲ地主ノ縦覽期間トシ、爾後三十日ヲ以テ異議申立ノ期限トシ、異議アルモノニ付テハ之ニ對スル決定ヲ經タル後ニアラサレハ確定ニ至ラサルハ勿論ナルモ、前述ノ如キ臨機ノ処置ヲ取リタル關係アルヲ以テ、決定當時ニ於ケル修正地価及之ニ関連スル計數ヲ掲ケテ修正前後ノ對照ヲ為シ、併テ修正法第三條第二項ヲ適用セラルヘキ事實ナキヲ明ニスルト左ノ如シ

分 区											
歩地租増△減 合減	比較増△減租	元地租	修正地租	元地価ニ対スル修正地価ノ数	元地価	修正地価	總貸賃価格	平均一坪当り賃格	坪数	筆数	摘要
△	△	一、〇六八、九七四、〇三〇	八三七、〇五四、九三〇	六、二六	五、三四八、三五二、八八〇	三三、四八二、一九七、一四〇	三、六〇七、七七三、一三三	一八五、六	一九、四三六、一二七、四四	二二九、八九六	市街宅地
△	△	八、四七八、八六四、八八〇	八、一一八、九四八、五二〇	三、〇六	一〇六、一一一、五八四、〇八〇	三二四、七五七、九四一、四六〇	三五、〇七九、五一三、一八二	〇三二、八	一、〇六八、六二六、二九五、二九	八、五八九、三七六	郡村宅地
△	△	九、五四七、八三八、九一〇	八、九五六、〇〇三、四五〇	三、二一	一一一、四六九、九三六、九六〇	三五八、二四〇、一三八、六〇〇	三八、六八七、二八六、三〇五	〇三二、五	一、〇八八、〇六一、四二二、七三	八、八二九、二七二	計

分 区											
歩地租増△減 合減	比較増△減租	元地租	修正地租	元地価ニ対スル修正地価ノ数	元地価	修正地価	總貸賃価格	平均一坪当り賃格	坪数	筆数	摘要
△	△	六、五六九、八七八、四七〇	七、〇六二、一一四、六五〇	八、五七	三二、九八〇、八九〇、四一〇	一八二、四八四、五八四、六七〇	三二、九一六、八九一、二四二	五四一	四九二、二三六、一八〇	五八〇、〇四九	市街宅地
△	△	一七、八三九、九一〇	三五三、二四七、〇七九	一、〇一	一一一、四九四、〇八〇	二、二一〇、二二八、六五〇	三五三、二四七、〇七九	八	一七、八三九、九一〇	二六、四七〇	郡村宅地
△	△	五二〇、〇七六、〇九〇	七、一一七、三七〇、三六〇	八、五一	三三、四五二、九九二、九〇〇	二八四、六九四、八一三、三二〇	三三、二二〇、一三八、三二一	五二〇	五二〇、〇七六、〇九〇	六〇六、五一九	計



歩地租増△減合	比較増△減租	元地租	修正地租	元地価ニ対スル修正地価ノ倍率	地価			平均一坪当貨貨価額格	坪数	筆数	摘要
					修正地価	元地価	元地租				
、〇三四	二六〇、三二七、〇一〇	七、六三八、八五二、五一〇	七、八九九、一六九、五二〇	八、二四	三八、三二九、二四三、二九〇	三六、五二四、六六四、三六五	四五四六	八〇、三三六、七五五	八一九、九四五	市街宅地	
△	三四二、〇七六、四五〇	八、五一六、二八〇、六六〇	八、一七四、二〇四、二一〇	三、〇七	一〇六、五九三、六八六、五七〇	三五、三八二、七六〇、二六一	〇、三三	一、〇七一、六〇四、六五八	八、六一五、八四六	郡村宅地	
△	八一、七五九、四四〇	一六、一五五、一三三、一七〇	一六、〇七三、三七三、七三〇	四、五一	一四四、九二二、九二九、八六〇	七二、九〇七、四二四、六二六	〇、六二四	一、一五一、九四一、四三三	九、四三五、七九一	計	
					六四二、九三四、九五二、九二〇			八八			

右成蹟表ニ対スル府県郡市部ノ内訳ハ、管下他ノ報告書ニ掲記シタルコトアルモ、不服者ノ異議申立ニ依リ決定ヲ

与へ修正地価ノ確定シタルモノアリテ、其ノ確定額ハ別ニ調理シテ後ニ掲ケタルヲ以テ、之トノ重複ヲ避ケ茲ニ之ヲ略ス

又右成蹟表中ニハ前二述ヘタル政府決定ノ為審査中ニ属スルモノ、決定ノ結果ヲモ包含スルモノニシテ、即チ全国ニ於ケル修正地価ノ決定総額ナリトス、地価修正ノ結果カ現地租総額ヲ超過スル場合ニ於テハ、按分低下シテ毎筆ノ修正地価ヲ定ムルノ制ハ政府ノ原案ニ対スル貴族院ノ修正ニ係ルモノニシテ、若シ按分ヲ必要トスル場合ニ至ルトキハ事務進捗ノ早キモノモ其ノ遅延スルモノ、為ニ制限セラレ、一般事業ノ終結ニ影響スルノミナラス之ニ伴フ要費尠カラサルコト、又前二述ヘタル宅地等級ノ如キ、之カ為順序顛倒ノ憂ナキモ亦幾分其ノ齊一ヲ欠クハ免カレサルコト、其ノ他修正法第三案第一項ニ依リ地価修正上制限ノ利益ヲ受ケタルモ、当按分低下ノ利益ヲ得ルコト等、前途ニ横ハル幾多ノ困難ニ種々、其ノ結果如何ハ政府ノ大ニ顧慮シタル所ナリシモ、修正地価決定総額ハ前表示スル所ノ如クニシテ、結局現在地租総額ニ対シ八万有餘円ノ減少ヲ示シタルヲ以テ、按分ノ低下ノ手續ヲ要セスシテ地価ノ決定ヲ為スコトヲ得、最初顧慮シタルコトノ全ク杞憂ニ終リタルハ非常ニ政府ノ幸トスル所ナリ

第七項 土地台帳其ノ他ノ整理

修正地価ノ決定ニ随ヒ土地台帳・地図其ノ他ノ關係簿書類ノ整理ニ着手セシメ、其ノ終了ト同時ニ市町村ニ於ケル地租名寄帳等ノ整理ヲ為サシムルコトトシタリ、而シテ其ノ整理ノ實際ニ在リテハ事ノ緩急ヲ計リタルヲ以テ、地図整理ノ如キハ多少遅延シタル向ナキニアラサリシモ、土地台帳及關係簿ニ於ケル地価ノ整理ハ早く既ニ之ヲ了シタルヲ以テ、明治四十四年分第一期宅地租ノ徴收上ニハ何等ノ支障ナク之ヲ完フスルコトヲ得タリ、町村ニ於ケル地租名寄帳ノ整理ニ付テハ国庫ヨリ補助金ヲ交付シ、其ノ他稅務署ヨリ直接間接ニ援助ヲ与ヘ市町村ノ負担又ハ手数費ヲ省カムコトヲ期シ、是亦予想以上ノ好成績ヲ奏シ、市町村皆之ヲ多トシ宅地地価修正ニ關係ナキ土地ニ対スル地租事務ノ

整理マテ舉行スル向アリテ、一般ニ与ヘタル好感ハ總テノ国税事務取扱上ニ及ホシタルカ如ク、其ノ裨益亦少カラス  
ト信ス

市町村ニ於ケル土地台帳ノ整理ニ付テハ、從來地租名寄帳ト重複ノ事項ニ付省略ノ便法ヲ取リタルノ沿革アリテ、此  
ノ便法ハ整理遲滞ニ流ル、ノ弊ヲ馴致シ、其ノ他種々ノ原因ニ依リ其ノ整理完全ニナラサル向アリ、又市町村備付地  
圖ノ整理亦之ト稍軌ヲ同フシ数年間全ク異動整理ヲ加ヘサルモノアリ、此等既往ノ整理ニ関シテハ法規ノ不完全ナル  
ト其亦一原因ヲ為スモノナリト雖、既往ノ狀態斯ノ如クナルカ故ニ、宅地地価修正ノ結果ニ付テ直ニ整理ヲ遂ケム  
トスルモ之ヲ行フニ由ナク、先ツ既往ノ事件ニ対スル整理ヲ待ツノ要アリテ此等ニ対スル地価修正整理遲延ニ涉リ、  
今日其ノ結果ヲ見ル能ハサル地方アルハ甚タ遺憾トスル所ナルモ前記ノ事情余儀ナキモノトス、但シ稅務当局者ト市  
町村トノ協定ニ依リ漸次整理ヲ進捗セシメツ、アリ

#### 第八項 地方官庁ノ援助

宅地地価修正ノコトタル改組以後ノ大事業ニシテ、直接又ハ間接ニ地方官庁ノ援助ニ待サルヘカラサルモノアリ、殊  
ニ市町村ノ事務ニ関シテハ監督ノ任ニ在ル道庁長官・府県知事ノ指導ニ依ラサルヘカラサルヲ以テ、修正法施行ノ初  
ニ當リ地方官會議ニ於テ大蔵大臣ヨリ左ノ如ク訓示セラレタリ

国税整理ノ一項タル宅地地価修正ニ付テハ、貸賃価格調査委員ノ選舉・修正地価ノ縦覧・名寄帳ノ整理等市町村ノ  
事務ニ屬スルモノ少シトセス、諸君ハ能ク市町村當事者ヲ指導シ稅務當局者トノ間ニ円満ナル關係ヲ有セシメ、以  
テ此ノ國家永遠ノ利害ニ關係少ナカラサル事業ノ成功ヲ助力セラレンコトヲ望ム

而シテ其ノ実施ノ蹟ニ就キ之ヲ顧ミレハ、調査委員會ノ如キ概シテ円満ニ經過シタルモ、地方ニ依リ委員中強硬ノ  
説ヲ持シ調査ノ進行上円滑ヲ欠クノ傾向ヲ呈シタルモノナキニアラスシテ、往々所轄郡長ノ調停ニ由リ初メテ融和

ノ便ヲ得タルモノアリ、殊ニ京都稅務監督局管内魚津・上市兩稅務署、大阪稅務監督局管内州本稅務署及仙台稅務  
監督局管内福島・白河兩稅務署ニ於ケル調査委員會ハ、政府ノ提出原案ニ対シ多大ノ削減ヲ加ヘムトシ、一時其ノ  
反抗ノ度甚シク前途憂慮ニ堪ヘサルモノアリシカ、俱當事者ノ調停斡旋ニ依リテ委員等ノ反省上便宜ヲ得其ノ勞ハ  
大ニ多トスル所ナリ、又市町村ニ屬スル事務ニ在リテモ別項ニ述ヘアルカ如ク、予期ニ違ハス且円満ノ完了ヲ見ル  
ニ至リタルハ地方官庁ノ指導亦与テカアルモノト信ス

#### 第九項 異議申立ノ情况

宅地賃賃價格調査委員會ノ調査ヲ經テ決定メタル賃賃價格ニ基キ決定シタル修正地価ニ不服アリテ、法定期限内ニ之レ  
カ異議申立ヲ為シタルモノ、筆數ニ於テハ約一万内外・人員ニ於テハ約七千二百有余人アリシモ、誤解又ハ主張ノ理  
由ナキヲ自覚シ、又ハ当局者ノ説明ニ依リテ趣旨ヲ會得シ、其ノ申立ノ取消又ハ撤回ヲ申出ツルモノ多數アリ、又異  
議申立者ヨリ右ノ申立ナキモ土地整理事業中ノ地区内ニ屬スル宅地ナルコトヲ追認シテ、政府ニ於テ地価修正処分  
取消ヲ為シタルモノアリテ、結局異議申立ニ対シ決定ヲ与ヘタルモノ、筆數ニ於テハ八千四百八十六筆、人員ニ於テ  
ハ五千四百三十一人ナリトス、而シテ此等決定ニ付テハ統一上終始一貫セシムル趣旨ヲ以テ、總テ大蔵大臣ノ認可ヲ  
得セシムルコトトシ、稅務監督局長ノ稟議ニ當リ反覆精査ヲ經實地ノ狀況ニ付踏査ヲ要スルモノハ之ヲ遂行シ、各地  
權衡上妥當ヲ認メタル上之方認可ヲ与ヘ決定ノ手續ヲ為サシメタルモノトス、又其ノ修正地価ノ決定ニシテ宅地租ノ  
納期ニ際スルトキハ複雑ナル手數ヲ要スルヲ以テ、事務ノ処理上予メ計畫スル所アリテ、總テ明治四十四年第一期宅  
地租ノ納期開始以前ニ於テ其ノ決定ヲ了シ、之ニ伴フ土地台帳其ノ他官公署ノ帳簿整理亦迅速ニ取運ヒタルヲ以テ、  
該納期ノ徵稅上何等障礙ヲ及ホスコトナク極メテ円満ニ之ヲ終了スルヲ得タリ

異議申立ニ対シ決定シタル宅地ニ關スル評數地価等ノ要領左ノ如シ

宅地修正地価異議申立ノモノニ対スル決定額表

区分	種別	貸借価格	修正地価	修正地価	修正地価	修正地価
第一	貸借	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三
	内訳	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三
第二	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第三	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第四	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第五	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第六	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第七	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第八	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第九	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
第十	貸借	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九
	内訳	一、二一九	八、五九三	一、二一九	八、五九三	一、二一九

貸借価格調査委員会ノ議決ヲ不当ト認メテ再調査ニ付シ、其ノ議決尙不相當ト認メ政府ニ於テ貸借価格ヲ決定シタルコトハ既ニ記述シタル所ノ如シ、然ルニ調査委員会ノ議決ニ反シ政府ノ所見ニ従ヒ決定シタル貸借価格ニ基キ定メタル

修正地価ニ付テハ、宅地所有者等異議ノ申立ナク、從テ訴訟又ハ行政訴訟ニ依テ救済ヲ求ムルモノナカリシヲ以テ、前表ニ示ス所ハ總テ調査委員会ノ議決ニ従ヒ決定ヲ為シタルモノノミナリ、素ヨリ政府決定ヲ為スニ當リテハ深甚ノ注意ヲ私ヒ慎重ノ審議ヲ遂ケタルコトハ勿論ナルモ、右ノ現象ヲ呈シタルハ寧ロ奇トスル所ナリ

第十項 修正地価ノ誤謬訂正

異議ノ申立ニ依リ宅地ノ修正地価ヲ決定シタル結果、此ト同等位ニ於ケル他ノ宅地ノ修正地価トノ間ニ、彼此權衡ヲ失スルニ至リシモノナキニアラス、斯ノ如キ宅地ニ對シテハ異議ノ申立ナキモ、其ノ等級及貸借価格ヲ改メ修正地価ヲ變更スルニアラサレハ、租稅負擔ノ偏重偏輕ヲ矯正セムトスル宅地地價修正法ノ精神ニ副ヒ難ク、此ノ外或ハ原地圖ト實地ト齟齬スルカ為メ、其ノ他種々ナル原因ニ因リテ修正地價決定ニ付キ誤謬アリト認メラルモノアリ、是亦其ノ修正地價ヲ改ムルニアラサレハ他ノモノト權衡ヲ保ツ能ハス、然レトモ各地當務者ノ自由裁量ニ委ヌルトキハ区々出テ画一ヲ欠クノ虞アルヲ以テ、大藏省ニ於テ之ヲ統一スルコトトシ、明治四十四年四月開催ノ稅務監督局長ノ會議ニ際シ、左記要領ノ如ク誤謬訂正ニ關スル取扱ヲ協定セリ

- 一 編級其ノ他ノ誤謬ニ係ルモノノ内調査高キニ過キ、之カ為隣地又ハ其ノ付近ノモノニ比シ著シク不權衡ヲ呈シタルモノハ之カ訂正ヲ為スコト
- 二 編級其ノ他ノ誤謬ニ係ルモノノ内調査低キニ過キ、訂正ノ結果負擔ノ増加スルモノ（其ノ増加セサルモ編級低キニ過キタルモノモ含ム）ハ、仮ニ隣地其ノ他トノ不權衡ヲ認ムルモ其ノ保差措キ訂正ヲ為ササルコト
- 三 地圖ノ誤謬其ノ他ニ依リ表地ト裏地ト顛倒シテ編級ヲ為シタル如キ、又ハ之ニ類似スル誤謬即チ一ハ訂正ニ依リ負擔ヲ増シ、一ハ之ヲ減スルモノトシテ、其ノ双方カ同一人ノ所有ニ係ルモノナルトキハ、地主ノ承諾ヲ得テ双方共之カ訂正ヲ為スコト、但シ地主ノ承諾ナキ場合ハ減少ノモノノミニ止メ、増加ノモノニ對シテハ訂正

ヲ為ササルコト

四 委員会決議マテハ相当ナルモ決議後調理ノ際誤謬ヲ生シタルモノニシテ、訂正ノ結果

(イ) 負担ノ減少スルモノハ相当訂正ヲ為スコト

(ロ) 負担ノ増加スルモノハ訂正ヲ為ササルコト、但シ本人ノ承諾アルモノハ之ヲ訂正スルコト

(ハ) 負担ニ増減ナキモノハ相当訂正ヲ為スコト

五 耕地整理地区内ノ宅地ヲ地区外ノモノト誤認シ地価ノ修正ヲ為シ、又ハ同上地区外ノモノヲ地区内ノモノト誤認シ修正セサリシモノニ付テハ、前者ハ修正処理ヲ取消シ、後者ハ誤謬ノ原因カ整理地区ノ変更ニ基クモノニ限リ、問答第六十四ニ準シ処理スルコト

六 一項及二項ノ訂正ヲ為サムトスルトキハ、関係書類及当該宅地付近ノ編級状況ヲ詳記シタル地図ヲ添付シ、決行前主税局長ニ申報スルコト

七 一項三項乃至五項ノ訂正ヲ為スヘキ種類ノモノト雖、異議申立ニ係ルモノアルトキハ、其ノ申立ニ対スル決定ニ依リ相当訂正ヲ為スコト (二項及四項 (ロ) ニ該当スルモノト雖、異議申立アルモノハ相当訂正ヲ為スヘキハ勿論ノコト)

八 修正地価ニ異議ナク単ニ等級又ハ貸賃価格ノミニ異議アルモノト雖、異議申立ヲ為シタルモノハ修正地価ニ異議アルモノトシテ相当処理スルコト

九 前各項ニ該当セサル地価修正上ノ錯誤、其ノ他ニシテ訂正処理ヲ要スト認ムルモノハ、処理以前予メ其ノ要件及処理方法ヲ主税局長ニ申報スルコト、但シ異議申立ニ依リ処理スルモノハ此ノ限ニ在ラス

十 前各項ニ依リ訂正シタルモノニシテ、実施順序第二十八條ノ修正地価確定額表ニ組入レ調理セサリシモノハ、

訂正ノ時々其ノ要件ヲ主税局長ニ申報スルコト、但シ異議申立ニ依リ訂正シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
明治四十四年六月十三日 主税第二一〇号 主税局長通牒

宅地修正地価ノ誤謬訂正ノ件ニ付テハ、過般會議ノ際御協議ヲ経置候処、今回左記ノ如キ誤謬訂正方ノ申報ノ向ニ対シ同意ヲ表シ候ニ付、之ト類ヲ同フスルモノニシテ訂正ヲ要スル御見込ノモノハ御申報相成度、此段及通牒候也

一 編級ニハ誤謬ナクシテ、宅地坪数ノ記載誤等ニ因リ貸賃価格ニ違算ヲ生シ、遂ニ修正地価ノ誤謬トナリタルモノ  
但シ修正地価ノ増加スルモノハ本人ノ承諾ヲ得タルモノニ限ル

而シテ誤謬訂正ヲ為シタル結果ハ左表ノ如クニシテ、是亦明治四十四年分第一期ノ宅地租納期以前ニ於テ処理セシムルコトトシ、一二誤謬事項ノ発見カ納期日以後ニ属シタルモノ、外ハ、総テ該納期以前ニ於テ之カ処理ヲ遂ケタリ

宅地修正地価決定誤謬ノモノニ対スル訂正額表						
内訳	區分	筆数	坪数	貸賃価格	修正地価	
					現在地価ノ倍率ノモノ 十八倍、郡村宅地七 倍二割ノモノ	計
總額		三九四	四七、六九三	六、九四九、三四一	三三、五八〇、一六〇	五四、七九二、七〇〇
		内六六	内九、九〇九 〇五	内三、五九一、三二五	二一、二二二、五四〇	



修 正 地 租	増 加 地 租 額	元 地 租 額	修 正 地 租 額	完 地 租 額	一 坪 当 賃 賃 格	賃 賃 格 總 額	坪 數	築 年 數	廣 野	
									元	市街宅地
七、八九一、五三二、六七〇		二七七、三六三、四六二、八七〇	三八、二九七、四四四、三三〇	三二五、六六〇、九〇七、一九〇	四五七	三六、四八九、一三五、四〇九	八〇、二四一、九五二、〇六六	一、〇六八、二二九、二二〇	元	市街宅地
八、一五二、七七〇、九一〇		二一九、八〇七、八一、七三〇	一〇六、三〇三、〇二六、二〇〇	三二六、一一〇、八三七、九七〇	三三七七分	三五、二九四、一〇九、六〇四	一、〇六八、三二二、二六七	八、四九五、六五六、六四〇	元	市街宅地
一六、〇四四、二九三、五八〇		四九七、一七一、二七四、六〇〇	一四四、六〇〇、四七〇、五六〇	六四一、七七一、七四五、一六〇	四五	七一、七八三、二四五、〇一三	一、一四八、五五五、一一八	九、五二二、七八五、八三〇	計	計

修 正 地 租	増 加 地 租 額	元 地 租 額	修 正 地 租 額	完 地 租 額	一 坪 当 賃 賃 格	賃 賃 格 總 額	坪 數	築 年 數	廣 野	
									元	市街宅地
八、三三六、四〇七、一四〇		二八、一一三、一五六、八一〇	六、二二七、三三三、〇七〇	二二、〇八八、二二九、二二〇	三三七	三六、四八九、一三五、四〇九	八〇、二四一、九五二、〇六六	一、〇六八、二二九、二二〇	元	市街宅地
八、〇九七、五五六、七二〇		二二八、〇七一、〇三八、四八〇	三、五五八、〇九九、九二〇	二二四、五〇〇、〇二六、二〇〇	三三七七分	三五、二九四、一〇九、六〇四	一、〇六八、三二二、二六七	八、四九五、六五六、六四〇	元	市街宅地
八、九三三、九六三、九〇〇		二四六、一八三、一九五、二九〇	五、八八九、八二二、九三〇	二四〇、二九〇、〇三〇、〇〇〇	三三七	七一、七八三、二四五、〇一三	一、一四八、五五五、一一八	九、五二二、七八五、八三〇	計	計

修 正 地 租	増 加 地 租 額	元 地 租 額	修 正 地 租 額	完 地 租 額	一 坪 当 賃 賃 格	賃 賃 格 總 額	坪 數	築 年 數	廣 野	
									元	市街宅地
八、三三六、四〇七、一四〇		二八、一一三、一五六、八一〇	六、二二七、三三三、〇七〇	二二、〇八八、二二九、二二〇	三三七	三六、四八九、一三五、四〇九	八〇、二四一、九五二、〇六六	一、〇六八、二二九、二二〇	元	市街宅地
八、〇九七、五五六、七二〇		二二八、〇七一、〇三八、四八〇	三、五五八、〇九九、九二〇	二二四、五〇〇、〇二六、二〇〇	三三七七分	三五、二九四、一〇九、六〇四	一、〇六八、三二二、二六七	八、四九五、六五六、六四〇	元	市街宅地
八、九三三、九六三、九〇〇		二四六、一八三、一九五、二九〇	五、八八九、八二二、九三〇	二四〇、二九〇、〇三〇、〇〇〇	三三七	七一、七八三、二四五、〇一三	一、一四八、五五五、一一八	九、五二二、七八五、八三〇	計	計

修 正 地 租	増 加 地 租 額	元 地 租 額	修 正 地 租 額	完 地 租 額	一 坪 当 賃 賃 格	賃 賃 格 總 額	坪 數	築 年 數	廣 野	
									元	市街宅地
八、三三六、四〇七、一四〇		二八、一一三、一五六、八一〇	六、二二七、三三三、〇七〇	二二、〇八八、二二九、二二〇	三三七	三六、四八九、一三五、四〇九	八〇、二四一、九五二、〇六六	一、〇六八、二二九、二二〇	元	市街宅地
八、〇九七、五五六、七二〇		二二八、〇七一、〇三八、四八〇	三、五五八、〇九九、九二〇	二二四、五〇〇、〇二六、二〇〇	三三七七分	三五、二九四、一〇九、六〇四	一、〇六八、三二二、二六七	八、四九五、六五六、六四〇	元	市街宅地
八、九三三、九六三、九〇〇		二四六、一八三、一九五、二九〇	五、八八九、八二二、九三〇	二四〇、二九〇、〇三〇、〇〇〇	三三七	七一、七八三、二四五、〇一三	一、一四八、五五五、一一八	九、五二二、七八五、八三〇	計	計

元地租	七、六三二、四九八、二〇〇	八、四九三、〇四七、七六〇	一六、一一五、五四五、八八〇
元地租ニ付スル修正地租ノ額	二五九、〇三〇、五五〇	△三四〇、二七六、八五〇	△八一、二五二、三〇〇
元地租ノ額	△三〇三、四〇〇	△〇四〇	△〇〇五

右表示ノ事項中主要ナルモノハ明治四十四年十二月二十三日ノ官報ニ登載シテ之ヲ公表セリ、又更ニ内容ノ大体ヲ示ス為各府県別表ヲ左ニ掲ク

〔府県別の表は省略〕

尚、市郡部別及市部中ノ市内各區別、郡部中ノ町部村部別并ニ元市街宅地元郡村宅地ニ細別シタル確定成績ヲ左ニ掲ケテ、各地方地価修正ニ依ル負担増減ノ状況ヲ一瞥スルノ資ニ供セム

〔右の各表は省略〕

以上表示スル所ノ統計ハ明治四十四年十二月ニ至リ其ノ取纏ヲ終結シタルモノニ係ルト雖、何レモ修正地価力適用セラルヘキ同年一月一日現在ノ状態ニ依リ調理シタルモノトス

第十二項 地価修正ヲ為サル宅地

宅地地価修正法附則第十九条乃至第二十一条ノ規定ニ依リ地価修正ヲ為サルモノハ左表ノ如シ

区分	筆数	坪数	元地価	元地租
修正法第十九条該当ノモノ	二〇、〇〇八 外二、三三三	二、〇六七、六二四 一八一、六〇八 二〇	一八三、一六八、八八二 一四、七八一、五〇九	一五、一〇〇、八三〇 一、二六〇、〇八八

同第二十条該当ノモノ	三三、〇九三 外 四五二	四、一一五、四八〇 九八、〇一〇	四七八、三〇六、八六〇 六、二五五、三四〇	四三、二一〇、三六五 五〇〇、四〇五
同第二十一条該当ノモノ	四、七八七 外、三四〇	一、二五六、一七一 六六、一〇七 九〇	二六、五七四、三一〇 八三二、五八〇	三、四〇〇、一四九 一一一、七三〇
計	五七、八八八 三、一二五	七、四三九、二七五 三四五、七二六	六八八、〇五〇、〇五二 二一、八六九、四二九	六一、七一、三四四 一、八八二、二二三

修正法附則第二十二條ニ依ル地価	岡上地租	比較増△減租	備考
三四五、九五一、六七五	八、六四七、九七四	△六、四五二、八五六	本行外書ハ荒地免租年期地及低価年租地ナリ
二八、三六四、三五〇	七〇九、一〇三	△五五一、九八五	
八九九、三九七、二八五	二二、四八四、八五五	△二〇、七二五、五一〇	本行外書ハ四十三
一一、一七六、九八〇	三〇四、四一〇	△一九五、九九五	年ニ於テ年満了又ハ事業成功ニ至リタルモノナリ
五〇、三〇六、九三〇	一、二五七、六九四	△二、一四二、四五五	本行外書ハ四十三
五、八六二、二三〇	一四六、五七五	△二四、七一〇	年ニ於テ年満了ノモノナリ
一、二九五、六五五、八九〇	三三、三九〇、五二三	△二九、三三〇、八二一	
四六、四〇三、五六〇	一、一六〇、〇八八	△七二三、二七〇	

外二修正法附則第十八條該当地左ノ如シ

区分	筆数	坪数	元地価	元地租
	九三、八七三	六、八九九、二〇六 六九	七八八、二五五、九七〇	七九、〇二三、五六〇
		修正法附則第十八條 ニ依ル修正見込地価	同上地租	比較増△減租
		三、四七〇、七五五、七九〇	八六、七六九、一二五	七、七四五、五六五

又修正事業進行中殊ニ実地ノ調査ヲ為スニ当リ無届異動ニ属スルモノ、発見少ナカラス、此等ハ成ルヘク地主ヨリ申告セシメテ修正処理ヲ為スヘキ方針ヲ取リシモ、其ノ申告カ事業ノ進行ト伴ハサルヲ以テ、已ムヲ得ス無届異動ノ整理ヲ後日二期シタルモノ頗ル多シ、而シテ此等ノ土地ハ修正法附則第十八條又ハ他ノ地租法規ニ依リテ律セラルヘキモノトス、地主ヨリ申告ノ結果ヲ見サレハ察ヨリ其ノ計數ハ明カナラサルモ、今特ニ見込ヲ以テ調査シタル統計ヲ左ニ掲ケテ概況ヲ知ルノ一助トセム

区分	筆数	坪数	地価	地租
変換其他ニ依リ 宅地トナリタル モノ	八九、七八五	見込 八、七〇三、一〇六 三〇	修正見込額 二二八、二二四、〇四〇	照 八〇、七〇五、三五〇
同上宅地ヨリ他 ノ地目トナリタ ルモノ	一〇二、一四三	八、五〇二、四三七 〇	二、二三一、二二九、四六〇	五五、七七八、二四〇
差引増△減	△ 一二、三五八	二〇〇、六六九 二八	九九七、〇八四、五八〇	二四、九二七、一一〇

第十三項 宅地地価修正ノ経費

宅地地価修正ノ準備事業トシテ數年ニ亘リテ數回宅地ノ賃賃価格ヲ調査シタルヲ以テ、之ニ要シタル費用頗ル巨額ニ達シタルモ、之カ為特ニ予算ヲ要求セス内国税徴収費ノ既定予算額内ニ於テ支弁シタルコト、及第二回調査ヲ為スニ当リ特ニ緊急ノ必要アリ、六万六千余円ノ国庫剰余金支出ヲ請求シタルコトハ第一項ニ於テ述ヘタル所ノ如シ、今内国税徴収費ヨリ宅地地価修正ノ準備ノ為大蔵省ヨリ特ニ指定配賦ヲ為シタル金額ヲ挙クレハ、明治三十九年度ニ於テ十二万二千七百二十円、同四十年年度ニ於テ七万五千五百五十二円、同四十一年年度ニ於テ五万二千二百二十九円、合計二十四万九千一百一十ナリトス、若シ稅務監督局又ハ稅務署ニ於テ既定配賦額ヲ以テ現実流用支弁シタルモノ、及現在品ヲ以テ充用シタルモノ、価額ヲ精算スルトキハ、常務吏員ニシテ臨時宅地ノ事務ニ従事シタル者ノ俸給及庁費ヲ除外スルモ、僅ニ五十五万円以上ノ巨額ニ達スル見込ニシテ、其毎回調査ニ対スル内訳ハ既ニ述フル所アリシヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス

宅地地価修正ニ要スル費用ニ充ツル為計画シタルモノヲ挙クレハ、明治三十八年度・同三十九年度ノ繼續事業トシテ八十六万三千九百八十六円、同三十九年度・同四十年年度ノ繼續事業トシテ八十九万八千八百六十二円、同四十年年度・同四十一年年度ノ繼續事業トシテ百六十七万六千八百八十六円、同四十一年年度百六十二万三千二百九十五円、同四十二年年度百六十二万三千二百九十五円ニシテ、其ノ八十九万九千四百六十七万七千余円ニ激増シタルハ、主トシテ宅地地価修正法案ノ条項ヲ數次改メラレタル結果ニシテ、宅地賃賃價格調査委員ノ定數七人ノ規定ヲ十人ニ、調査委員會ノ法定期間二十日ヲ三十日ニ改メラレタルカ如キハ、其ノ内重ナル原因ヲ為スモノトス、以上述フル所ノ予算ハ宅地地価修正ニ關スル法案、殊ニ一般稅制整理案ノ審議ニ於テ議會提出ノ議ヲ決セラレルモノアリ、又ハ只計画ニ止マリ省議ヲ決スルニ至ラザリシモノアルモ、茲ニハ其ノ計画ニ係ル一切ノモノヲ掲ケテ前後ノ關係ヲ明カニス



宅地地価修正法案成立シタルヲ以テ、之カ費用ニ充ツル為テ計画スル所ニ依リ、明治四十三年度歳出臨時部所屬トシテ其ノ予算ヲ第二十六回帝國議會ニ提出セラレタリ、本予算ノ總金額ハ百六十二万九千六百六十二円ニシテ一款一項トス、其ノ費目ノ内主ナルモノハ旅費二十万七千七百二円・給与七十二万六千五百五円・雇員給三十二万四千八百九十六円・市町村補助金十二万四千四百二十円ニシテ、本事業ノ為ニハ判任官以上ノ官吏ハ一人モ増員スルコトナクシテ、既定ノ定員ヲシテ其ノ任ニ當ラシムルノ計画ナリ

帝國議會ハ之ニ對シ何等ノ修正ヲ加ヘス全部ニ對シ協賛ヲ与ヘ、尚本予算中明治四十三年度ノ支出残額ヲ翌年度ニ繰廻使用スルコトニ付明許ヲ与ヘタリ、右ノ予算金額中稅務關係者以外ノ者ニ支払フヘキ主ナルモノハ、宅地賃貸價格調査委員ニ支給スヘキ手当及旅費、並地租名寄帳其ノ他圖書整理費トシテ交付スヘキ市町村補助金トス

租稅ニ關スル各種ノ委員ニ對スル給与ハ從來日當ノ制ヲ採リ、委員會ニ出席ノ日數ノ多寡ニ從ヒテ支給金額ヲ計算スルノ例ナルモ、宅地賃貸價格ノ調査タル他ノ調査ニ比シ多少趣ヲ異ニスル所アルヲ以テ、此ノ前例ニ依ラス新ニ手当ノ制ヲ設ケ、委員會ニ對スル出席日數ノ多少及委員會開會期ノ長短如何ヲ問ハス、公務ニ從事シタルコトヲ以テ支給上ノ要件トシ、第二項ニ記述シタル如ク一人ニ付八十円ヲ支給スルコト、為セリ、又市町村補助金支給ニ付テハ成ルヘク全國一様ノ標準ニ依ラシムルノ必要アリ、而シテ採択スヘキ標準ニ付反覆議ヲ尽シタル結果、地租名寄帳ノ整理ヲ修補ト新調トニ大別シ、其ノ區別ニ從ヒテ支給標準ニ差等ヲ設ケ、宅地筆數ヲ基礎トシテ右差等ニ準拠シテ支給額ヲ計算セシムルコトトナシ、尚之カ支給ニ關シ左ノ如ク細目ヲ定メテ、全國ニ於ケル取扱ノ区々ニ出ツルノ弊ナキヲ期シタリ

- 一 名寄帳ノ新調ヲ為ササルモノノ補助標準一筆ニ付一錢一厘ノコト
- 二 名寄帳ノ新調ヲ為スモノノ補助標準一筆ニ付一錢六厘ノコト

三 百筆未滿ノ市町村ニ對シテハ百筆ニ對スル補助額ヲ支給スルコトヲ得、但シ筆數極メテ僅少ニシテ補助金支給ノ必要ナキモノハ之カ支給ヲ為ササルヲ得ルコト

四 前項ニ依リ補助額又ハ補助ノ要否ヲ定ムル場合ニ於テ、組合町村・戸長ノ制アル地方アルトキハ、其ノ組合町村・戸長ノ職務ヲ行フ区域ヲ以テ一町村ト看做シテ計算スルコト

五 一項乃至三項ノ補助額計算ノ基礎トスヘキ宅地筆數ハ、宅地地価修正法ニ依リ地価ノ修正ヲ為スモノト否ラサルモノトニ拘ハラズ、最近現在ノ宅地ノ總筆數ニ依ルコト

六 毎市町村ノ補助金總額十円以下ノモノニ對シ十錢未滿ノ端數ヲ付スルト否、十円ヲ超ユルモノニ對シ十円位未滿ノ端數ヲ付スルト否、及其ノ端數ノ切上切捨ニ付テハ各局ニ於テ適宜ニ定ムルコト

七 稅務署ニ於テ名寄帳整理ニ助力ヲ与フルモノニ對シテハ補助額ノ減額ヲ為スコトヲ得、但其ノ減額ノ程度カ一項ニ項ノ標準ノ二割ヲ超エルモノニ在リテハ、主稅局長ニ申報シ其ノ承認ノ上執行スルコト

八 特ニ増額支給ヲ要スルモノアルトキハ、其ノ市町村名給額及事由ヲ記シ主稅局長ニ申報シ其ノ承認ノ上執行スルコト

又地租名寄帳ハ成ルヘク従前ノモノヲ襲用セシムル趣旨ヲ以テ、修正地価ノ記入其ノ他必要事項ノ追記ニ止メ、修補ニ依リテ其ノ事ヲ完了セシムル見込ナリシニ、同帳調製後多クノ星霜ヲ経又ハ異動頻繁ナル等ノ為、整理上正確ヲ求メシ修補ニ依リテ使用ヲ繼續スル能ハサルモノアリ、補助金ノ交付ヲ受クルヲ機トシテ新調ノ計画ヲ立テタル市町村多カリシヲ以テ、新調ニ屬スルモノノ總數ノ約八割ニ達セリ

修正費ノ決算額ヲ其ノ予算額ニ對比スレハ左表ノ如シ

科	目	予算金額	決算金額	過△不足

第一目	備品費	四三、三四三	二九、三八〇	一三、九六三
第二目	筆紙墨文具	二二、九八三	二六、八七二	△三、八八九
第三目	消耗品	二〇、一五三	一一、四四四	七、七〇九
第四目	通信運搬費	三一、六七七	二二、三一二	九、三六五
第五目	旅費	二〇七、七〇二	二二一、七六九	△一四、〇六七
第六目	給与	七二六、五〇五	六五二、〇五六	七四、四四九
第七目	雇員給	三六四、八九六	三〇一、一六七	六三、七二九
第八目	備入料	四一、二二三	五、六二九	三五、五九四
第九目	雜費	四六、七六〇	八、〇六九	三八、六九一
第十目	市町村補助金	一二四、四二〇	一四三、七三四	△一九、三一四
第十一目	被服費	〇	一七	△一七
第十二目	図書及印刷費	〇	三七七	△三七七
合	計	一、六二九、六六二	一、四二三、八三一	二〇五、八三一

備考  
決算額ニ於テ円位以下ハ切り捨テタルヲ以テ集計額ト一致セス

第十四項 訴訟及行政訴訟

異議申立ニ依リ政府ノ決定シタル修正地価ニ對シ不服アルトキハ、訴訟又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得ルモノトス、而

シテ其ノ案項ニ從ヒ訴訟ヲ提起シタルモノヲ統計スルニ、訴訟件數百八十五・人員四百七十七・筆數六百三十七・宅地坪數九万六千六百八十八、異議申立ニ對シ政府ノ決定シタル修正地価總額三万三千四百八十兩ナリ、又行政訴訟ヲ提起シタルモノニ付テハ其案數目下明瞭ヲ欠クモ、神奈川県横須賀市・宮城県仙台市・三重県津市・愛知県南設楽郡新城町・山形県西置賜郡小国本村・山梨県東八代郡相模村（本報が調査した郡町村ノ分ハ一見）ノ六箇市町村中ノ幾部ニ屬スル若干筆ナルカ如シ、右訴訟及行政訴訟ニ係ル各事件トモ目下取調中ニ屬シ一モ裁決ヲ經タルモノナシ、元來修正地価ノ不服者ニ對シ訴訟又ハ行政訴訟ニ依ル救済ノ制ヲ採ルヘキヤ否ニ付テハ、立法當時大ニ講究シタル所ニシテ、政府ノ法案ヲ編成スルニ當リテハ事多ク認定ノ範圍ニ屬スル修正地価ノ決定ニ對シ、第一次ノ救済方法トシテ異議申立ヲ許スノ外尚訴訟ヲ認ムルハ、健訟ノ弊ヲ助長スルノ虞アル等、一般ノ行政ニ稽ヘ之ヲ許サ、ル方針ヲ以テ修正法案ヲ定メ帝國議會ニ提出セラレタルニ、衆議院ニ於テハ此ノ種救済ノ必要アルモノトシテ法案ニ修正ヲ加ヘタルモノニシテ、其ノ實施ノ結果ニ付テハ当局者ノ多少願慮シタル所ナリ、而シテ全國一万二千有餘ノ市町村ニ亘ル宅地筆數九百四十余万筆ニ對シテ施行セラレタル修正事業ヨリ觀レハ、此ノ如キ訴訟・訴訟ニ依リテ救済ヲ求ムトスル不服者ヲ生シタルモ亦止ラ得サルモノトス

第十五項 結論

我國封建時代ニ在リテ被治者ノ負擔ニ重大ナル關係ヲ有スル檢地權入ニ付テハ、各為政者ノ共ニ苦心シタル所ニシテ、而モ容易ニ之ヲ實行スルコト能ハサリシハ歴史ノ証スル所、而シテ明治ノ初年ニ當リ諸般ノ新政ト共ニ、前古未曾有ニ屬スル全國地租ノ改正事業ヲ企テ之ヲ敢行シタル、其ノ困難實ニ名状スヘカラサルモノアリシハ、今茲ニ啜々ヲ要セスシテ明ナリ、此ノ大事業後地租ニ關スル整理トシテ行ハレタルモノヲ算ツレハ、明治十四年ヨリ同二十年ニ亘ル局部ニ屬スル地価修正、同十八年ヨリ同二十一年ニ亘ル地押調査及同二十二年・三十二年施行ノ田畑地価ノ修正ナリ

トス、而シテ之カ施行ニ付テハ素ヨリ至難ニ屬スルモノアリタルハ勿論ナリト雖、要スルニ皆地租改正ノ補修事業ニ屬シ経緯ヲ為スヘキ大本ノ在ルアリ、一定ノ基礎範圍内ニ於テ之ヲ行ヒタルモノニシテ、一地一筆ノ根本ヨリ地租ノ組成ヲ變更スル地租改正事業ニ比スレハ、其ノ難易程度重畳ニ霄壤ノ差ニ止マラサルヘシ、蓋シ從來ノ整理事業ハ皆改租ノ実歴ニ徴シ、大局ニ断シテ細故ヲ問ハサルヲ主義トシ企圖セラレタルモノナリ、然ルニ宅地ノ地価修正ニ在リテハ時勢ノ変遷ニ伴ヒ地方盛衰ノ状況ヲ異ニシ土地価格ニ変動ヲ來シ、其ノ變動顯著ニシテ地租ニ偏重偏輕アルヲ以テ、現時ノ状況ニ応シテ毎筆ノ地価ヲ修正シ以テ賦租ノ均衡ヲ得セシメトスルヲ目的トシ、即現況ニ応シ根本ヨリ課税ノ基礎ヲ定メトスルモノニシテ、從來ノ整理事業ハ以テ範トスルニ足ラス、之ヲ明治初年地租改正事業ニ比較スレハ、地租改正ノ各地目ニ涉リタルモノトハ其ノ範圍ニ於テ素ヨリ差異アルモ、時世ノ變遷ニ伴ヒ納税者ノ思想亦昔日ト大ニ趣ヲ異ニスルノミナラス、殆ト全國民ノ利害休戚ニ關係ヲ有スル本事業ノ如キハ、實ニ至難中ノ至難ニ屬スルモノト謂ハサルヘカラス、故ニ修正法実施ニ際シテハ勿論、其ノ準備調査當時ニ在リテモ機會アル毎ニ稅務当局者ニ對シ大臣ヨリ懇篤ニ訓示セラレ、当局者ハ亦諸般ノ施設計画及之カ実行ニ當リテ其ノ訓示ノ趣旨ヲ遵奉シテ深甚ノ注意ヲ払ヒ、又事ヲ議スルコト最モ慎重ニシ以テ円満ナル施行ヲ完フセムコトヲ期シタリ、準備調査ノ結果ニ依リテ宅地地価修正法案ヲ提出セラレタル第二十四回帝國議會以後ノ形勢ヲ觀察スルニ、宅地賃賃價格等各種ノ調査ニ於ケル精密ノ程度ハ寧ロ一般ノ予想以上ニ在リテ、政党政派ノ如何ヲ問ハス當務者ノ辛勞ヲ察スルト同時ニ、衷心ヨリ其ノ調査ニ信頼シタルモノ、如ク、該修正法案及第二十五回帝國議會ニ於ケル衆議院提出ノ修正法案ハ共ニ不幸ニシテ成立ニ至ラザリシモ、準備調査ノ内容ニ屬スル計數ニ對シテハ何等ノ非難ナク、又一モ之ヲ變更セント試ミル者ナカリシハ、以テ其ノ信頼ノ程度ヲトスルヲ得ヘク、法案成立ニ至ルマテノ準備調査ニ關スル成績ハ極メテ良好ニ終始セリ修正法実施以後ニ係ル経過及結果ハ前記各項ノ下ニ述ヘタル如ク軌レモ好成绩ヲ得タリ、今之ヲ綜合スレハ左記ノ如クニシテ、当局者ノ予期以上ノ効果ヲ奏スルニ至リタルハ本事業ノ為至幸トスル所ナリ

クニシテ、当局者ノ予期以上ノ効果ヲ奏スルニ至リタルハ本事業ノ為至幸トスル所ナリ

- 一 各地方概シテ平穩ニ経過シ施行後何等ノ物議ナキノミナラス、其ノ好績ヲ賞賛スルノ傾向アルコト
- 二 政府ノ原案ニ對シテ加ヘタル調査委員會ノ修正ハ概シテ適當ニシテ、各地方衡平ノ結果ヲ得タルコト
- 三 修正ノ結果ハ元地租ニ比シ僅ニ八万余円ノ減少ニ止マリ、且按合低減ノ煩累ヲ見ルニ至ラザリシコト

四 委員會付議原案ノ編成、調査委員選舉人及調査委員ノ選舉、并委員會ノ開會等皆予定ノ期ニ違フコトナカリシコト

五 委員會ノ開會平均三十七日ニシテ、法律予定ノ六十日ニ比シ僅カ二十分ノ六ノ日數ニテ多大ナル簡便ヲ識シタルコト

六 修正地価ノ決定ハ迅速ニ進行シ、異議申立ニ對スル決定ノモノトモ第一期宅地租ノ納期開始以前ニ結了シ、明治四十四年分宅地租ノ徴收ヲ完フシタルコト

七 訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起シタルモノノ比較的少キコト

八 修正費ノ經理ハ適當ニシテ、節約ノ結果約二十万円ノ剩餘ヲ生シタルコト

尙民部ノ意向ヲ察スルニ概シテ悦服ノ状アリテ、之ヲ範トシテ田畑ノ地価ヲ修正セラレンコトヲ望ミ、帝國議會ニ之カ附願ヲ為スニ至リタル如キハ、遺憾ナク其ノ成績ヲ証明スルモノナリト謂フヘシ

宅地地価ノ修正ハ近時ニ於ケル一大至難事業ナルニ拘ハラス斯ノ如キ成績ヲ得タルハ、一ハ該事業ノ民意ニ適合シタル結果ナリト雖、全國ニ於ケル六千有余名ノ稅務従事員カ數年ニ亘リテ日夜孜孜汲々トシテ、或ハ施設計画ニ苦心シ或ハ実地ノ調査ヲ担当シ、或ハ監督ニ従事シ、其ノ勞苦ノ實ニ慘憺名狀スヘカラサルモノアリタルハ、蓋シ亦之カ一大原因ヲ為スモノナリト信ス、而シテ今之ヲ報告スルハ本官ノ最モ光榮トスル所ニシテ、又閣下ノ特ニ留意セラレン

ニト切望ニ堪ヘス

第十六項 余 論

宅地地価修正事業カ完全ノ成績ヲ得タルニ付、当局従事者カ多年ニ亘リ尽瘁シタル勤勞与テカアリタルハ前項ニ於テ述ヘタルカ如シ、其ノ勤勞者ニ對シ論功賞賜ヲ行フハ最モ必要ニシテ、之ニ依テ其勞ヲ慰スルハ前例ニ徴シ政府ノ当ニ探ルヘキ道ナリト信ス、依テ準備調査ヲ創メタル以降ノ各従事者ノ服務事情ヲ精査シ、従事ノ難易・期間ノ長短其他ニ付精細ニ論評ヲ加ヘ數種ノ差等ヲ設ケテ之ヲ徴シ、統一ト共ニ賞賜金額ハ大蔵省ニ於テ之ヲ決定シ、明治四十四年八月二十四日之ヲ發表セラレタリ、其ノ受賞人員及總金額左ノ如シ

勲章一時金併賜ノモノ	十七人
一時金下賜ノモノ	五千五百五十八人
計	五千五百七十五人
右ニ對スル賞賜總金額	三千万四千二百二十六円

外

賞与金ノ用途ヲ特定シ稅務監督局ニ配付シタル金額	一万八円
-------------------------	------

死亡者退官者ト雖現在職員ト同一ニ詮議シ、死亡者ニ對シテハ其遺族ニ給与シ、以テ均等ノ恩典ニ浴セシメラレタリ、又右賞与金ハ皆宅地地価修正費給与ノ目ヨリ支出シタルモノニシテ、予算要求當時之ヲ予期シテ帝國議會ノ協賛ヲ繼タルモノトス

(平 12 東京 380)

22、明治43年 東京稅務監督局管内宅地賃貸價格調査委員名簿

明治四十三年十月

宅地賃貸價格調査委員名簿

東京稅務監督局

◎神田橋稅務署

麴町区平河町	田中武兵衛	同	区飯田町	高山權次郎
神田区佐久間町	伊東茂右衛門	麴町区飯田町	東村守節	
同 区上六番町	瓜生 齋	神田区仲猿栗町	松見文平	
同 区松枝町	中村桂太郎	同 区岩本町	會長 稲茂登三郎	
同 区元久右衛門町	横田清兵衛	麴町区麴町	川島仔司	

◎永代橋稅務署

日本橋区伊勢町	野本伝七	同	区青物町	渡辺大治郎
同 区元浜町	會長 菊池長四郎	同	区小網町	柿沼谷藏
同 区富沢町	前川太兵衛	同	区桶町	安田源藏
同 区小網町	小倉久兵衛	同	区北新堀町	遠山市郎兵衛

同 区伊勢町

小西安兵衛

同 区本町

広部清兵衛

◎京橋税務署

京橋区八丁堀仲町

早川庄太郎

同 区中橋和泉町

大平孫兵衛

同 区南新堀町

会長

中沢彦吉

同 区南鍛冶町

星野友七

同 区三十間堀

田村藤兵衛

同 区露岸島銀町

高橋門兵衛

同 区銀座

早川喜兵衛

同 区木挽町

高島徳右衛門

同 区新富町

長谷川三重

同 区築地

秦 源祐

◎幸橋税務署

芝区桜田和泉町

会長

野々山幸吉

同 区三田君塚町

笠原慶蔵

麻布区我善坊町

君島胤広

同 区桜田町

林 三郎

同 区飯倉町

手塚長三郎

芝区宇田川横町

西島吉五郎

麻布区宮下町

小谷福平

芝区三田壘岡町

大塚栄吉

同 区高輪車町

坂倉吉兵衛

麻布区三河台町

津田龍丸

◎四谷税務署

赤坂区赤坂田町

会長 苗村又右衛門

牛込区牛込岩戸町

柿沼長盛

赤坂区赤坂中之町

岡 信次郎

牛込区牛込揚場町

舛本喜兵衛

同 区早稲田鶴巻町

戸泉定吉

同 区牛込原町

鈴木純太郎

四谷区麴町

富木安吉

赤坂区青山南町

松島 剛

四谷区四谷坂町

鈴木金太郎

同 区四谷塩町

鈴木熊治郎

◎水道橋税務署

小石川区水道町

会長

佐藤正興

同 区林町

内山平三郎

同 区高田老松町

相川尚清

本郷区菊坂町

中村平三郎

小石川区柳町

田島吉兵衛

本郷区駒込千駄木町

秋 虎太郎

小石川区関口町

杉山金次郎

本郷区湯島三組町

植村永之助

同 区本郷四丁目

冠 松兵衛

同 区駒込吉祥寺町

井上万吉

◎扇橋税務署

下谷区西町

高橋義信

同 区仲徒町

会長 安藤兼吉

浅草区馬道町

森田鉞三郎

同 区田島町

龜山五郎

下谷区谷中坂町

片山久藏

浅草区新福富町

稲垣市兵衛

下谷区下車坂町

岩松兼経

同 区山伏町

荒井宗雄

浅草区千束町

松崎権四郎

同 区福富町

安井治兵衛

◎西園橋税務署

深川区龜住町

竹尾新平

深川区御船蔵前町

斎藤鉄太郎

本所区菊川町

会長

鈴木亮蔵

同 区太平町

杉野秀行

同 区小泉町

大竹仁三郎

同 区荒井町

小池長次郎

同 区長崎町

袴田喜四郎

深川区東扇橋町

岡田貞三

同 区大和町

笠原小十郎

同 区伊沢町

服部与兵衛

◎品川税務署

荏原郡品川町

高木正年

同 郡大森町

須山藤右衛門

同 郡馬込村

加藤為太郎

同 郡碑倉村

栗山久次郎

同 郡松沢村

大庭寛太郎

荏原郡羽田町

小野藤兵衛

同 郡入新井村

会長 平林百太郎

同 郡平塚村

伊藤武七郎

同 郡品川町

漆 昌殿

同 郡世田谷村

長島作太郎

◎淀橋税務署

豊多摩郡野方村

伊藤祐治

同 郡杉並村

相沢喜兵衛

同 郡千駄ヶ谷町

井田忠信

同 郡内藤新宿町

小島九兵衛

同 郡代々幡村

堀切隼次郎

同 郡淀橋町

会長 渡辺雅之助

同 郡高井戸村

内藤貞雄

同 郡中野町

堀江悦之助

同 郡井荻村

内田秀五郎

豊多摩郡渋谷町

岡谷精一

◎板橋税務署

北豊島郡板橋町

松村孫兵衛

同 郡上板橋町

飯島弥十郎

同 郡志村

平岩仲右衛門

同 郡上練馬村

増田藤助

同 郡石神井村

横山良平

同 郡大泉村

会長 榎本常三郎

同 郡赤塚村

鈴木由太郎

同 郡岩淵町

清水半次郎

同 郡王子町

熊谷伝一郎

同 郡瀧ノ川村

野木隆敏

◎亀戸税務署

南足立郡千住町

小宮徳右衛門

同 郡梅島村

瀨田長次郎

南葛飾郡水元村

清水鎌治郎

同 郡鹿本村

広田磯吉

南足立郡千住町

永野昇太郎

南葛飾郡小松川村

川野浜吉

同 郡瑞穂村

大塚齋一郎

同 郡砂村

小川秀信

同 郡寺島村

小島重兵衛

同 郡亀戸町

会長 鶴岡英文

◎青梅税務署

西多摩郡青梅町

会長 根岸太助

同 郡霞村

山崎愛三

西多摩郡古里村

大沢大助

同 郡檜原村

岡部彦左衛門

同 郡西多摩村

下田伊左衛門

同 郡三ツ里村

天野庄次郎

同 郡菅生村

野口正吉

◎八王子税務署

北多摩郡谷保村

佐伯幸四郎

同 郡調布町

井上平左衛門

同 郡神代村

富沢松之助

南多摩郡元八王子村

山口重兵衛

同 郡稲城村

原田所左衛門

同 郡川口村

橋本喜市

北多摩郡武蔵野村

秋本喜七

同 郡国分寺村

本多良助

同 郡東村山村

小島証作

南多摩郡八王子町

会長 平林定兵衛

同 郡同 町 齋藤政吉 同 郡町田村 武藤佐太郎

◎横浜稅務署(市部)

神奈川町 小泉長左衛門 青木町 大塚和助  
戸部町 山崎小三 南太田町 上郎清助  
海岸通 戸井嘉作 石川仲町 山田寛次郎  
尾上町 会長 脇沢金次郎 野毛町 赤尾彦作  
元町 田中利喜蔵 中村町 田辺郷左衛門  
境町 佐藤政五郎 根岸町 相沢竹次郎  
北方町 箕輪半蔵

◎同 (郡部)

久良岐郡大岡川村 福島李之助 同 郡六ツ浦莊村 相川文五郎  
同 郡日下村 渡辺保之助 同 郡金沢村 会長 鹿島源左衛門

◎神奈川稅務署

橘樹郡田島村 青木豊十郎 同 郡日吉村 深瀬啓十郎  
同 郡大綱村 飯田助太夫 都筑郡都岡村 内田重太郎  
橘樹郡生見尾村 会長 持丸兵輔 橘樹郡官前村 都倉義知  
同 郡稲田村 安藤弥太 都筑郡山内村 金子万助  
同 郡柿生村 神藤喜兵衛 同 郡中里村 小島貞雄

◎横須賀稅務署(市部)

横須賀市公郷 永島庄兵衛 同 市汐入 堀田辰吉  
同 市不入斗 石井長右衛門 同 市逸見 鈴木惣次郎  
同 市大漕 今井梅吉 同 市深田 鈴木惣兵衛  
同 市旭町 会長 鈴木忠兵衛

◎同 (郡部)

三浦郡長井村 鈴木安造 同 郡中西浦村 若命源吾  
同 郡久里浜村 北村茂賢 同 郡浦賀町 高橋勝七  
同 郡葉山村 会長 伊東春義 同 郡田越村 桐ヶ谷良吉  
同 郡浦郷村 田川平三郎

◎藤沢稅務署

高座郡座間村 山田和助 同 郡溝村 清水盤平  
同 郡渋谷村 会長 関水隈蔵 同 郡海老名村 古川 謙  
鎌倉郡鎌倉町 和田利左衛門 鎌倉郡川上村 斎藤不二三  
高座郡藤沢町 金子角之助 同 郡寒川村 原田源太郎  
同 郡茅ヶ崎町 磯崎半十郎 鎌倉郡中和田村 石井仁左衛門

◎大磯稅務署

中郡伊勢原町 越光弥七 同郡相川村 会長 大宮弥七

同郡大根村 岩田俊平 同郡比々多村 石井勝治  
 同郡柴野町 佐藤政吉 同郡東柴野村 小泉重吉  
 同郡平塚町 原田勝右衛門 同郡國府村 近藤市太郎  
 同郡大磯町 宮代謙吉 中郡須馬村 田中庄七

◎小田原稅務署

足柄上郡酒田村 會長 草柳政吉 同 郡南足柄村 關野長治  
 同 郡松田町 中村規矩平 足柄下郡小田原町 今井広之助  
 同 郡下智我村 長谷川良輔 同 郡小田原町 吉野直敬  
 同 郡上府中村 金子豊藏 同 郡吉浜村 榎本吉太郎  
 足柄上郡中井村 大島敬義 同 郡足柄村 小沢顯次

◎厚木稅務署

愛甲郡荻野村 齋藤元吉 同 郡林村 小島仁之助  
 同 郡厚木町 安西文之助 同 郡愛川村 染矢三郎  
 津久井郡小原町 小林一誠 愛甲郡玉川村 會長 黄金井為造  
 津久井郡串川村 山口長吉 同 郡太井村 梶野宏三

◎浦和稅務署

北足立郡川田谷村 天沼忠一郎 同 郡大砂土村 吉田茂助  
 同 郡馬室村 齋藤竹次郎 同 郡上平村 須田守三

北足立郡大久保村 會長 榎本佐左衛門 同 郡藤町 岡田健次郎  
 同 郡鳩ヶ谷町 稻垣積三郎 同 郡馬宮村 齋藤祐美  
 同 郡新倉村 鈴木左内 同 郡尾間木村 齋藤忠三  
 同 郡新郷村 押田英太郎 同 郡芝村 新井泰三郎

◎川越稅務署

入間郡川越町 野々山喜右衛門 同 郡同町 岩沢虎吉  
 同 郡當岡村 田中泰司 同 郡鶴ヶ島村 會長 田中万次郎  
 同 郡東吾野村 小林拾三 同 郡梅園村 山崎啓藏  
 入間郡金子村 市村高彦 同 郡南畑村 大沢駿二  
 同 郡霞ヶ関村 発智庄平 同 郡大田村 仲 幾太郎  
 同 郡入間川町 綿貫金造 同 郡仙波村 船津長喜

◎比企稅務署

比企郡八和田村 大塚光晴 同 郡東吉見村 會長 木村清夫  
 同 郡玉川村 町田藤助 同 郡福田村 栗原嘉範  
 同 郡大岡村 森田熊吉 同 郡出丸村 片岡鴻太郎  
 同 郡大河村 杉田助左衛門 同 郡高坂村 加島善六

◎大宮稅務署

秩父郡高篠村 新井雄助 同 郡矢納村 新井源一郎



同 郡小鹿野町 田嶋唯一 同 郡中川村 新井弥吉  
 同 郡尾田蔀村 内田恭太郎 同 郡皆野村 金子徳左衛門  
 同 郡大宮町 會長 新井佐市 同 郡三田川村 黒沢与三郎

◎熊谷稅務署

大里郡花園村 内田文平 同 郡男倉村 吉田定助  
 同 郡中瀬村 齋藤安雄 大里郡明戸村 齋藤真吉  
 同 郡榛沢村 武政恭一郎 児玉郡児玉町 谷矢力太郎  
 同 郡若泉村 原 利平 大里郡御正村 長谷川宗治  
 同 郡熊谷町 會長 高柳二郎 児玉郡七本木村 戸矢治平  
 大里郡長井村 宮本嘉樂 児玉郡本庄町 松本文作

◎忍稅務署

北埼玉郡加須町 野本三之助 同 郡樋邊川村 小林辰蔵  
 同 郡中条村 會長 中村孫兵衛 同 郡瓜田村 荒川甚作  
 同 郡忍町 森 修 北埼玉郡下忍村 増田一郎  
 同 郡川俣村 堀越寛介 同 郡大越村 野中広助  
 同 郡水深村 神田寿三郎 同 郡騎西町 岡田敏助  
 南埼玉郡瀬止村 田中四一郎 同 郡三箇村 小林考作

◎北埼玉稅務署

同 郡粕壁町 石野安蔵 同 郡岩槻町 齋藤善八  
 同 郡綾瀬村 飯野喜四郎 同 郡鷲宮村 會長 高橋莊之丞  
 同 郡出羽村 中村悦蔵 北葛飾郡八代村 知久貞三郎  
 同 郡彦成村 高木利平 北葛飾郡高野村 井上精一郎  
 同 郡行幸村 遠藤鐔吉 同 郡南桜井村 石川伝平

◎千葉稅務署

市原郡八幡町 市川石三 同 郡海上村 岡田稻蔵  
 千葉郡検見川町 會長 藤代市之輔 市原郡里見村 鈴木亮太郎  
 同 郡菊間村 駒田友七 千葉郡千葉町 加藤久太郎  
 同 郡椎名村 高梨惣平 市原郡鶴舞町 今関邦次郎  
 千葉郡津田沼町 田久保節造 同 郡二宮村 近藤多喜司

◎松戸稅務署

東葛飾郡行徳町 加藤太三郎 同 郡南行徳村 近藤善八  
 同 郡船橋町 松本教蔵 同 郡土村 會長 木村作左衛門  
 同 郡千代田村 寺島五兵衛 同 郡浦安村 田中徳次郎  
 同 郡明村 大塚一雄 同 郡風早村 小林大助  
 同 郡市川町 田中喜兵衛 同 郡松戸町 米井七右衛門

◎佐倉稅務署

印旛郡川上村	日暮又五郎	同	郡成田町	會長	長谷川利左衛門
印旛郡志津村	奥津忠次郎	同	郡根郷村		渡辺庄治
同 郡佐倉町	川村彦三	同	郡富里村		綿貫鉄太郎
同 郡酒々井村	鶴岡造酒右衛門	同	郡八生村		大沢熊五郎
同 郡久住村	椎名理三郎	同	郡公津村		土肥 昇

◎佐原稅務署

香取郡府馬村	小出作藏	同	郡東条村		勝又増之助
同 郡小見川町	高橋泰治郎	同	郡佐原町		伊能厚太郎
同 郡同 町	八木慶太郎	同	郡久賀村	會長	菅沢重雄
香取郡笹川村	五十嵐莊太郎	同	郡万歳村		花香伝右衛門
同 郡本大須賀村	石橋蓮二	同	郡滑河町		桜井直藏

◎銚子稅務署

匝瑳郡東陽村	向後四郎左衛門	同	郡共和村		飯倉清右衛門
海上郡銚子町	明石敬治	同	郡本銚子町	會長	田中玄蕃
匝瑳郡白浜村	椎名利助				林 佐太郎
匝瑳郡福岡町	太田平左衛門	海上郡富浦村			鈴木良助
同 郡壘岡村	越川惣右衛門	海上郡嚶鳴村	同	郡飯岡町	向後直藏

◎東金稅務署

山武郡東金町	能勢土岐太郎	同	郡福岡村	會長	嘉瀬清之助
同 郡公平村	久保田専藏	同	郡片貝村		古川義郎
同 郡壘岡村	東城重太郎	同	郡大平村		渡辺惣二郎
同 郡南郷村	高橋嘉重	同	郡大給村		行方哲次
同 郡成東町	土屋作太郎	同	郡白里村		上代民信

◎茂原稅務署

夷隅郡上瀑村	鎌田甚太郎	長生郡茂原町		板倉公平
夷隅郡大多喜町	鋤柄良司	長生郡日吉村		平川敏次
同 郡関村	牧野経太郎	同 郡二宮本郷村		太田謹三郎
同 郡土睦村	會長 久我勝三郎	夷隅郡中根村		渡辺弓太郎
長生郡一松村	木島武左衛門	夷隅郡勝浦町		数見祐之助
同 郡大原町	土屋弁次郎			

◎木更津稅務署

君津郡中村	會長 杉谷弥之吉	同	郡木更津		露崎銀平
同 郡小櫃村	島海栄次郎	同	郡平岡村		加藤常吉
君津郡秋元村	大網兵造	同	郡佐貫町		西沢吉郎
同 郡久留里町	杉浦龜吉	同	郡根形村		小川芳太郎

同 郡金田村

竹内辰之助

同 郡竹岡村

池田友雄

◎北条稅務署

安房郡鴨川町

梶 房儀

同 郡瀧田村

角田倉吉

同 郡富浦村

川名正吉郎

同 郡佐久間村

高梨五郎

同 郡丸村

石田猪吉

同 郡千歲村

座間大五郎

同 郡北条町

加藤音城

同 郡神戸村

會長 岡崎孝右衛門

安房郡吉尾村

永井益夫

同 郡東条村

島海清治

同 郡磯町

小林専吉

◎甲府稅務署(市部)

甲府市緑町

矢島栄助

同 市和田平町

寺田喜平治

同 市山田町

會長 岩尾民造

同 市柳町

浅川友造

同 市山田町

石氏兵作

同 市西青沼町

横沢米太郎

同 市新柳町

高見沢重興

◎同(郡部)

中巨摩郡松島村

三井梧六

中巨摩郡鏡中条村

三木米太郎

同 郡常永村

内藤平兵衛

同 郡五明村

會長 市川文蔵

同 郡三恵村

河西豊太郎

同 郡今諏訪村

手塚繁治

西山梨郡清田村

早川安吉

◎石和稅務署

東八代郡御代咲村

會長 古屋専蔵

東山梨郡平等村

森 国造

東八代郡一宮村

雨宮五郎

同 郡右左口村

小林龜太郎

同 郡境川村

宇佐美一宝

東山梨郡七里村

早川善太郎

同 郡奥野田村

小野八郎

同 郡八幡村

窪川松次郎

◎諏沢稅務署

南巨摩郡睦合村

會長 木内信春

同 郡身延村

藤田佐一郎

西八代郡高田村

斎藤兼吉

同 郡栄村

山本武彦

同 郡市川大門町

有泉米松

南巨摩郡諏沢町

秋山八十郎

同 郡壇穂村

小林彦太郎

同 郡西島村

笠井惟造

◎韭崎稅務署

北巨摩郡駒城村

宮川鏡汎

同 郡秋田村

矢ヶ崎忠雄

同 郡旭村

久保田喜太郎

北巨摩郡甲村

小尾浜吉

同 郡駒井村

會長 上野百太郎

同 郡江草村

中田正治

同 郡穂坂村

横森喜一郎

◎都留稅務署

南都留郡谷村町

會長 河口善之助

同 郡禾生村

坂本 埴

同 郡福地村

堀内啓治

北都留郡桐原村

山口嘉平

同 郡上野原町  
同 郡船津村

藤田胸太郎  
井出与五右衛門

南都留郡西桂村  
北都留郡七保村

渡辺明樂  
小泉由郎

(昭44 関信 8-3 宅地地価修正関係書類)二

23、明治43〜44年 東京稅務監督局管内宅地賃貸價格調查委員會狀況

區第一、八七〇号 明治四十三年十月十九日

東京稅務監督局

稅務署長殿

宅地賃貸價格調查委員會狀況別紙ノ通

右為參考通牒ス

(別紙)

東京府

報告月日 署名

摘要

十月十日 京橋

委員會ニ於テ調査ノ内容ハ秘密ヲ守リ外部ニ漏サ、ル事ヲ決議セリ

十月十四日 同

委員中角地ト中地ノ等級間差僅少ニシテ適當ナラストノ意見ヲ有スルモノアリ、委員ニ於テ調査ノ謄本ヲ調製シツ、アリ

十月十一日 水窪橋

委員ハ本郷・小石川兩區ニ分担、各都會ヲ開キ下調査ニ着手スルコト、及下調査ハ各町最高

最低地ノ等級適否ヲ調査仮決議ヲナシ、次テ各筆ノ編級ニ及ホスコトヲ決議セリ

本郷區最高地ハ他ノ同級地ト權衡ヲ得サルニ付、一級ヲ昇スコトニ略ホ掃着セリ

十月十二日 品川

管内ヲ四部ニ分チ一部二名乃至三名ノ委員分担ス、十三日ヨリ十九日迄實地踏査ノ為メ休会

十月十四日 淀橋

東京府下八郡ノ委員ハ調査上打合ノ為メ本月廿日飯田町河岸富士見樓ニ集會ノ趣ナリ

十月十二日 青梅

委員會ハ十三日ヨリ廿日頃迄休会

神奈川県

報告月日

署名

摘要

十月十二日 横浜

委員會ハ準備調査ノ為メ市部ハ廿一日迄、郡部ハ十七日迄休会

十月十三日 藤沢

委員會ハ十九日迄休会ス、休会中各町村長及地主惣代等ノ意見ヲ徴シ、各自ノ調査資料ト為スモノノ如シ

十月十三日 小田原

委員會ハ十二日ヨリ十日間決議ヲ延長シ、委員十名ヲ五組ニ分チ一組二名ヲ以テ各町村ヲ分担シ、調査書ヲ謄写シ側ラ實地ノ調査ヲ為スコト、及左ノ件ヲ申合セタリ

一、議案ノ内容ハ秘密トシ、各部落若クハ每筆ノ權衡ハ各町要部ノモノニ諮問シ參考トスルコト

十月十二日 厚木

管内ヲ二區ニ分割シ各區委員五名宛分担セリ

委員ハ調査書副本携出ニ付必ス秘密ヲ守ルヘキコト、及外部ヨリノ要求ハ絶対ニ顧慮セサルコトニ協定セシ旨會長ヨリ言明セリ

埼玉県

報告月日 署名 摘 要

十月十日 比 企 委員会ハ管内二十八ヶ町村ヲ甲乙二区ニ分チ調査スルコト、及十月十日ヨリ三十日間ノ予定ヲ以テ調査スルコトヲ決議セリ

十月十一日 熊 谷 委員会ハ管内ヲ六部ニ分担調査スルコトニ決議セリ

千葉県

報告月日 署名 摘 要

十月十二日 千 葉 委員会ハ管内二部ヲ拾区ニ分担ス

本月十七日迄休会

各委員ハ調査ノ内容ヲ他へ漏洩スルトキハ物議ヲ生スルノ基トナルヘキニ依リ、秘密ヲ守ルヘキ意向ナリ

十月十日 佐 倉 委員ハ十一日ヨリ試調査トシテ八街村ノ仮決議ニ着手セリ

十月十二日 同 委員十名ノ内六名ハ向フ四日間実地踏査シ、残四名ハ佐倉町ノ調査ニ従事、十二日二三百三十

七筆調査、内上級セシモノ八筆、下級セシモノ十四筆アリ、十三日ハ四百五十二筆ヲ調査シ、内上級セシモノ六十一筆、下級セシモノ七十九筆ナリ

十月十一日 佐 原 委員会ハ管内ヲ五部ニ分チ各部ニ名宛ノ委員分担セリ

十月十日 東 金 委員会ハ十七日迄休会

十月十三日 茂 原 管内ヲ十巻区ニ分チ各委員分担セリ、調査上秘密恪守ハ会長ヨリ各委員ニ諮リ何レモ承認セリ

十月十四日 同 委員ハ分担区内実地調査ニ従事スル模様アリ

委員会ハ十五日ヨリ十九日迄休会

十月十二日 木 更 津 委員会ハ議事細則ヲ議定シ、第廿条ニ左ノ事項ヲ規定セリ

調査委員会ニ於テ調査ニ係ル事項ハ他ニ漏洩セサルモノトス

十月十三日 北 条 委員会ハ十月十七日迄休会

山梨県

報告月日 署名 摘 要

十月十三日 鯉 沢 管内ヲ三方面ニ分チ各委員分担セリ

十月十一日 韭 崎 委員会ハ、一村位、二大字位、三小字位、四每筆ノ順序ヲ以テ調査スルコトニ決議、十月十一

日村位ハ稅務署調査ヲ是認セリ

各委員ノ体度ハ頗ル穩カニシテ、切りニ調査ノ進捗ヲ希望シ、有力ナル一委員ハ廿日位ニテ閉会シタキ旨ヲ漏セリ

直第一九三二号 明治四十三年十一月一日

東京稅務監督局

稅務署長殿

宅地賃賃価格調査委員会状況別紙ノ通り

右為參考通牒ス

東京府

十月二十二日 神田橋 麴町部会ハ全体ノ編級調査ヲ終リ、他区隣接地及制限地等ニ関シ調査中、神田部会ハ全体ノ

概況調査ヲ終リ、每筆ノ仮決議ニ移リ決議済、町数一六、委員ノ態度平穩、単ニ編級ノ不公平ナルモノニ対シ匡正ノ目的ニテ進捗ヲ期待シ、連合会トノ關係極メテ冷淡ノ如シ

十月二十二日 永代橋 引続開会、下調査簿筆数合計一、九三七（七分強）

十月二十三日 幸橋 各委員調査分担区ヲ定ム、大体標準地ノ踏査終了シ、会場ニ於テ乙図ニ依リ一般ノ比較調査ヲナシ、目下各町ノ最高等級評定中

十月十六日 水道橋 本郷区ハ湯島一丁目外四十五ヶ町ノ最高最低等ノ下調ヲナシ、仮決議ニ着手セリ

十月十五日 厩橋 下谷区最高地ハ淺草、最高地ニ比シ高キニ失スルヲ以テ六筆中三筆ハ一級又ハ二級ヲ降下スルナラン

十月二十二日 兩國橋 休日ヲ除ク外引続開会、下調査ハ本所・深川両区共全部終了、今後ハ下調査中不適当ト認ムル部分再調ノ意向、委員ハ大体ニ於テ提案ニ賛同ヲ表シ居ルカ如シ、本月内ニ全部終了ノ意向ノ如シ

十月二十日 品川 本日全委員出席、何等議スル所ナク二十一日ヨリ二十四日迄実地踏査ノ為メ休会ヲ決議

十月廿二日 滝橋 二十一日ノ会議ニ於テ某委員ヨリ、各府県別現地租ニ対スル修正後ノ地租増減額或響ニ於テ説明スル趣ナルヲ以テ、当署モ同様説明ヲ得タシ、説明セストセバ一時休会セント発言アリシモ、其筋ニ問合スヘキ旨答弁ヲ与ヘ調査続行セリ、其外一委員ヨリ当署管内ノ地租額ニ増減ヲ来タス結果ヲ各町村別ニ説明ノ求メアリ、概數調査ヲ為スヘキ旨答置タリ、委員ハ調査

書ノ謄写乙図ノ閲覧ニ止マリ、調査方針未確定ノ如シ

十月十九日 板橋 昨十八日開会、休会中ニ部署ヲ分チ各町村ヲ巡回シ、町村長ヨリ徴シタル毎筆貸賃価格見込

調査ヲ持參シ、更二十九日ヨリ四日間之ヲ調査簿ニ対照、以テ委員ノ腹案ヲ定ムルコトトシ、其間休会、副本携帯ヲ許サレ度旨要求アリ、漏洩嚴禁ノ条件ヲ付シ之ヲ許セリ、前回ニ引続質問応答ノミ何等議スル所ナシ

十月廿一日 亀戸 (一) 彼等ガ予想シタル賃賃価格ヨリ低度ナリシコト、(二) 調査簿カ意外ニ緻密ノモノナリシコト、(三) 調査簿ノ如クセハ地租ハ如何ナル計算ニ当ルヤ否ヤ不明ナルコト、(四) 未ダ調査簿ノ内容能ク分ラサルコト、(五) 如何ニ修正提案セハ地主又ハ第二各町村長ガ満足スヘキカ、(六) 如何ニセバ各委員ノ面目ヲ保ツコトヲ得ルカ、(七) 来ル二十七日迄ニ各町村ノ賃賃価格ニ対スル意見ヲ聞クコト、以上第七ノ結了ヲ待テ大体ノ意見ヲ定メ、直ニ本調査即チ一筆限又ハ一小字限議題トシ、咄嗟ノ間ニ議了スヘキ状況

十月二十二日 青梅 二十日富士見樓ニ会合セル府下郡部委員ハ五十余名、其他代議士某外一名参加、其協議事項ノ主モノナルモノ探知ノ大要左ノ如シ

(一) 今後郡部委員ハ氣脈ヲ通シ一致ノ行動ヲ取ルコト、(二) 歩調整一ヲ期スル為メ各会ニ一名ノ委員ヲ置キ連絡ヲ保ツコト、但委員ハ會長トス、(三) 本月中各委員会合シ修正地価ノ対照ヲ為スコト、又當署提案ハ權衡ヲ得タルヲ以テ極メテ僅少ノ修正ニテ結了ノ見込ナレバ、形式上各署ノ会ト一致ノ行動ヲ取ルニ止メントノ向某委員ノ談ナリ、会ハ引続三十一日迄休会、調査ハ七区ニ分担セル旨會長ヨリ通知アレリ、来月一日ヨリ開会、二週間以内ニテ議了

セントスル模様ナリ

十月二十二日 八王子 十八日十九日開会、彼此比較対照ニ止ル、二十日ハ郡部委員連合会出席ノ為メ休会、尚引続  
二十三日迄休会ヲ決議ス

神奈川県

報告月日 署名 摘要

十月二十三日 横浜 市部会十三日ヨリ二十一日迄休会、廿二日開会、某委員ヨリ第二十六議會政府説明ニ係ル横  
浜市分超過地租額六万二千余円ヲ、全国ノ按分ニ依ラス同市ニ於テ相当減額ヲ為サントノ意  
見ヲ述ヘ、随テ該調査ノ為メ三十一日迄休会ヲ決議ス  
郡部会十八日開会、更ニ準備調査ノ為メ二十日迄休会  
二十一日開会、六浦荘村全部（八七四筆）ノ仮決議ヲ為シ、更ニ準備調査ノ為メ二十二日迄  
休会

内 等級ヲ上ケタルモノ

九筆

同 下ケタルモノ

二二五筆

原案是認

六五〇筆

十月二十日 神奈川 開会翌日ヨリ二日開休会、十三日ヨリ既定ノ順序ニ依リ図面ニ就キ編級当否ノ調査ニ着手シ、  
今日迄終了分

橋樹郡拾ヶ町村 都筑郡五ヶ村

明二十一日ヨリ実地調査ニ着手、一週間ノ予定、図上調査ニ於テハ提案ノ編級ハ権衡ヲ得タ

ルモノト認メ居ルカ如シ

十月二十二日 神奈川 二十一日ヨリ一週間ノ予定ヲ以テ実地踏査着手スヘキノ処、二十四日ヨリ着手ノユトニ変更、  
其間地図上調査書トノ対照ヲ為セリ、該調査済ノモノ橋樹郡三ヶ村・都筑郡四ヶ村

十月二十二日 横須賀 市部会ハ比較調査ヲ為シ、某委員ヨリ現地地価ト修正地価トノ集計承知シタキ旨質問アリタル  
モ、該集計ハ未タ確然タルモノ出来ズ、賃貸価格ハ制限付ト不制限トハ集計アリト答へ、尚  
地価ノ増減ヲ基礎トシ調査スルカ如キハ法ノ趣旨ニアラサル旨ヲ注意セリ

十月二十二日 横須賀 郡部会ハ二十日二十一日ノ両日ニ左ノ下開ヲ了セリ

上級 三八筆

浦賀町 一、九八四筆 内

下級 一六二筆

十月二十二日 同 郡部会ハ引続調査、浦賀町ノ内七六一筆ノ下調査ヲ了セリ

上級 一筆

内 下級 一五三筆

十月二十三日 藤沢 二十日開会、某委員ヨリ制限地ニ係ル現在地価各町村別ノ質問アリタルモ、集計ナキ旨ヲ述  
ベタリ、二十一日休会、二十二日會長出頭、実地踏査ノ為メ二十三日ヨリ十一月三日迄休会  
ヲ決議シタル旨申出アリタリ、開会以来各委員ハ分担区ノ町村長地主惣代等ノ意見ヲ徴シ  
ツ、アルモノ、如シ

十月十九日 大磯 十一日以來休会中、委員ハ分担町村ノ調査書ノ副本作成中ナリ

埼玉県

報告月日

署名

摘要

十月廿三日

浦和

開会以來何等議スル所ナシ、県下委員連合会ニ付テハ委員ノ多数ハ冷淡ナルカ如シ、且委員ハ当署ハ多大ノ増加ナルヲ以テ、之ガ減額ノ方法及理由ノ発見ニ腐心セルモノ、如シ

十月廿二日

川越

昨廿一日隣接比企署委員ヨリ当署委員ニ会見ヲ遂タル概要、左ノ如シ

比企署委員提供案件村部二十三級以上ノ分ハ全部二十級以下ニ低下スルコト、水害地ハ全部十級以下ニ低下ノコト、調査委員会ノ名ニ於テ管内各町村長ニ一筆限調ヲ送付シ各三等二区分報告ヲ求ムルコト、委員ハ右報告ト署提案ト委員調査トヲ比較審案毎筆等級ヲ註定ノコト前記交渉ニ対シ川越署委員ノ表明左ノ如シ

一 何等根拠ナク単ニ編級ノ不適當ニ口実ヲ籍リ全部二十級以下ニ変更スルハ、会トシテ不穩当ノ処措タルコト、水害地ナルモノハ年々歳々予期スヘカラズ、不幸本年ノ如キ稀有ノ水害ヲ標準トシテ低下スルハ、接続無害宅地ト均衡ヲ失シ却テ修正法ノ本義ヲ没却スルノ恐アルコト、各町村長ニ意見ヲ徴スルハ委員個人ノ資格ニ於テハ格別、会ノ行動トシテハ如何アルヘキカ、本郡ノ如キ町村多数ノモノニアリテハ到底予定ノ期日報告ヲ受クルノ望ニキハ勿論、不幸ニモ町村長其人如何ニヨリ故意ニ不公平ナル報告アルニ於テハ、有審ニシテ寸益ナカラシ、署調査町村長ノ調査委員ノ調査トヲ比較審案ハ表面上適実ノ感アルモ、委員力毎筆調査ノ結果ニヨルニアラサレバ却テ偏重偏輕ノ編級ニ陥リ、其極收拾スヘカラサルニ至ラント

十月廿二日

比企

隣接寄居町・越生町及部内主要町村踏査ノ件廿五日ヨリ実行ノコトニ決ス、各委員ハ町村役

十月二十日

大宮

場ニ依頼シ宅地区域調ヲ徴シ居レリ、但町部八十階級村部ハ三階級  
十八日以降引続開会、分担ノ上町村ノ下調査ニ從事セリ、署ノ調査ハ是認シ居ルモノ、如シ、  
調査ノ状況ハ多少等級ノ昇降ヲナシツ、アレリ

十月十八日

熊谷

十三日ヨリ十七日迄休会

十月廿一日

忍

十八日開会、石代其他編級ニ関シ質問応答セリ、会ハ調査方針未確定ノ如シ、来ル廿四日迄休会

十月十八日

粕壁

各町村ヲ十二部ニ分チ各委員之ヲ分担セリ

千葉県

報告月日

署名

摘要

十月十九日

千葉

委員会ハ調査内容ハ絶対ニ他へ漏洩セザルコトニ決議シ、尚各員分担調査ノ上署ノ提案ニ同意シ難キモノハ調査審備考欄ニ下調等級記入ノコト、全部ノ下調ヲ了シタルトキハ会長ヨリ全会ニ諮リ仮決議トナスコト、仮決議ノ上一応署ノ意見ヲ求メ精査ノ上一筆毎本決議トナスコト、下調査ハ第一項ヲ厳守シ各自任意調査ヲナスヘキコトニ決議ス  
目下委員ハ自宅調査・出署調査等区々ニテ本月末迄ハ現状維持ナラン  
十月廿四日千葉ニ開催セル千葉県委員連合会決議ノ概要左ノ如シ  
本会ハ県下ノ公平ナル調査ヲ維持スル為メ各地調査会結了迄存続シ、必要ニ応シ時々会同  
一步調ニ出スルコト

税務署調査額ニ対シ大体ニ於テ一先ニ割減ヲ標準トシ調査ヲ為スコト



十月二十二日 佐倉 引統調査、仮決議済、成績左ノ如シ  
 安食町残部 六一〇筆 上級 二筆  
 木下町全部 六二三筆 内 下級 二二七筆

(外ニ既往調査済佐倉町・成田町)

十月十六日 佐原 委員会ハ會議ニ關スル事項ハ秘密トスルコトニ全会一致ニテ可決セリ、委員会ハ原案調査ノ為メ十六日ヨリ二十三日迄休会

十月十五日 銚子 委員ハ大体ニ於テ調査額ヲ是認シ居ルモノ、如シ、然レトモ現在負担ヨリ増額スルヲ以テ各一級宛減額ノ希望ヲ有スルガ如シ

十月廿二日 東金 委員会ハ要求セシ参考書類ノ交付ヲ受ケ実地調査ニ従事スルコトニ一決セルモノ、如キモ公表セズ

十月廿二日 茂原 明日ヨリ実地調査ト称シ二十七日迄休会ヲ決議ス

十月十七日 本更津 委員会ハ十月十四日ヨリ休会、調査書副本謄写中

十月廿三日 岡 委員会ハ引統副本謄写ノ為メ休会、尚二十六日迄休会

十月廿二日 北条 本日ヨリ二十四日迄休会

山梨県

報告月日	署名	摘要
十月廿二日	石和	委員会ハ何等決スル所ナシ、署ノ提案ハ是認シ居ルガ如シ
十月廿二日	總沢	委員会ハ引統下調中、決議事項ナシ、二十二・二十三日休会

十月十五日 荏崎 十月十六日ヨリ十九日迄休会、十月二十日ヨリ廿三日迄開会、大体ノ決議ヲ了シ二十四日ヨリ十一月五日迄休会、同六日ヨリ確定ノ決議ニ入ルベキ筈

十月廿日 都留 委員会十八日散会后二十三日迄休会、委員ハ何レモ調査額ニ対シ減額ヲ試ミントノ希望ナルモ、未ダ何等意見ヲ表示セズ

直第四九号  
 明治四十四年一月十三日

東京稅務監督局

稅務署長殿

宅地賃貸価格調査委員會中再調査会状況左ノ通

一、京都市管内上市・魚津兩署再調査会ハ、委員会主張ノ削減ハ他トノ權衡ヲ失スル恐アルヲ以テ、相当ノ範圍ニ於テ決議ノコトニ交渉極力努メタレトモ其主張ヲ改メス、十二月廿九日上市・魚津兩署委員会トモ不当ト認ムル係決議ヲ了スルニ至レリ

二、仙台南管内白河署再調査会ハ、白河町以外ハ委員間ニ於テ多少意見ヲ異ニスルモノアリシモ、結局多数ヲ以テ相当決議ヲ為シタルモ、白河町ハ町民ノ圧迫ヲ受ケ当初ノ態度ヲ改ムルニ至ラス、前決議ノ通決議ヲ為シ十二月三十日閉会セリ

三、熊本局管内平戸署再調査会ハ、十二月十九日無事閉会セリ

四、同局管内中津署再調査会ハ、適當ノ決議ヲ為シ十二月廿七日閉会セリ

24、明治44年 富岡稅務署の宅地地価修正秘録

「」 宅地々価修正秘録

富岡稅務署長 「

目録

- 第一項 宅地々価修正準備調査
- 第二項 修正法發布
- 第三項 宅地貸賃價格調査委員選舉始末
- 第四項 実地調査ノ概況
- 第五項 監督官庁ノ監督概況
- 第六項 調査委員會ニ於ケル調査及決議ノ狀況
- 第七項 地価修正

第一項 宅地々価修正準備調査

〔昭和四十四年十月廿七日 附〕

第一節 第一回調査

宅地々価修正準備調査ノ声ヲ上ケタルハ明治三十八年ノコトニシテ、其ノ年十一月二日、時ノ監督局長タリシ多胡局長ヨリ其筋ノ内命アリタル趣ヲ以テ、宅地々価修正法案及調査腹案ヲ添ヘ之カ調査ニ着手スヘキ旨通牒ヲ發セラレ、稅務署ニ在テハ此ノ通牒ヲ受領スルト同時ニ調査ノ端緒ヲ開始セリ、翌三十九年二月二十日前橋署ニ於テ群馬県内ノ各稅務署長及足利・佐野・栃木ノ各稅務署長会同、本件ニ關スル協議会ヲ開キ、爾來着々調査ヲ進行シ之カ準備ニ汲々タリシ、然ルニ宅地々価修正法案ハ第二十二議會ニ於テ貴族院ノ通過ヲ見ルニ至ラス、從テ本事業ハ一時中止ノ状態ニ陥レリ。超エテ同年五月十二日、橋局長ヨリ次期議會ニハ更ニ正確ナル調査ヲ遂ケ提案ノ見込ナル旨其ノ筋ヨリ内牒ニ接シタレハ、急速且ツ正確ニ調査ヲ続行セヨトノ達アリ、茲ニ於テカ再ヒ調査ヲ初メ、同年八月十五日其ノ結果ヲ報告シテ一段落ヲ告クルニ至レリ、之ヲ第一回ノ調査トナス

第二節 第二回調査

第一回調査終了後半歳ナラスシテ第二回ノ調査ハ初マリヌ、明治四十年一月六日橋局長ヨリ全国各地ノ權衡上更ニ再査ヲ要スヘキ旨通牒アリ、其際北甘楽郡ノ一坪当平均貸賃價格ハ町部六錢八厘・村部貳錢參厘、郡平均額參錢五厘貳毛、又富岡町ノ最高ハ五拾五錢、下仁田町ノ最高ハ貳拾貳錢ト定メラレ、等級數ハ前回ヨリ細分スルコト、ナレリ、其ノ一端ヲ舉クレバ左ノ如シ

	前回調査ノ等級數	今回更正見込等級數
富岡町	二三	三三
下仁田町	七	一五
一ノ宮町	五	一〇

妙義町 五 八  
 福島町 五 八

前項ノ方針ニテ再査ヲ為シ、其ノ結果ヲ製表シテ同年一月廿六日本局ニ提出シ一段落ヲ告ク、之ヲ第三回調査トナス

第三節 第三回調査

明治四十年一月調査終了後再び調査ニ従事セサルヲ得サル時運ニ会シ、同年八月九日外部ノ調査ヲ開始セリ、而シテ平均貸賃価格ハ前回ニ比シ參毛ヲ増加シ參錢五厘五毛トナリ、後更ニ參毛ヲ増加セラレテ參錢五厘八毛ト改メラレ、其ノ參毛ヲ主トシテ村部ニ於テ負担セシムルコト、ナリ、十月九日ヲ以テ外部調査ノ全部ヲ終了シ、直ニ製表ニ従事シテ翌十日宅地等級及標準貸賃價格表、其他附屬書ヲ本局ニ提出シ、茲ニ全部ノ結末ヲ告ク、之ヲ第三回調査トナス

第四節 第四回調査

第三回調査終了ノ翌年、即チ明治四十一年ニ入り更ニ調査ヲ為スノ必要ヲ生シ、其ノ年七月七日河田局長ヨリ調査ニ關スル要項ヲ示サレ、十月十五日迄ニ所定ノ調査ヲ了シ、且ツ賃賃價格表ヲ進達スヘキコトヲ達セラル、茲ニ於テカ第四回ノ調査ヲ開始スルコト、ナリ、同年九月二十三日実地調査ニ着手シ十月初旬終了、直チニ製表ニ着手シテ同月十一日宅地等級及標準貸賃價格表ヲ提出シ、一段落ヲ告クルニ至レリ

前項ニテ宅地々備修正ニ關スル準備ノ調査ハ大田田ヲ告ケタル次第ナルヲ以テ、之カ調査ノ指揮ニ當ラレタル局長及當時關係シタル稅務署長ノ氏名ヲ左ニ表記シテ參考トナス

- 調査回数 局長氏名 稅務署長氏名
- 第一回 多助登三郎 酒井 亮
  - 第二回 楠 正篤 荒井始八郎

- 第三回 楠 正篤 荒井始八郎
- 第四回 河田實三 伊集院兼利

政府カ初メテ修正法案ヲ議會ニ提出シタルハ第二十二議會ニシテ、不幸同議會ノ容ル、所トナラス、爾來幾度カ議會ノ議題トナリタル中途中途ニシテ故障出来、何時モ通過ヲ見ルニ至ラザリキ、超エテ第二十六議會ニ至リ機運漸ク熟シ、貴衆兩院無事通過シ法律トシテ社会ニ現ハル、ニ至レリ、本修正案ト議會トノ關係左ノ如シ

- 議會ノ回次 修正案提出ノ有無 議會ノ議決模様
- 第二十二回 提出 衆議院可決
- 第二十三回 提出セズ 貴族院否決
- 第二十四回 提出、撤回 衆議院可決
- 第二十五回 提出セズ、代議士提出 貴族院調査中閉會
- 第二十六回 提出 兩院可決

第三項 修正法發布

數年間朝野ノ懸案タリシ宅地價修正法ハ第二十六議會ヲ通過シテ漸ク実行ノ期ニ入り、明治四十三年三月法律トシテ公布セラル、ニ至レリ、其ノ法文左ノ如シ

【宅地地價修正法は省略】

第三項 宅地賃賃價格調査委員選舉始末

明治四十三年七月宅地貸借価格調査委員選舉準備ノ期節ニ入ルヤ、時恰モ稅務署内ニ所得調査委員會開會ノ時期ニ際シタルヲ以テ、所得調査委員ハ本件ニ關スル委員配當ノ地域ニ付協議ヲ凝ラシ、郡ノ平和ヲ維持スル為メニ所得調査委員發起トナリ、各町村ノ有力者二三名ツ、郡衙ノ樓上ニ集合ヲ求メ、其席上ニ於テ地域ヲ確定シ、併セテ候補者ヲ選定スルコトニ協議ヲ總メ、直ニ四方ニ檄ヲ飛ハシテ七月廿二日集合スルコト、ナレリ、而シテ当日ハ通知ニ接セザル者マテ馳セ集マリ、予期以上ノ集合ヲ見タルノミナラス、其ノ日ハ町村長ノ會議アリシヲ以テ會議終了後町村長モ之ニ加リ、所得調査委員笠原太平座長トナリテ會議ヲ開ケリ

原案ハ所得調査委員ノ協議ニ拠リ作ラレタルモノニシテ、左ノ如シ

西部	下仁田町	西牧村	小坂村	青倉村	磐戸村	月形村	尾沢村	二人			
中部	富岡町	一ノ宮町	妙義町	高田村	丹生村	吉田村	馬山村	高瀬村	額部村	黒岩村	三人
東部	小野村	岩平村	新屋村	小幡村	秋畑村	福島町		二人			

右提案ニ基キ擬議ノ結果、西部ノ公認候補者ハ磐戸村ノ佐藤盛平、西牧村ノ庭屋靜太郎ト決定、東部ハ更ニ東部ノミニテ會議ヲ開キテ候補者ヲ定ムルコト、ナリ、中部ハ其ノ地域ヲ更ニ小分シテ二ツトナシ、各其分区ニ於テ候補者ヲ定ムルコト、ナリテ散會セリ、中部ノ分割地域左ノ如シ

中部	一部	富岡町	吉田村	馬山村	高瀬村	額部村	黒岩村	二人
	二部	妙義町	高田村	丹生村	一ノ宮町			一人

東部及中部ハ候補者ノ希望者多数ナリシ為メ、議論百出容易ニ纏マル模様ナカリシモ、數回各所ニ於テ會議ノ結果、東部ハ小幡村新井新太郎・小野村白石栄三郎ノ二人ト定マリ、又中部ノ内一部ハ富岡町古沢小三郎・額部村高橋一作ノ二人、二部ハ妙義町佐藤市三郎ト定マレリ

前記ノ通り候補者七人トモ公認セラル、ニ至リタルヲ以テ、夫レソレ部署ヲ定メテ運動ヲ開始シ茲モ油断スルコトナカリキ、本郡選舉人ノ總數ハ百七十人ニシテ、之ヲ町村別ニ区分スレハ

富岡町	二人	一ノ宮町	八人	黒岩村	六人
丹生村	五人	高田村	六人	妙義町	六人
小坂村	七人	西牧村	一〇人	尾沢村	七人
月形村	五人	磐戸村	八人	青倉村	五人
下仁田町	五人	馬山村	五人	吉田村	六人
高瀬村	六人	額部村	一〇人	秋畑村	七人
小幡村	一人	福島町	九人	新屋村	九人
岩平村	七人	小野村	一〇人		

總計百七十人ト云フ多数ノ選舉人ニシテ、八月六日署内ニ選舉場ヲ設ケ立會人ニ大里頼總及茂木鉄太郎ノ兩人ヲ選任シテ、午前九時ヨリ選舉ヲ開始ス

開始早々富岡町畑吉五郎投票シ、引續キ順次投票百六十五人ニ達シ、午後二時締切り時刻トナリ、茲ニ投票ヲ締切り即時開票ニ着手シタリ、棄権シタル者僅カニ五人、無効ニ帰シタル投票ハ更ニナカリシ開票ノ結果ハ左ノ如シ

五拾零点	小野村大字藤木村	白石栄三郎
四拾九点	小幡村大字小幡村	新井新太郎
四拾五点	西牧村大字西野牧村	庭屋靜太郎

右開票ノ結果トシテ、公認候補者タリシ左記七人悉ク宅地貸賃価格調査委員ニ當選セリ

四拾四点	磐戸村大字磐戸村	佐藤豊平
參拾八点	富岡町大字富岡町	古沢小三郎
參拾貳点	妙義町大字大牛村	佐藤市三郎
參拾貳点	額部村大字岩染村	高橋一作
拾七点	吉田村大字南蛇井村	相川愛三郎
八点	下仁田町大字下仁田町	桜井朝雄
參点	富岡町大字富岡町	福沢常五郎
參点	磐戸村大字小沢村	斉藤正次郎
參点	一ノ宮町大字宮崎村	鈴木城作
參点	額部村大字岡本村	佐々木才七
參点	富岡町大字七日市町	保坂武二
參点	馬山村大字馬山村	岩井龜太郎
參点	吉田村大字上小林村	横野健吾
參点	馬山村大字馬山村	神戸禎三郎
參点	妙義町大字大牛村	佐藤市次郎
參点	富岡町大字七日市町	石井令処
參点	小幡村大字小幡村	新井栄三郎

西部

中部(一部)

(一部)

東部

磐戸村大字磐戸村	佐藤豊平
西牧村大字西野牧村	庭屋静太郎
富岡町大字富岡町	古沢小三郎
額部村大字岩染村	高橋一作
妙義町大字大牛村	佐藤市三郎
小幡村大字小幡村	新井新太郎
小野村大字藤木村	白石栄三郎

第四項 実地調査ノ概況

修正事業ハ数年間ノ宿題ナレバ、民間ニ於テモ相当ノ攻究ヲ遂ケ居ルモノアリテ、当該官吏ノ調査那辺ニ達スルカヲ  
 私ニ注意スル傾勢アルニヨリ、職ニ当ル者ハ些ノ遺憾ナキ様努メサルヲ得ス、茲ニ於テカ民間ニ顧問員ヲ置クノ必要  
 ヲ生シ、富岡町ニハ柳瀬浪太郎・新井友作ノ二人、下仁田町ニハ吉田佐七ヲ顧問員ト定メ、署内ニ在テハ各課ヨリ入  
 選シテ専担員ヲ置キ、以テ本事業ノ完成ヲ期シタリ、而シテ土地ノ等級ヲ定ムルニハ毎筆仔細ニ踏査スルニ非サレバ、  
 実地ニ適応シタル等級ヲ設定スルコト能ハス、然レトモ其ノ調査方法宜シキヲ得サレハ、少数ノ専担者ヲ以テ短期間  
 ニ全部ノ土地ヲ踏査スルコト不可能トナリ、終ニ各地ノ權衡ヲ失シ本事業ノ骨子ヲ滅却スルニ至ルコトナシトセズ、

宅地等級及賃賃価格表									
北甘藪郡									
町界	郡界	村界	町界	郡界	村界	町界	郡界	村界	町界
1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1	1. 1
1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2	1. 2
1. 3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 3
1. 4	1. 4	1. 4	1. 4	1. 4	1. 4	1. 4	1. 4	1. 4	1. 4
1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5
1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6	1. 6
1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7
1. 8	1. 8	1. 8	1. 8	1. 8	1. 8	1. 8	1. 8	1. 8	1. 8
1. 9	1. 9	1. 9	1. 9	1. 9	1. 9	1. 9	1. 9	1. 9	1. 9
1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10
1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11	1. 11
1. 12	1. 12	1. 12	1. 12	1. 12	1. 12	1. 12	1. 12	1. 12	1. 12
1. 13	1. 13	1. 13	1. 13	1. 13	1. 13	1. 13	1. 13	1. 13	1. 13
1. 14	1. 14	1. 14	1. 14	1. 14	1. 14	1. 14	1. 14	1. 14	1. 14
1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15
1. 16	1. 16	1. 16	1. 16	1. 16	1. 16	1. 16	1. 16	1. 16	1. 16
1. 17	1. 17	1. 17	1. 17	1. 17	1. 17	1. 17	1. 17	1. 17	1. 17
1. 18	1. 18	1. 18	1. 18	1. 18	1. 18	1. 18	1. 18	1. 18	1. 18
1. 19	1. 19	1. 19	1. 19	1. 19	1. 19	1. 19	1. 19	1. 19	1. 19
1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20	1. 20

以下省略	六十	五十	四十	三十	二十	十	〇	十一
	,600	,300	,150	75	30	10	1	〇
	,650	,320	,160	80	33	12	1	一
	,700	,340	,170	85	36	14	2	二
	,750	,360	,180	90	40	16	3	三
	,800	,380	,190	95	45	18	4	四
	,850	,400	,200	100	50	20	5	五
	,900	,430	,220	110	55	22	6	六
	,950	,460	,240	120	60	24	7	七
	1,000	,500	,260	130	65	26	8	八
	1,050	,550	,280	140	70	28	9	九

(宅地等級及賃賃価格表)

当署ハ從來ノ調査程度及ヒ地方ノ状況ニ鑑ミ、実地調査ニ際シ考察ニ便宜ノ為メ第四回調査ノ実績ヲ基礎トシ、尚ホ其ノ上ニ町村吏員及地方ノ精通者ノ意見ヲ徴シテ参考ニ資スルコト、シ、専ラ署長此ノ事ニ当リ一筆限帳ト地図トヲ携帯シテ、各役場ニ就キ一筆ツ、役場吏員ノ平素見ル所ノ状況ヲ聞き、又精通者ニ就キ利用ト權衡トヲ尋ネ、之ヲ一筆限帳ニ附記シテ実地調査ノ際ニ於ケル参考ニ資セリ、右終了ノ町村ヨリ順次実地踏査ニ従事スルコト、シ、調査ハ二人ヲ一組ト定メ互ニ意見ヲ交換シ、着実ニ視察シテ公平ニ等級ヲ判定スルノ方法ヲ取り、大字界・町村界・郡界等ニ在ル宅地ニ付テハ權衡ヲ失セサル様特ニ注意ヲ払ヘリ、如斯慎重ニ調査シ終了ノ結果製表シテ明治四十三年七月十七日其筋ニ提出シタリ































第五項 監督官庁ノ監督概況

本事業ハ改組以來ノ大事業ニシテ、全国ヲ通シタル貸付価格ノ階級ノ範圍内ニ編級スルモノナレハ、其ノ等級ノ詮定ハ一面ニ於テ彼比權衡ノ問題ヲ伴隨スヘキ性質ヲ有スルモノナルニ付最モ至難ノ事ニ屬ス、此等級ナルモノカ今回修正ノ骨子トナルヘキモノナルニヨリ、当事者ハ勿論監督官庁モ亦等級ノ詮定ニ全力ヲ傾注セラレタルモノ、如ク思惟セラル、右ノ等級ナルモノハ各地ノ權衡ヲ具體的ニ云ヒ現ハシ居ルモノナルヲ以テ、監督官庁ハ時々局員ヲ派遣シテ各署間ニ於ケル權衡ヲ保持スルト同時ニ、署内ノ町村毎案等級ノ詮定方等ニ至ルマテ仔細ニ監督指導セラレ、加之六月七日河田局長ハ自身当地ニ出張、親シク實況ヲ査察シ秘密懇篤ナル監督指導ノ勞ヲ執ラレ、尚ホ又大蔵省ヨリハ七月三十一日雨宮廣出張、富岡町大字富岡町ノ五八級ヨリニ六級マテ、同町大字七日市町四〇級ヨリ三一級マテ、小幡村大字小幡村三二級ヨリ二〇級マテ視察セラル、等、監督官庁ノ注意緻密ヲ極メ、人ヲシテ感嘆セシムルニ至レリ

第六項 調査委員會ニ於ケル調査及決議ノ狀況

宅地貸付價格調査委員會ハ明治四十三年十月十日署内ニ於テ開會、佐藤豊平氏全会一致ヲ以テ會長ニ推サレ會長ノ席ニ就キ、而シテ後議事ハ普通ノ慣例ニ拠リ進行スルノ方法ヲ採ルコト、定メ、夫レヨリ同月二十日迄休會ヲ宣告シテ敝會、二十一日ニ至リ初メテ議事ニ懸カリ、先ツ大体ニ於テ署ノ提出議案ヲ是認セリ、而シテ其ノ内容ニ入り、多数ノ筆數ナレバ時トシテ稅務署ノ注意ノ及バサル箇所ナキトモ限ラス、付テハ各員都署ヲ定メ實地ノ踏査ヲ為スコトヲ可トセズヤト云フモノアリ、此ノ議滿場ノ容ル、所トナリ、直ニ左ノ如ク定メラレタリ

下仁田町

佐藤豊平

庭屋靜太郎

警戸村 月形村 馬山村 齊倉村 尾沢村

佐藤豊平

西牧村 小坂村

庭屋靜太郎

妙義町 高田村 丹生村

佐藤市三郎

黒岩村 富岡町

古沢小三郎

一ノ宮町 吉田村

高橋一作

高瀬村 額部村

佐藤市三郎

秋畑村 小幡村

高橋一作

小野村 岩平村

新井新太郎

新屋村 福島町

白石栄三郎

前記ノ通り部署ヲ定メテ三十一日迄休會、其ノ間ニ實地ノ踏査ヲ了スルコト、セリ、其ノ踏査ノ模様ヲ見ルニ、佐藤豊平ハ包括區域表ヲ村長及區長ニ示シ、各区長ヲシテ實地踏査ヲ為サシメ、夫レソレ意見ヲ附サセ、而シテ後自己ノ意見ヲ定メ、又他ノ委員ハ町村役場ニ區長ヲ召集シ、其席ニ於テ大体ノ意見ヲ徴シ更ニ實地ヲ点檢シテ各自ノ意見ヲ定メタリ、十一月一日開會、富岡町最高等級五十八級ヲ五十七級ニ、又下仁田町最高等級四十六級ヲ四十五級ニ低下ノ仮決議ヲ為シ、次ニ實地踏査ノ結果ニ依リ各町村等級ノ權衡ヲ凝議シ、修正ヲ為サレハ權衡ヲ失スル箇所ノミニ

































明治四十三年十一月十五日、前項記述ノ總貸貸価格六万四千八百貳拾五円九拾七錢、修正地価六拾貳万九千五百九拾九円五錢ヲ以テ決定ノ稟申ヲ為シ、翌四十四年一月十八日認可ヲ得、直チニ町村長ニ対シテ修正地価ヲ通知シ、尙月二十日ヨリ各町村同時ニ縦覧ニ供シ、一人ノ異議者ナクシテ修正地価ノ確定ヲ見、同年四月十九日迄ニ土地台帳ノ訂正ヲ了シ、而シテ町村ノ名寄帳ハ全部改帳ヲ為スコトニ協議シ、之モ亦六月十四日迄ニ全部改帳済トナリ、本事業全般ノ終了ヲ見ルニ至レリ

(平 8 関信 288)